

富山県の廃棄物

[平成29年度版]

富山県生活環境文化部環境政策課

目 次

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要	
(1) 「とやま廃棄物プラン」の推進	1
(2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動	1

II 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策	
(1) ごみ処理状況の推移	3
(2) ごみの収集及び処理状況	4
ア. 計画処理区域の状況	4
イ. ごみ収集の状況	4
ウ. ごみの収集形態別収集量	4
エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合	5
オ. ごみ処理の状況	6
(3) 施設整備状況	7
ア. ごみ焼却施設	7
イ. 粗大ごみ処理施設	8
ウ. 廃棄物再生利用施設	8
エ. 最終処分場（埋立処分）	9
(4) ダイオキシン類対策	10
(5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策	10
(6) 災害廃棄物対策の推進	10
コラム 食品ロス・食品廃棄物対策の推進	11

2. し尿処理の状況

(1) し尿処理状況の推移	12
(2) し尿の収集及び処理状況	12
ア. 計画処理区域の状況	12
イ. し尿の収集形態別収集量	13
ウ. し尿の処理状況	13
(3) し尿処理施設整備状況	15
(4) 凈化槽	16
ア. 凈化槽の設置基數	16

イ. 法定検査の受検の状況	16
ウ. 11条検査の受検率向上の取組み	17
3. 一般廃棄物処理事業の状況	
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例	19
(2) 一般廃棄物処理業者	19
(3) 事業経費	20
(4) 年間一人当たりのごみ処理経費	24

III 産業廃棄物の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況	
(1) 産業廃棄物の排出量等	25
(2) 産業廃棄物の処理処分状況	27
(3) 多量排出事業者の状況	28
(4) 県外産業廃棄物の搬入状況	28
(5) P C B 廃棄物の保管及び処理状況	29
ア. P C B 廃棄物の保管状況	29
イ. P C B 廃棄物の処理状況	29
2. 産業廃棄物処理業の許可状況	
(1) 産業廃棄物処理業の許可	30
(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度	30
3. 産業廃棄物処理施設の設置状況	31
4. 産業廃棄物対策	
(1) 監視・指導	33
(2) 不法投棄防止対策	34
ア. 不法投棄の監視と適正処理の啓発	34
イ. 不用品回収業者への対応	34
ウ. 不適正処理等の現状	34
(3) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策	35
(4) 環境関連企業の海外展開支援	35

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業	
(1) リサイクル認定事業	37

(2) とやまエコ・ストア制度	38
ア. 制度の概要	38
イ. エコ・ストア制度の広報	39
ウ. 登録店の28年度の取組み実績	39
 2. 各種リサイクル法	
(1) 容器包装リサイクル法	40
(2) 家電リサイクル法	41
(3) 小型家電リサイクル法	42
(4) 建設リサイクル法	43
(5) 食品リサイクル法	44
(6) 自動車リサイクル法	44
(7) パソコンのリサイクル	44
 3. 富山市エコタウン事業	
(1) 第1期事業	45
(2) 第2期事業	45
 4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業	
(1) 環境教育、啓発活動	46
(2) 住民等への助成制度	46
(3) 資源ごみ回収常設ステーションの設置	47
 V 県土美化の推進	
1. 県土美化推進事業の概要	
(1) 県土美化推進運動	49
(2) アダプト・プログラム実施状況	50
(3) みんなできれいにせんまいけ大作戦等	51
(4) 海岸漂着物対策の推進	52
 コラム 都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト	
	54
 【資料編】	
【参考資料】	
1. 市町村担当課	91

2. 一部事務組合	91
3. 一部事務組合の構成市町村	92
4. ごみ処理施設	
(1) ごみ焼却施設	94
(2) 粗大ごみ処理施設	96
(3) 廃棄物再生利用施設	98
(4) 最終処分場（埋立処分）	100
5. し尿処理施設	106
6. コミュニティ・プラント	109
7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類	110
8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要	111

I 廃棄物行政の推進

1. とやま廃棄物プランの概要

(1) 「とやま廃棄物プラン」の推進

廃棄物の排出抑制及び循環的利用を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会を構築するため、「ごみゼロ・プラン」と「産業廃棄物処理計画」を統合し、平成15年3月に「とやま廃棄物プラン」を策定し、24年3月に計画の改定を行った。

さらに、28年9月には、県内の廃棄物の排出・処理の実態やG7富山環境大臣会合で採択された「富山物質循環フレームワーク」を踏まえ、第3期「とやま廃棄物プラン」を策定したところである。

本プランは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく法定計画であり、国の廃棄物処理基本方針に沿って策定したもので、一般廃棄物と産業廃棄物を対象としてこれらの排出抑制及び循環的利用に関する具体的な数値目標を掲げるとともに、目標達成に向けた施策や県民、事業者、行政の役割分担を明らかにしている。

今後とも、本プランに基づき富山県の特性に応じた富山県らしい循環型社会づくりに向け、食品ロス・食品廃棄物対策や産学官が連携した廃棄物の3Rの推進、とやまエコ・ストア制度の普及拡大など、県民、事業者、行政等が一体となった取組みを一層推進していくこととしている。

とやま廃棄物プランの概要は表-1のとおりである。

(2) 県民総参加のごみゼロ推進大運動

県民総参加で循環型社会の構築を図るため、県民団体、事業者団体、報道機関、行政機関など115団体で構成する「環境とやま県民会議」を中心として、廃棄物の発生抑制や循環的利用及び適正処理に取り組む「ごみゼロ推進大運動」を展開するとともに、28年10月に高岡市において「ごみゼロ推進県民大会」を開催した。

表-1 とやま廃棄物プランの概要

趣旨 位置づけ	①県民、事業者、行政が一体となって循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための計画 ②廃棄物処理法第5条の5第1項の規定や国の基本方針に基づいて定める計画 ③県の総合計画や環境基本計画、市町村の一般廃棄物処理計画等と連携した計画																				
計画期間	28~32年度までの5年間																				
目指す姿と 施策の方向性	<p>●本県の目指すべき循環型社会の姿 環境への負荷が極力少なくなる県民生活や事業活動が営まれ、天然資源の使用量が最小化された資源効率性の高い社会を目指す。</p> <p>●計画の目標（平成32年度）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般廃棄物</th> <th colspan="2">産業廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>373千t [H24比▲12%]</td> <td>排出量</td> <td>4,695千t [H24比+3%に抑制]</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>27%に増加</td> <td>再生利用率</td> <td>40%に増加</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>32千t [H24比▲14%]</td> <td>減量化・再生利用率</td> <td>97%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>最終処分量</td> <td>141千t [H24比▲32%]</td> </tr> </tbody> </table>	一般廃棄物		産業廃棄物		排出量	373千t [H24比▲12%]	排出量	4,695千t [H24比+3%に抑制]	再生利用率	27%に増加	再生利用率	40%に増加	最終処分量	32千t [H24比▲14%]	減量化・再生利用率	97%			最終処分量	141千t [H24比▲32%]
一般廃棄物		産業廃棄物																			
排出量	373千t [H24比▲12%]	排出量	4,695千t [H24比+3%に抑制]																		
再生利用率	27%に増加	再生利用率	40%に増加																		
最終処分量	32千t [H24比▲14%]	減量化・再生利用率	97%																		
		最終処分量	141千t [H24比▲32%]																		
施策の基本的 方向性と 推進施策	<p>① 循環型社会の実現に向けた3Rの推進 食品ロス・食品廃棄物対策やレアメタルの回収、産学官が連携した産業廃棄物等の3Rの推進など</p> <p>② 循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進 少子高齢化・人口減少社会に対応したごみ処理体制の在り方の検討やP C B廃棄物等の適正処理、災害廃棄物対策の推進など</p> <p>③ 各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進 「とやまエコ・ストア制度」の普及拡大や環境教育の推進、ビジネスマッチング等を通じた事業者間連携の強化など</p> <p>④ 環境産業の創出と人材育成 次世代を担う経営者や技術者等の育成や海外展開に取り組む企業への支援など</p> <p>⑤ 低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進 廃棄物処理の省エネ化や再生可能エネルギー導入推進、廃棄物のエネルギー利用の調査検討など</p>																				
計画の 進行管理	マイバッグ持参率、使用済小型家電の回収量、産業廃棄物多量排出事業者の排出量など22項目の評価指標を設定し、進行管理を実施																				

II 一般廃棄物の現状及び対策

1. ごみ処理の状況及び対策

(1) ごみ処理状況の推移

近年、経済の低成長が続くとともに省資源・省エネルギーが進むなか、廃棄物については、量的には横ばいの状況であるが、生活水準の向上や産業活動の高度化に伴って、質的には、多種・多様になってきている。

これらの廃棄物は、日常生活によって生じる家庭からのごみやし尿などの一般廃棄物と工場などの事業活動によって生じる汚泥、がれき類、木くず、鉱さいなどの産業廃棄物に大別される。

一般廃棄物については、市町村が処理計画を策定し、計画的に収集し、処理することとなっている。

ごみ焼却施設やし尿処理施設の整備については、更新時期を迎つつある中、既存の施設を有効利用する観点から、施設の長寿命化を図ることが進められている。また、ごみ処理に合わせて、高効率な発電や温水プールでの余熱利用などのエネルギーの有効利用、金属回収や肥料化などの再資源化も進められている。

県下のごみ処理状況の推移は図-1のとおりであり、27年度のごみ処理量は38万tとなっている。

県民1人1日当たりのごみ排出量は表-1のとおりであり、27年度で1,038g(27年度の全国平均は939g)となっている。なお、23年度から増加しているのは、一部の市で民間処理事業者での処理量が新たに集計に加わったためである。

図-1 ごみ処理状況の推移

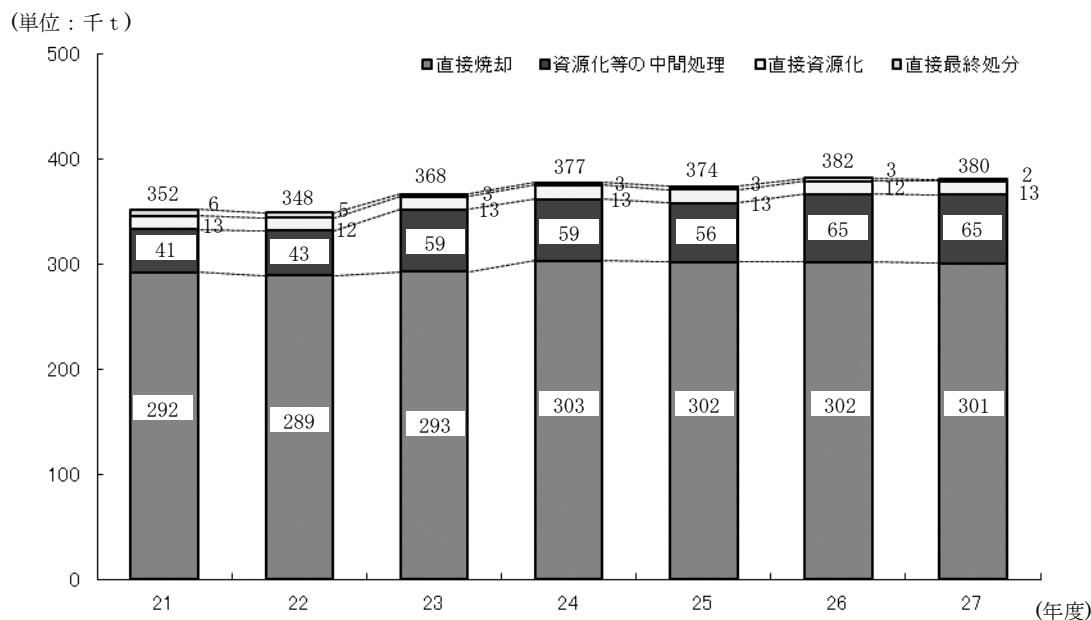


表-1 1人1日当たりのごみ排出量*の推移

(単位:g／人日)

年度	21	22	23	24	25	26	27
富山県	969	956	1,004	1,024	1,017	1,042	1,038
全国	994	976	976	964	958	947	939

*1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366

(2) ごみの収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

県下の計画処理区域人口は、廃棄物処理法の改正により、4年度から市町村の全域が計画処理区域となったため、総人口が計画処理区域内人口となり、27年度では、108万人であった。

イ. ごみ収集の状況

ごみ収集については、全市町村で実施されており、計画収集人口は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみとも総人口の108万人となっている。

<分別収集の状況>

分別収集は、全市町村で実施しており、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの分別を行っている。

・可燃ごみ

収集は、全市町村で週2～3回実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

・不燃ごみ

収集は、全市町村で実施しており、全市町村でステーション方式を採用している。

乾電池、蛍光灯等の水銀を含む廃棄物については、分別収集・一時保管等地域の実情に応じた措置がとられている。なお、ボタン型電池については、国・県からの要請に基づき関係業界による回収が行われている。

・資源ごみ

資源ごみの収集は、全市町村で実施している。

・粗大ごみ

粗大ごみとしての収集は、6市町で実施している。

収集方式は5市町でステーション方式、1町で各戸収集を採用している。

ウ. ごみの収集形態別収集量

27年度におけるごみの収集量は約31万8千tで、これを収集形態別に見ると表-2のとおり、市町村直営によるものが約6万9千t(21.7%)、委託業者によるものが約16万8千t(52.8%)、許可業者によるものが約8万1千t(25.5%)である。

なお、事業者等が処理施設に自ら持ち込む直接搬入ごみは、約6万2千tである。

表-2 ごみの収集形態別収集量(27年度)

(単位:t/年)

収集形態	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	その他	計	直接搬入ごみ
収集総量	264,058	15,255	37,581	979	363	318,236	61,965
内訳	直営	61,464	3,028	4,265	0	329	69,086
	委託	134,110	10,822	22,204	887	34	168,057
	許可	68,484	1,405	11,112	92	0	81,093
自家処理量				0			

エ. 生活系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物のうち、オフィスで発生する紙くずなどの事業系ごみについては、主に許可業者により収集されており、27年度における収集量は、図-2のとおり約13万6千tと収集量の33.1%を占めている。

また、収集量に占める事業系ごみの割合の推移は図-3のとおりである。

図-2 生活系ごみと事業系ごみの割合(27年度)

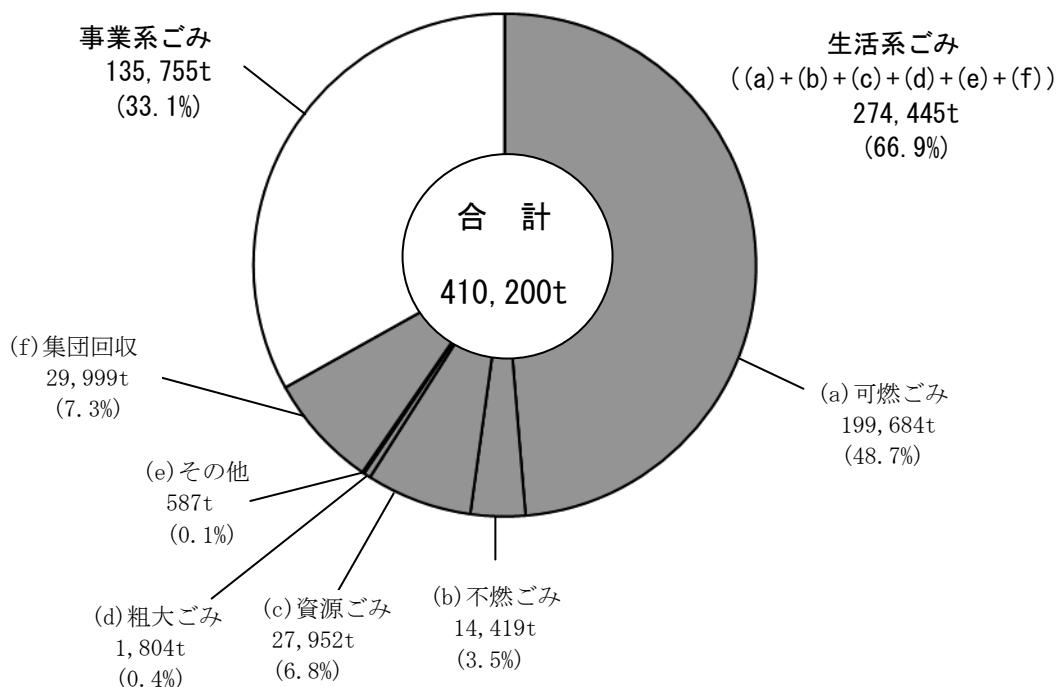
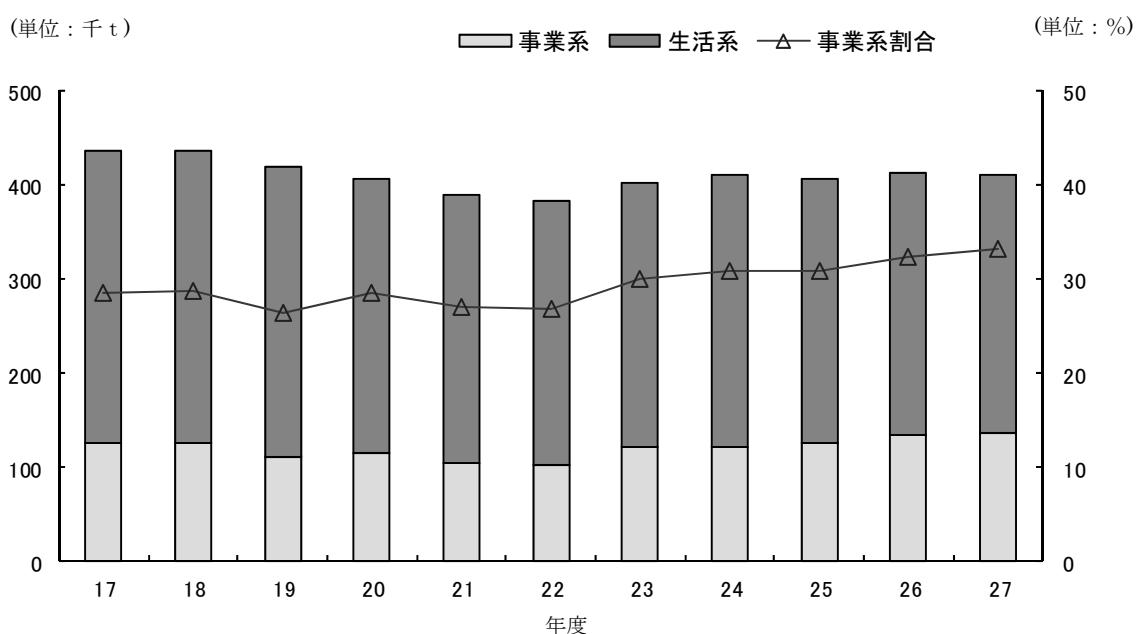


図-3 生活系ごみと事業系ごみの割合の推移

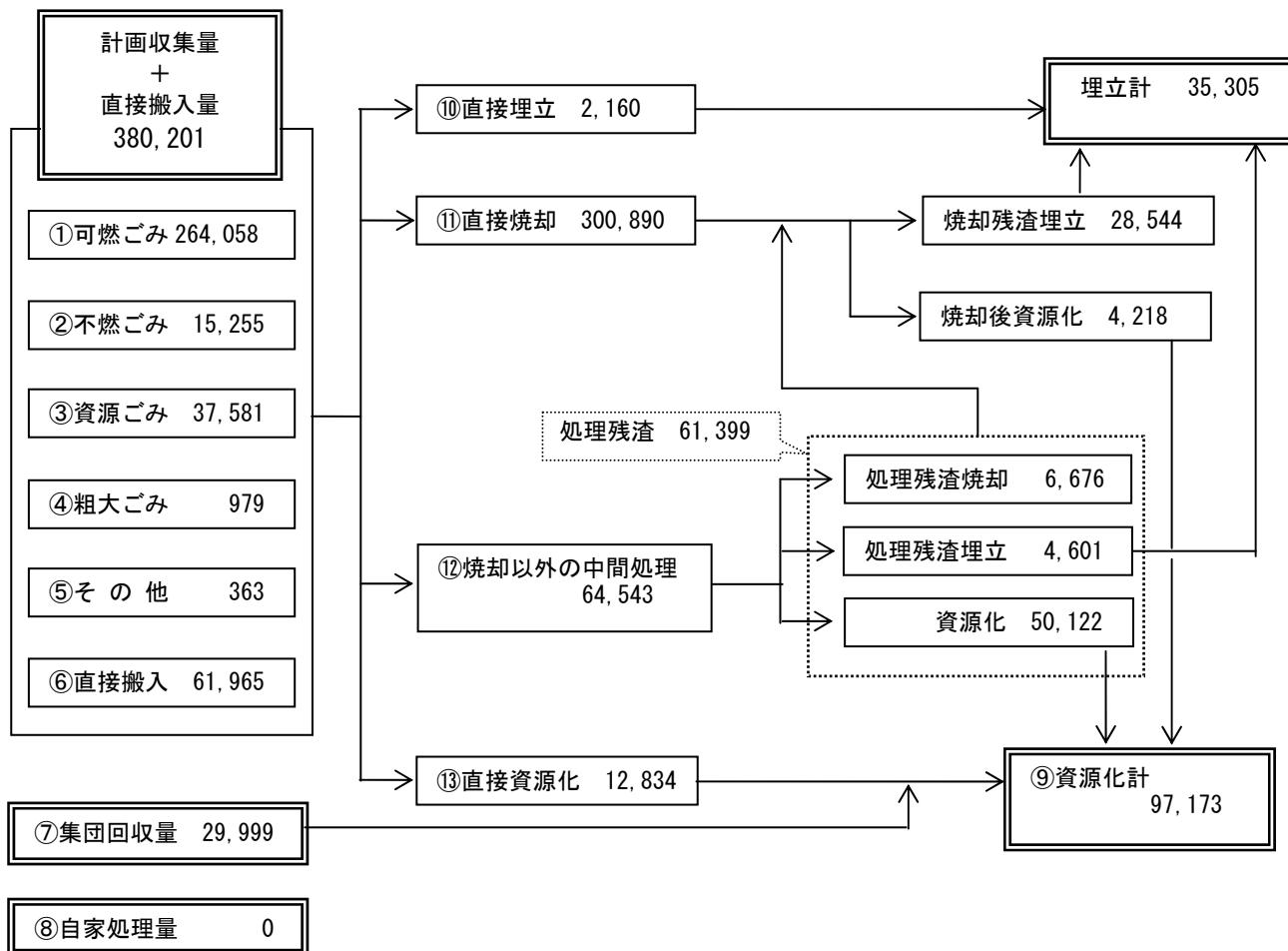


※集団回収は生活系ごみに分類

才. ごみ処理の状況

27年度におけるごみの処理状況は、図-4、表-3のとおりで、リサイクル率（再生利用率）の推移は表-4のとおりである。リサイクル率が23年度から上昇しているのは、一部の市で民間処理業者での処理量が新たに加わり、そのほとんどがリサイクルされたことが要因として考えられる。

図-4 27年度ごみ処理状況（単位：t）



計画収集人口	1,079,555 人
自家処理人口	0 人
総 人 口	1,079,555 人

- ・ごみ総排出量： $① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ = 410,200 \text{ t} / \text{年}$
- ・1人1日当たりのごみ排出量：(ごみ総排出量) / (総人口) / 366日 = 1,038 g / 人・日
- ・ごみ総処理量： $⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ = 380,427 \text{ t} / \text{年}$
- ・リサイクル率：総資源化量 (⑨) / (ごみ総処理量+集団回収量) $(⑩ + ⑪ + ⑫ + ⑬ + ⑦) = 23.7\%$

表-3 27年度ごみ処理状況

ごみ総処理量				集団回収量
	焼却等による減量化量	埋立量	資源化量	
380,427t	277,947t (73.1%)	35,305t (9.3%)	67,174t (17.7%)	29,999t
				総資源化量
				97,173t (リサイクル率 23.7%)

表-4 リサイクル率（再生利用率）の推移

(単位：%)

年 度	21	22	23	24	25	26	27
富山県	20.5	20.5	23.5	22.8	22.2	24.0	23.7
全 国	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4

(3)施設整備状況

ア. ごみ焼却施設

県内におけるごみ焼却施設の整備状況は、表-5及び図-5のとおり5施設となっており、稼動中の焼却施設の能力は県内全体で1日当たり1,450.2tであり、市町村等が収集したもとのと直接搬入された可燃物（1日平均840t）を処理している。

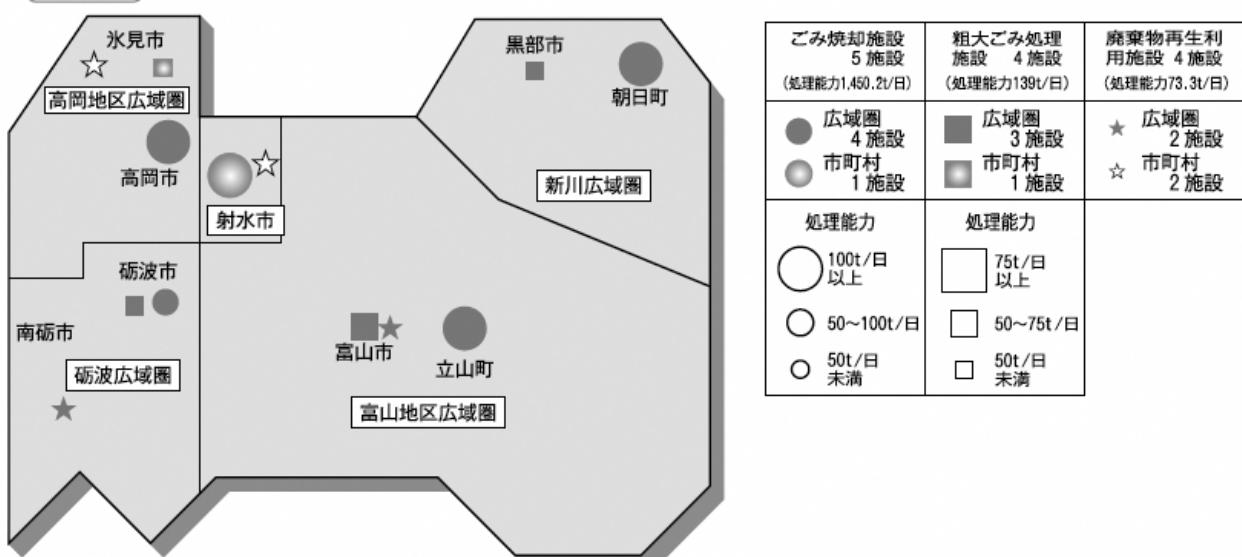
型式については、准連続炉が1施設、全連続炉が4施設であり、型式別の処理能力の合計は、准連続炉174t/日、全連続炉1,276.2t/日となっている。

表-5 ごみ焼却施設整備状況

(29年4月1日現在)

広域圏	市 町 村 ・ 一 部 事 務 組 合	名 称	型 式	能 力 (t/日)	発電能力 (kW)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	クリーンセンター	全連続	810	20,000
高 岡	高岡地区広域圏事務組合 (高岡市、氷見市、小矢部市)	高 岡 広 域 エコ・クリーンセンター	全連続	255	4,600
新 川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	エ コ ぼ ～ と	准連続	174	—
砺 波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み	全連続	73.2	—
	射水市	クリーンピア射水	全連続	138	1,470
計		5施設	—	1,450.2	—

図-5 ごみ処理施設の状況



イ. 粗大ごみ処理施設

県内における粗大ごみ処理施設の整備状況は、表-6及び図-5のとおりで、収集された不燃ごみ等について破碎や圧縮等の処理を行っている。これら4施設の1日当たりの処理能力は139 tである。

表-6 粗大ごみ処理施設整備状況

(29年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	型式	能力(t/日)
富山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	70
高岡	氷見市	氷見市不燃物処理センター	破碎・選別	20
新川	新川広域圏事務組合 (魚津市、黒部市、入善町、朝日町)	宮沢清掃センター	破碎・選別・圧縮	40
砺波	砺波広域圏事務組合 (砺波市、南砺市)	クリーンセンター と な み 粗大ごみ処理プラント	破碎・選別	9
計		4施設		139

ウ. 廃棄物再生利用施設

県内における廃棄物再生利用施設の整備状況は、表-7のとおり4施設であり、1日当たり処理能力は73.3 tである。

表-7 廃棄物再生利用施設整備状況

(29年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	型 式	能 力 (t/日)
富 山	富山地区広域圏事務組合 (富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町)	リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	40.6
高 岡	氷見市	氷見市リサイクルプラザ	選別・圧縮	16
砺 波	砺波広域圏事務組合 (南砺市)	南砺リサイクルセンター	破碎・選別・圧縮	8
	射水市	ミライクル館(処理棟)	破碎・選別・圧縮	8.74
計		4 施設		73.3

エ. 最終処分場（埋立処分）

県内における最終処分場の整備状況は、表-8 のとおり 11 施設であり、施設規模は総面積 63 万 1 千 m²、埋立面積 18 万 5 千 m²、埋立容量 204 万 m³ となっている。

埋立残余容量は 57 万 m³ であり、28 年度のごみ埋立量 2 万 4 千 m³ から推定すると 28 年度末で約 23.8 年の残余年数がある。（全国では 27 年度末で 20.4 年間）

表-8 最終処分場設整備状況

(29年4月1日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名 称	全体面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	残余容量 (m ³)
富 山	富山市	山本最終処分場	76,400	43,000	555,000	87,653
高 岡	高岡市	埋立処分場 (B 地区)	234,800*	25,000	259,000	11,500
		埋立処分場 (D 地区)		12,900	115,000	86,700
	氷見市	不燃物処理センター	24,090	13,200	170,000	63,415
	小矢部市	不燃物処理場	23,900	17,900	135,000	78,090
新 川	新川広域圏事務組合	新川一般廃棄物最終処分場	27,000	12,000	165,262	105,429
		宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	31,558	20,990	216,200	1,001
		宮沢清掃センター新最終処分場	45,239	3,300	54,000	50,598
砺 波	砺波広域圏事務組合	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場	77,651	10,500	57,000	16,814
		南砺リサイクルセンター埋立地	19,295	3,180	31,800	7,610
	射水市	野手埋立処分所	71,000	22,900	280,000	57,507
計		11 施設	630,933	184,870	2,038,262	566,317

* A、B、C、D 地区の合計 (A、C 地区は埋立終了)

(4) ダイオキシン類対策

28年度の県内のごみ焼却施設（市町村等設置の5施設）におけるダイオキシン類排出濃度の調査結果は表-9のとおりであり、すべての施設で大気排出基準を下回っていた。

表-9 ゴミ焼却施設のダイオキシン類排出濃度調査結果（28年度）

施設名称	排出濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	大気排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
富山地区広域圏事務組合 クリーンセンター	0	0.1
高岡地区広域圏事務組合 高岡広域エコ・クリーンセンター	<0.00000001～0.000013	1
新川広域圏事務組合 エコぼ～と	0.00081～2.0	5
砺波広域圏事務組合 クリーンセンターとなみ	0.50～2.2	5
射水市 クリーンピア射水	0.0023～0.0059	5

(5) 食品ロス・食品廃棄物削減対策

「富山物質循環フレームワーク」で取組みの具体例として食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられたことを踏まえ、府内のプロジェクトチームや、有識者、事業者・消費者の関係団体、市町村等で構成する検討会を設置し、食品ロス・食品廃棄物の削減に向けた具体的な課題や取組みについて検討した。

(6) 災害廃棄物対策の推進

地震等の大規模な災害の発生時において、災害廃棄物の処理等を適正かつ円滑に推進するため、(一社)富山県産業廃棄物協会、(一社)富山県構造物解体協会及び富山県環境保全協同組合の3団体と協定を締結しており、(公社)富山県浄化槽協会とは浄化槽の緊急点検や応急措置等に関する協定を締結して必要な協力体制を構築している。

29年3月には、地震などの災害が発生した場合に備え、災害廃棄物を計画的に処理するための関係機関との連携や広域的な協力体制の整備などを定めた、県の災害廃棄物処理計画を策定した。

また、災害廃棄物の発生量の推計について技術的な支援を行うなど、市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進した。

食品ロス・食品廃棄物対策の推進

平成28年5月に開催されたG7富山環境大臣会合において、国際社会が連携し、資源や廃棄物の有効利用を進める「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。富山県では、このフレームワークで取組みの具体例として食品ロス・食品廃棄物対策が挙げられたことを踏まえ、食品ロス・食品廃棄物の削減に向けた全県的な運動を推進しています。



1 食品ロス・食品廃棄物の実態把握

(1) 家庭系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査（可燃ごみの組成調査）

平成28年11月から29年8月まで、富山地区広域圏事務組合等に協力いただき、計5回にわたり年間を通じた可燃ごみの組成調査を実施した結果、可燃ごみ全体に占める食品廃棄物の割合は45.0%で全国(41.4%)と同程度でした。

一方、食品ロス（手付かず食品、食べ残し）については、手付かず食品の占める割合69%で食べ残しの約2倍もあり、全国(46%)と比べて高くなりました。

(2) 事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査

県内の食品関連事業所（製造業、卸売業、小売業、外食産業）を対象に食品ロス等の発生状況について調査を実施した結果、県内での食品ロス発生量（年間）は1.6万tと推計され、食品廃棄物に占める割合は19.4%で全国(17.4%)と同程度でした。

2 食品ロス・食品廃棄物削減の取組み

食品ロス等の削減に向けた県民会議を設置し、「3015（さんまるいちご）運動」*の普及など各種啓発等に取り組んでいます。

(1) 推進体制の整備

県民、事業者や関係団体、行政などが一丸となって食品ロス等削減の全県的な運動を展開していくため、平成29年5月に富山県食品ロス・食品廃棄物削減推進県民会議を設置。



サルベージ・パーティ

(2) 食品ロス等の削減に関する周知・啓発

○家族ぐるみで気軽に取り組める食品ロス削減のアイデア募集・情報発信

最優秀アイデア賞：「食材を使い切る日を作ろう。」

（家にあるもので料理する日を作ろう。食材を使い切ってから買い物に行こう。）

○家庭で食品ロスになりそうな食材を持ち寄り、シェフが新たな調理法をコーチングする「サルベージ・パーティ」をモデル的に開催（5回）

○食品ロス等削減のPR用Webサイト「とやま食ロスゼロ作戦」を開設

(3) 発生抑制の重点的な取組み

○食品ロス等削減運動の愛称・標語の募集

【愛称】とやま食ロスゼロ作戦、【標語】使いきり 食べきり すっきり

○食品ロス等削減運動協力宣言事業者の募集・登録（127件）

○消費・賞味期限の近接する商品の優先購入キャンペーン



*立山の標高3015mにちなみ、「30」と「15」をキーワードにした富山型の食品ロス削減運動

【取組内容】

・食べきり3015：開宴後30分と終了前15分に自席で料理を楽しむ時間を設定し、料理を食べる。

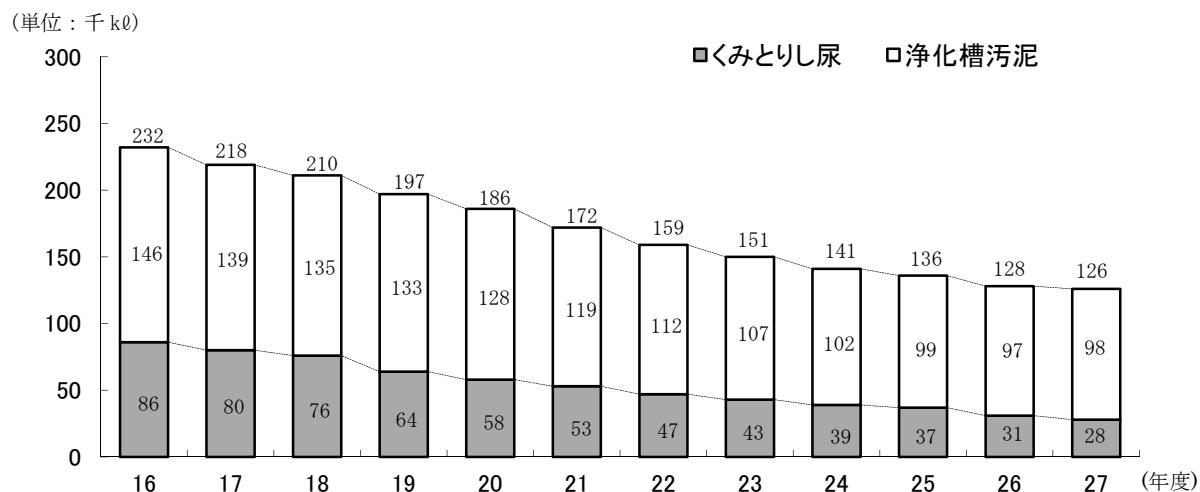
・使いきり3015：毎月30日と15日に冷蔵庫等をチェックし、必要な分だけ購入して食材を使いきる。

2. し尿処理の状況

(1) し尿処理状況の推移

県内のし尿計画処理量の推移は、図-6のとおりで、近年は減少傾向にあり、27年度には12万6千kℓとなっている。

図-6 し尿処理状況の推移



(2) し尿の収集及び処理状況

ア. 計画処理区域の状況

27年度のし尿の計画収集人口は約4万1千人(3.8%)で、これに水洗化人口約103万8千人(96.2%)を加えた衛生処理人口は約108万人と総人口の100%となっている。

図-7 計画処理区域の状況

(27年10月1日現在)

総 人 口		1,079,555 人
水洗化人口 1,038,266 人 (96.2%)	非水洗化人口 41,289 人 (3.8%)	
公共下水道人口 843,685 人 (78.2%)	浄化槽等人口 194,581 人 (18.0%)	し尿計画 収集人口 41,289 人 (3.8%)
衛 生 処 理 人 口		1,079,555 人 (100%)

イ. し尿の収集形態別収集量

27年度におけるし尿の収集量は、約12万6千kℓで、これを収集形態別にみると表-11のとおり、委託業者によるもの約3万5千kℓ(27.8%)、許可業者によるもの約8万9千kℓ(70.9%)などであった。

なお、自家処理量は0kℓであった。

表-11 し尿の収集形態別収集量(27年度)

(単位:kℓ/年)

区分		し尿	浄化槽汚泥	計
収集量		27,991	97,751	125,742
収集形態別	直営	0	1,660	1,660
	委託	17,525	17,411	34,936
	許可	10,466	78,680	89,146
自家処理量		0	0	0

ウ. し尿の処理状況

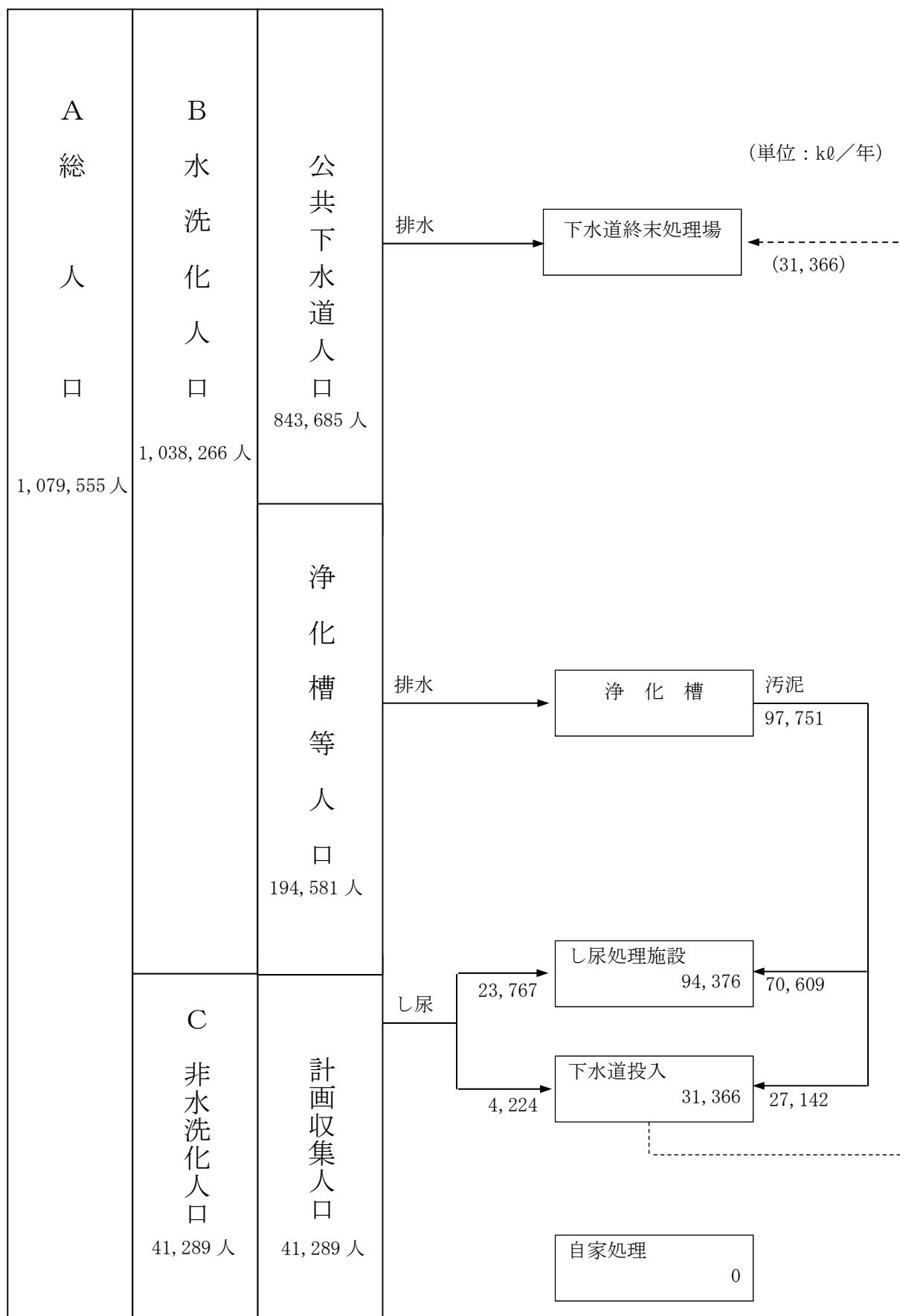
27年度におけるし尿の処理状況は、表-12及び図-8のとおりで、処理量約12万6千kℓのうち、約9万4千kℓ(75.1%)がし尿処理施設で、残り約3万1千kℓ(24.9%)が下水道で処理されている。なお、海洋投入及び農地還元は行われていない。

表-12 し尿の処理状況(27年度)

(単位:kℓ/年)

処理区分	し尿	浄化槽汚泥	計
し尿処理施設	23,767	70,609	94,376
下水道投入	4,224	27,142	31,366
計	27,991	97,751	125,742

図-8 し尿処理フローチャート(27年度)



(3) し尿処理施設整備状況

県内におけるし尿処理施設の整備状況は、表-13 のとおり 7 施設となっており、処理能力は県内全体で 1 日当り 531 kℓであり、委託業者や許可業者等が収集した 1 日当たり平均収集量 344kℓに対して十分な処理能力が確保されている。

処理方式については、高負荷脱窒素方式 2 施設、消化・活性汚泥方式 3 施設、固液分離方式 2 施設となっている。

処理能力については、高負荷脱窒素方式が 149 kℓ/日、消化・活性汚泥方式が 242 kℓ/日などとなっている。

表-13 し尿処理施設整備状況

(29 年 4 月 1 日現在)

広域圏	市町村・一部事務組合	名称	処理方式	能力(kℓ/日)
富山	富山市	つばき園	固液分離 (浄化槽汚泥専用)	90
	富山地区広域圏事務組合 〔富山市、滑川市、舟橋村、上市町、立山町〕	衛生センター し尿処理棟	低二段 活性汚泥	60
		衛生センター 汚泥処理棟	固液分離	50
高岡	高岡市	し尿処理施設	好気性 消化処理	66
	氷見市	クリーン センター	高負荷 脱窒素	45
砺波	砺波地方衛生施設組合 〔高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市〕	クリーンシステムとなみ	膜分離 高負荷 脱窒素	104
	射水市	衛生センター	二段 活性汚泥	116
計		7 施設		531

(4) 净化槽

ア. 净化槽の設置基数

生活水準の向上に伴い、水洗化の要請が高まり、特に下水道の整備が遅れている地域では、急速に浄化槽が普及したため、放流水による公共用水域の汚濁防止対策に十分な配慮が必要となった。

このため、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造についての規制並びに関係業者の責任と業務の明確化及び地位の確立を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上を推進することを目的として、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)が制定され、昭和 60 年 10 月 1 日から施行されている。

県内における浄化槽設置数の推移は図-9 のとおりであり、平成 7 年度の 115,678 基をピークに減少し、27 年度は 48,254 基となっている。

また、12 年 6 月には浄化槽法が改正され、13 年 4 月以降に浄化槽を新設する場合は、原則として合併処理浄化槽を設置することが義務付けられている。

県内における単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移は図-10 のとおりであり、5 年度で 3.5% であった合併処理浄化槽の割合が 27 年度では 27.8% に向上している。

図-9 浄化槽設置数の推移

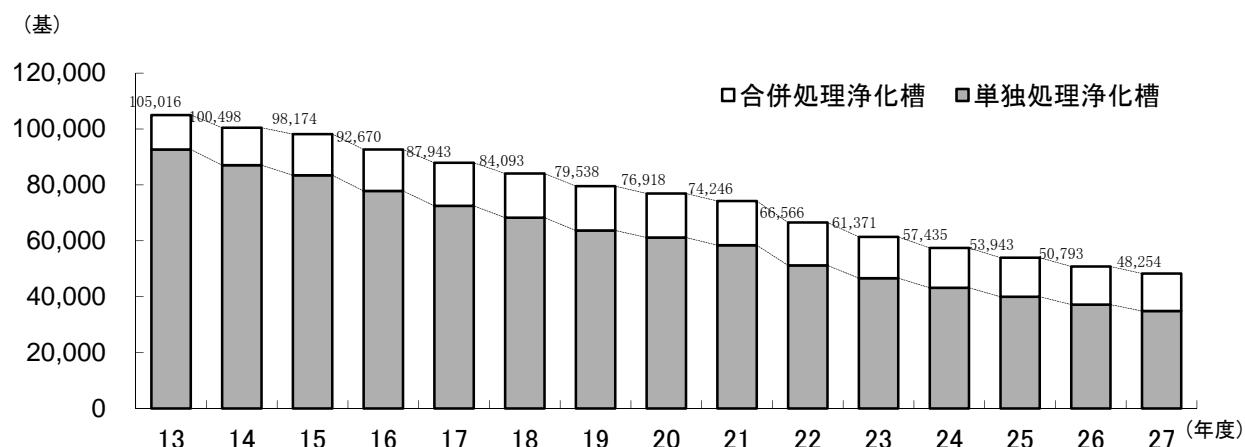
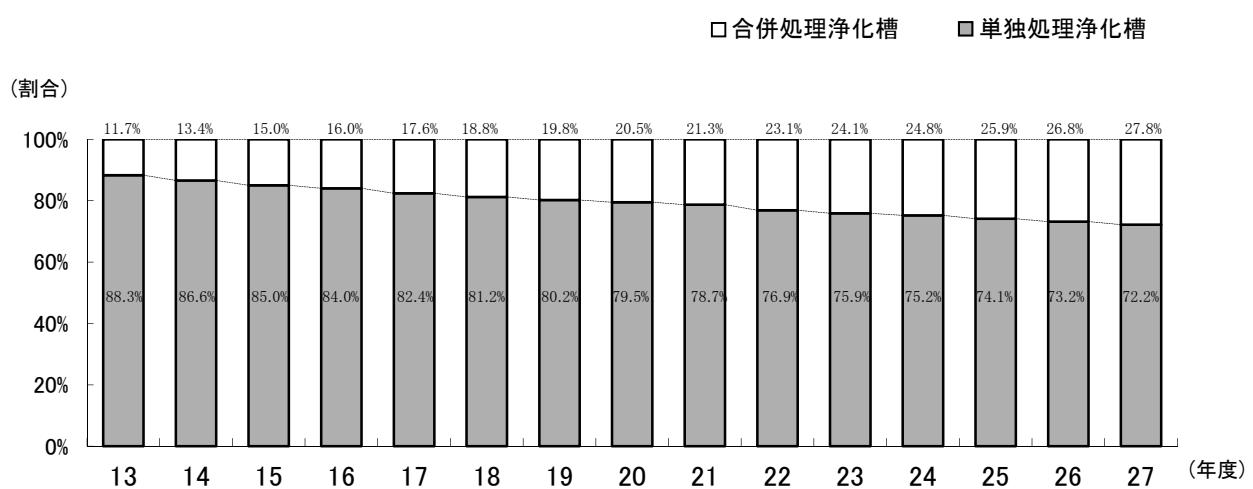


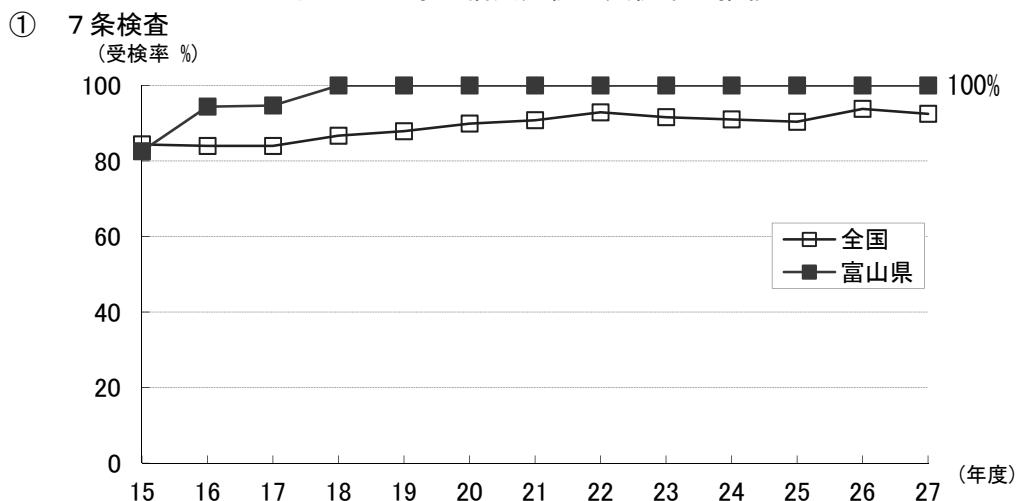
図-10 単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の構成割合の推移



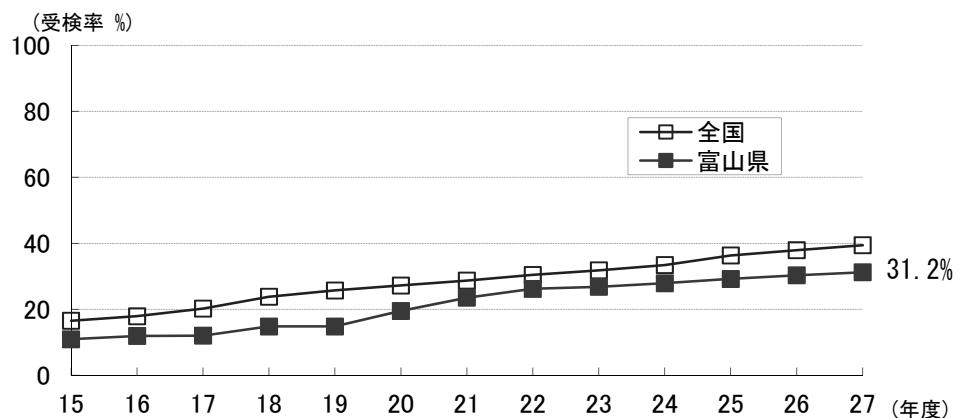
イ. 法定検査の受検の状況

浄化槽法で定められている法定検査受検率の推移は図-11 のとおりであり、7 条検査については、18 年度以降、県内受検率は 100% を維持しているが、11 条検査については、全国平均を下回っている。

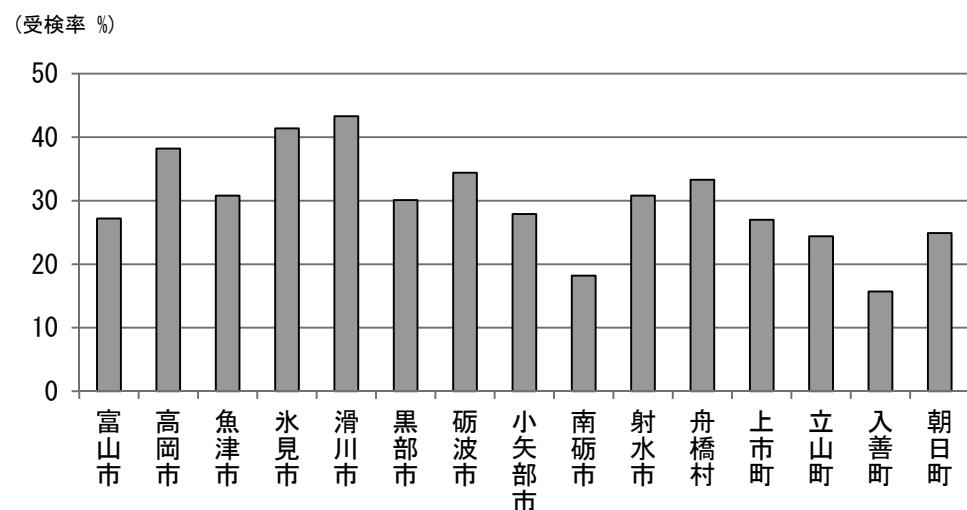
図-11 淨化槽法定検査受検率の推移



② 11条検査



③ 市町村別の11条検査受検率（27年度）

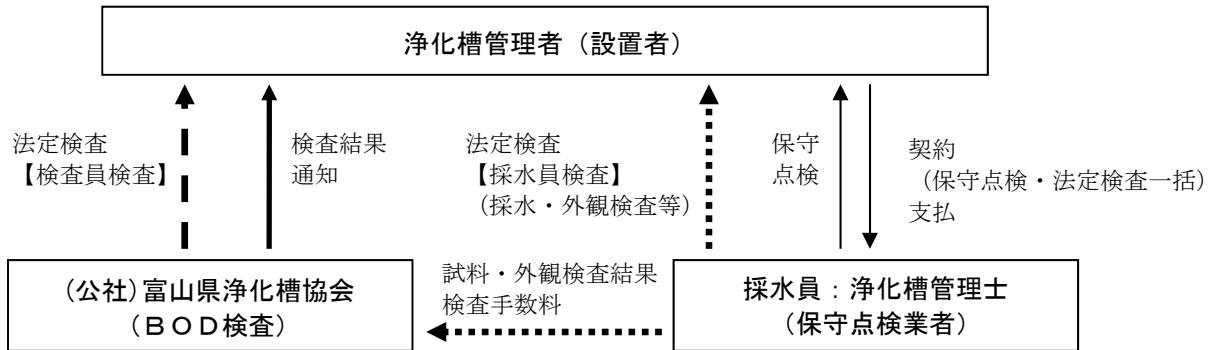


ウ. 11条検査の受検率向上の取組み

11条検査については、低迷する受検率の向上のため、20年度に採水員検査などの簡易検査を導入するとともに、21年度からは国の基金も活用し、未受検者への案内・リーフレットの送付、戸別訪問による受検依頼等の啓発事業を展開してきたところである。

その結果、19年度までは15%に満たなかった受検率が、27年度には31.2%まで向上するなど一定の成果が得られたものの、依然として全国平均の39.4%（27年度）を下回っている。

採水員検査制度のイメージ



※ 採水員検査を受検している場合も、5年に1回は検査員検査を受けなければならない。

法定検査の受検を呼びかけるリーフレット

毎年1回 法定検査をお使いの皆様へ

法定検査を受けましょう!

あなたの浄化槽からの放流水はきれいですか？ 法定検査を受けて身近な環境をより良くしましょう。

浄化槽を使用されている方には「法定検査」「保守点検」「清掃」という3つの義務があります。

法定検査

毎年1回、浄化槽が適正に維持管理され、その機能が十分に発揮されているかどうかを確認する「浄化槽の健康診断」です。 (公社) 富山県浄化槽協会が行います。

- 定期検査 年1回(11条検査)
 每年1回受けいだく検査です。この検査では、維持管理状況とBOD検査などの水質検査と総合評定を行います。
- 初めての検査(7条検査)
 新たに浄化槽を設置して、使用開始後3～8か月の間に1回だけ受けいだく最初の検査です。この検査では、主に健康状況と水質の検査を行います。

保守点検

浄化槽が正しく運転され、その機能を維持するために点検・調整または修理する作業です。 富山県・富山市へ登録している保守点検業者へ委託してください。

清掃

浄化槽内の汚れたものが多く溜まると悪臭などの原因となるため、定期的にバキューム車で引抜き・洗浄する作業です。 市町村の許可を受けた清掃業者へ委託してください。

法定検査手数料 (消費税付)

料金	10	11～20	21～100	101～300	...
第7条検査	10,000	11,000	12,000	15,000	...
第11条検査	6,000	7,000	8,000	11,000	...

(単位：円)

法定検査のお申込みは…

富山県環境政策課
富山県浄化槽協会

詳しくはHP▶ [富山県浄化槽協会](#) 検索

よくあるご質問

Q 保守点検業者と契約しているのに、法定検査も受けなくてはいけないですか？

すべての浄化槽は、この法定検査を受けなければならぬこと、浄化槽法に規定されています。 法定検査は、浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するためのものであり、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約していても、その目的が異なりますから、法定検査期間による法定検査を受けなければなりません。

Q 法定検査を受けなければ罰則はありますか？

法定検査を受けないない浄化槽の設置者に対して、累積は指導及び助言、勅令といたつ指導監督ができる規定が設けられています。 浄化槽の設置者が正当な理由なく、この命令に違反した場合は、30万円以下の過料に処せられます。

浄化槽と上手につきあうために

浄化槽の運営は、水の引き分け・水の循環（微生物）です。 微生物が活性になれば、水をきれいにする力が強くなります。 微生物がたまらないと、水をきれいにする力が弱くなります。

トイレでは

- ※水を吐き出さないでください。
- ※トイレの排水栓には、排水栓を開放するような操作をしてください。
- ※タオル X メーカーOK マイクロなど

台所では

- ※食器洗い機は、食器洗い機で洗濯するような操作をしてください。
- ※食器をそのまま台所に放置しないでください。

屋外では

- ※プロパン（ガス）の中に空気がある場合は燃焼剤を燃焼剤に落としてください。
- ※浮き油の上に油はのせないでください。

浄化槽に関するお問い合わせ窓口は

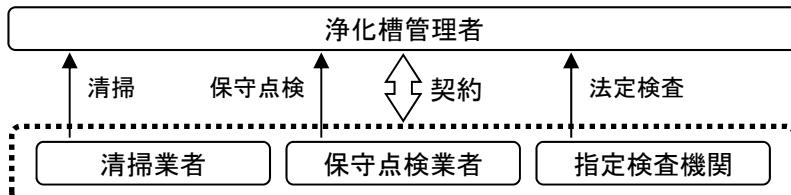
富山県環境政策課 TEL: 076-8501 富山市駒形通1-7 TEL: 076-444-3140

富山県環境政策課
富山県浄化槽協会

26年度には、業者が実施する「保守点検」と「清掃」と、指定検査機関が実施する「法定検査」の契約窓口や支払を一本化し、法定検査受検率の向上に資する「浄化槽一括契約制度」について、(公社)富山県浄化槽協会と連携して検討を行った。

検討にあたっては、全国の先進事例について調査するとともに、(公社)富山県浄化槽協会が設置したワーキンググループにおいて意見交換を行い、地域の実情に応じた望ましい制度の導入方法等について「浄化槽一括契約制度の導入に向けて」として取りまとめ、市町村や業界団体に対して説明会を実施し、制度の普及を図った。

一括契約制度のイメージ



3. 一般廃棄物処理事業の状況

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、15市町村全てで制定されている。

28年度におけるごみの手数料のうち、一般家庭の可燃ごみについては、有料としているのが10市町で、残りの5市町村では無料となっている。また、事務所等から排出される事業系のごみについては、3市が収集運搬及び処分の手数料を定めており、直接搬入ごみについては、15市町村が手数料を定めている。

し尿の手数料については、一般家庭から手数料を徴収している。なお、6市町がし尿処理場受入手数料を負担している。

(2) 一般廃棄物処理業者

市町村、一部事務組合で法に基づいて委託又は許可した件数は、表-14のとおり703件で、このうち、ごみの許可が462件と最も多くなっている。

一般廃棄物処理業者数及びその従業員数は、表-15のとおり234業者、3,502人となっている。

表-14 許可、委託件数

(28年3月31日現在)

区分		件 数
ご み	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	128
	許可 (廃棄物処理法第7条)	462
し 尿	委託 (廃棄物処理法第6条の2)	22
	許可 し尿収集運搬業 (廃棄物処理法第7条) 浄化槽清掃業 (浄化槽法第35条)	48
		43
計		703

表-15 一般廃棄物処理業者数及び従業員数

(28年3月31日現在)

業 者 数				従 業 員 数 (人) ※			
総 数	ごみ専業	し尿専業	兼 業	総 数	収集運搬	中間処理	最終処分
234	205	22	7	3,502	3,105	425	20

※従業員数について、同一人が兼務している場合、収集運搬、中間処理、最終処分のそれぞれに重複して計上しているが、総数については従業員数の実数であるため、合計は合わない。

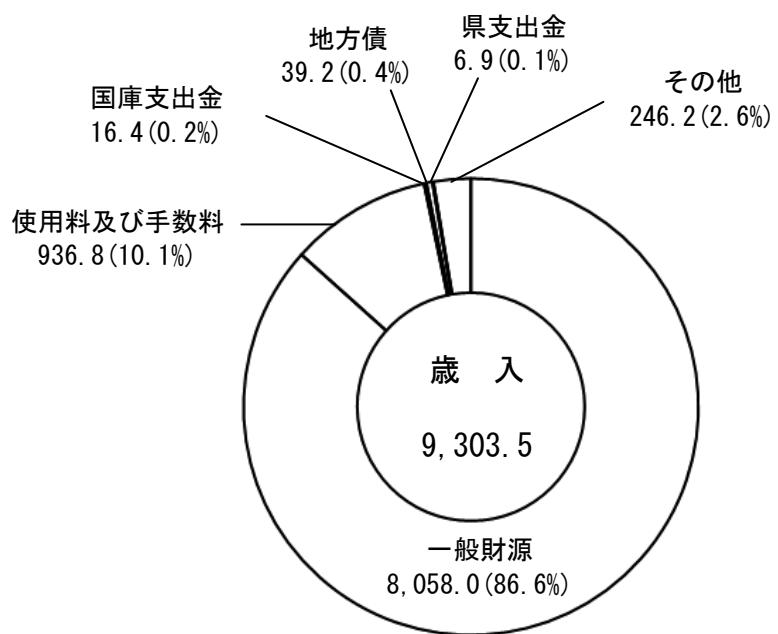
(3)事業経費

27年度における廃棄物処理事業費の状況について、市町村の廃棄物処理事業経費は、図-12のとおりごみ関係が8,094百万円(87%)、し尿関係が1,209百万円(13%)の合わせて9,304百万円となっている。

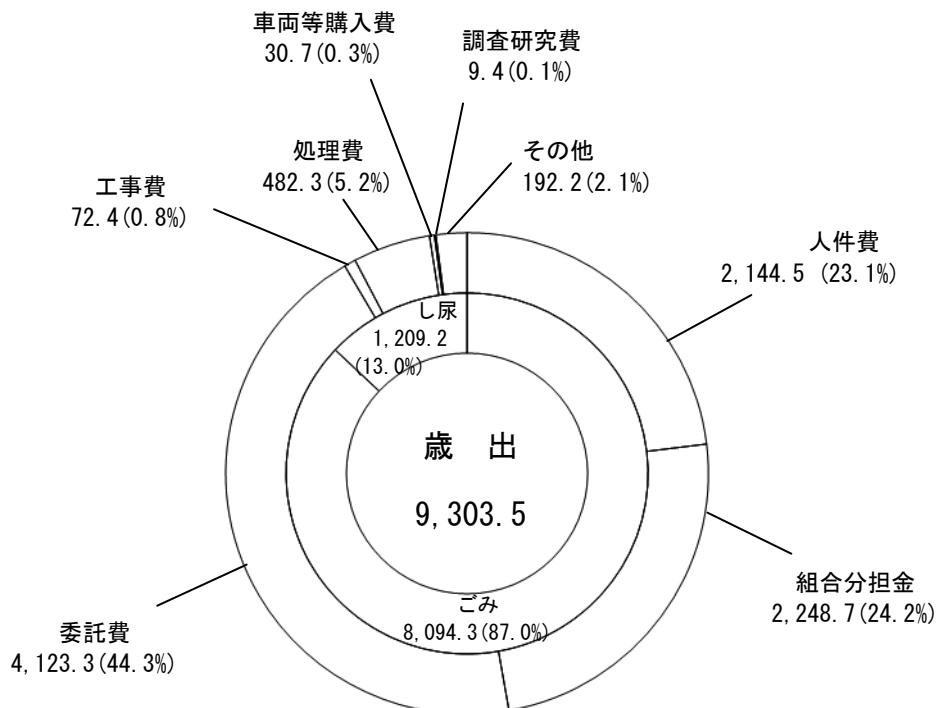
図-12 27年度 廃棄物処理事業経費（市町村分）

①歳入

(単位：百万円)



②歳出

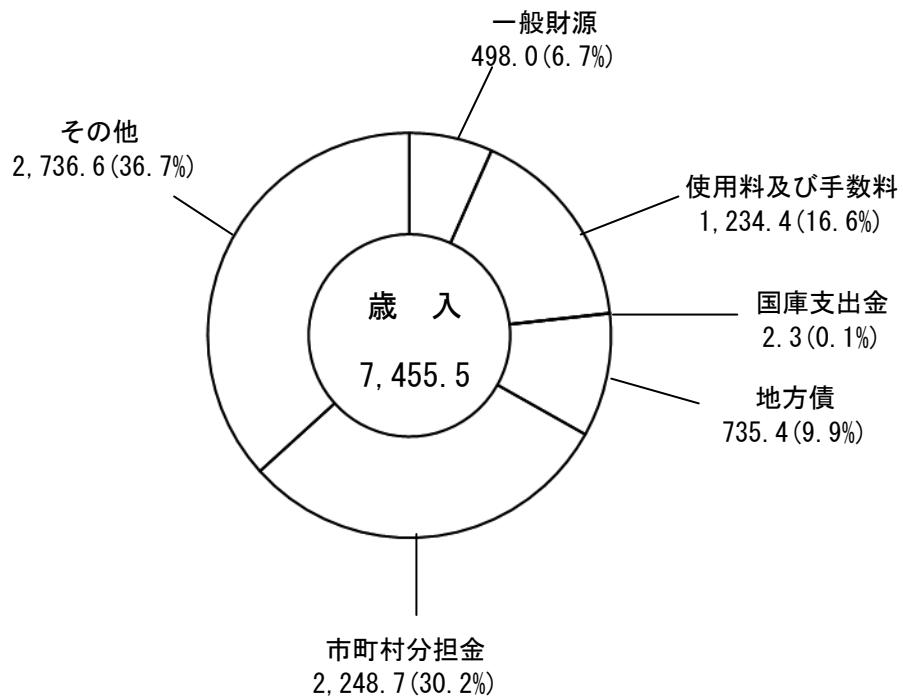


また、一部事務組合の廃棄物処理事業経費は、図-13のとおりごみ関係が7,041百万円(94.4%)、し尿関係が414百万円(5.6%)の合わせて7,456百万円となっている。

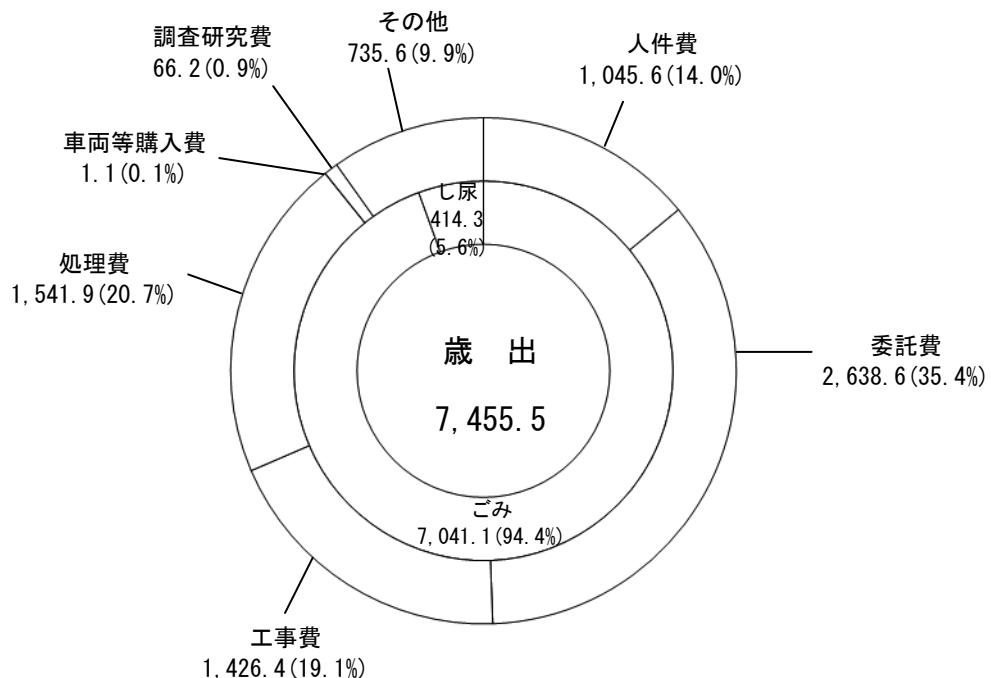
図-13 27年度 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）

①歳入

(単位：百万円)



②歳出



廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移は、表-16のとおりである。

表-16 廃棄物処理事業経費（市町村分）の推移

① 歳入

(単位：百万円)

年度	歳入額	内訳					
		一般財源	使用料及び手数料	国庫支出金	地方債	県支出金	その他
20	13,427	9,432	1,348	719	1,453	66	409
21	11,848	9,040	1,331	286	772	103	316
22	11,395	9,270	1,379	134	193	44	376
23	11,309	9,189	1,481	38	133	51	416
24	12,059	10,224	1,282	22	35	15	481
25	12,634	10,979	1,287	16	19	14	320
26	10,293	8,886	1,018	25	9	10	346
27	9,304	8,058	937	16	39	7	246

② 歳出

(単位：百万円)

年度	歳出額	内訳							
		人件費	組合分担金	委託費	工事費	処理費	車両等購入費	調査研究費	その他
20	13,427	3,176	2,660	3,919	2,117	601	57	12	885
21	11,848	3,055	2,740	3,690	893	595	82	8	784
22	11,395	2,961	2,492	4,046	115	635	46	7	1,093
23	11,309	2,868	2,514	4,515	81	500	29	8	794
24	12,059	2,669	3,820	3,751	123	718	27	7	945
25	12,634	2,372	4,363	4,321	74	546	24	7	926
26	10,293	2,257	2,563	4,222	35	486	38	11	680
27	9,304	2,145	2,249	4,123	72	482	31	9	192

廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移は、表-17のとおりである。

表-17 廃棄物処理事業経費（一部事務組合分）の推移

① 歳入

(単位：百万円)

年 度	歳入額	内 訳					
		一般財源	使用料及 び手数料	国庫 支出金	地方債	県 支出金	市町村分 担金
20	4,932	1,058	861	0	279	0	2,660
21	4,567	270	1,033	12	227	0	2,740
22	4,746	376	1,037	21	397	0	2,492
23	5,079	377	1,042	279	548	20	2,514
24	9,183	279	1,053	1,289	1,783	48	3,820
25	13,416	2,109	1,082	2,294	1,388	48	4,363
26	9,199	955	1,203	729	1,886	0	2,563
27	7,456	498	1,234	2	735	0	2,249
							2,737

② 歳出

(単位：百万円)

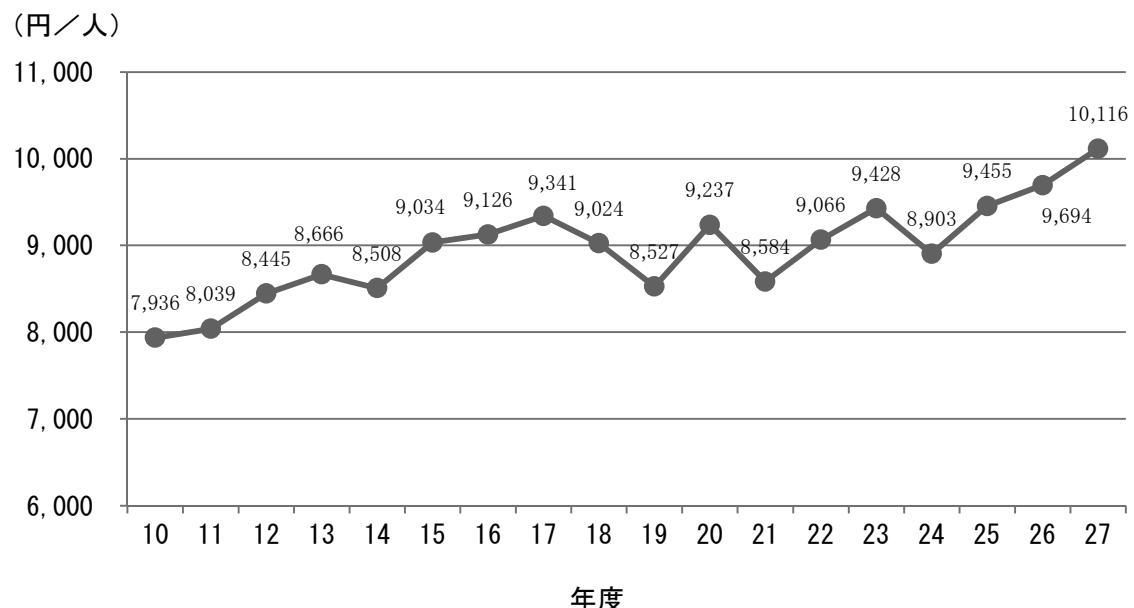
年 度	歳出額	内 訳					
		人件費	委託費	工事費	処理費	車両等 購入費	調査 研究費
20	4,932	1,309	941	465	1,931	0	72
21	4,567	1,279	923	434	1,437	0	161
22	4,746	1,172	1,020	224	1,544	6	444
23	5,079	1,120	1,095	789	1,499	0	34
24	9,183	1,153	1,455	2,340	1,305	0	138
25	13,416	1,082	1,865	6,391	1,546	6	65
26	9,199	1,079	2,039	2,829	1,619	0	66
27	7,456	1,046	2,639	1,426	1,542	1	66
							736

(4) 年間一人当たりのごみ処理経費

27年度のごみ処理費及びごみ処理施設の維持管理費を年間一人当たりで算出すると、10,116円で、全国平均（11,790円）を下回っている。

10年度からのごみ処理経費の推移は、図-14のとおりで増加傾向にある。

図-14 ゴミ処理経費の推移（ごみ処理費+施設の維持管理費）



III 産業廃棄物の現状及び対策

1. 産業廃棄物に関する状況

(1) 産業廃棄物の排出量等

産業廃棄物の排出量等の推移は、表-1及び図-1のとおりである。排出量は、実態調査を実施した昭和55年度から平成6年度にかけては漸次増加し、その後減少していたが、近年は横ばい傾向にある。また、最終処分量についても、減量化及び再生利用が進んだ結果減少傾向にあったが、近年は横ばいとなっている。

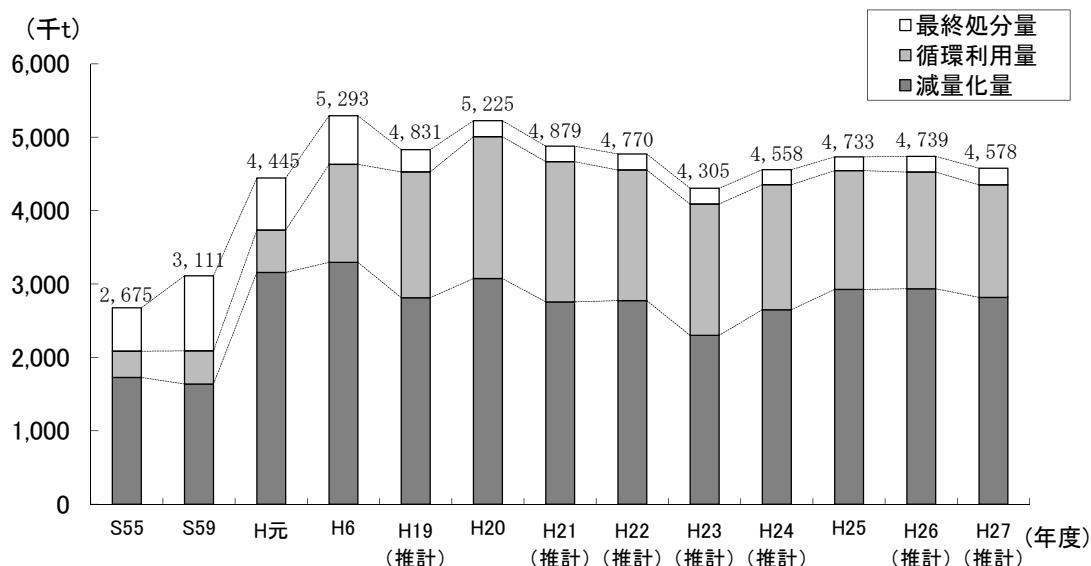
表-1 産業廃棄物排出量等の推移

(単位 千t／年)

年度 排出量等	排出量	(減量化・再生利 用 率:%)			最終処分量(%)
		減量化量(%)	再生利用量(%)	(減量化・再生利 用 率:%)	
55(実態調査)	2,675	1,728(65)	357(13)	(78)	590(22)
59(〃)	3,111	1,637(53)	453(14)	(67)	1,021(33)
元(〃)	4,445	3,157(71)	577(13)	(84)	711(16)
6(〃)	5,293	3,295(62)	1,334(25)	(87)	664(13)
19(推 計)	4,831	2,814(58)	1,713(35)	(94)	304(6)
20(実態調査)	5,225	3,075(59)	1,932(37)	(96)	219(4)
21(推 計)	4,879	2,757(57)	1,909(39)	(96)	213(4)
22(〃)	4,770	2,774(58)	1,779(37)	(95)	218(5)
23(〃)	4,305	2,300(53)	1,788(42)	(95)	216(5)
24(〃)	4,558	2,649(58)	1,703(37)	(95)	206(5)
25(実態調査)※	4,733	2,927(62)	1,617(34)	(96)	189(4)
26(推 計)	4,739	2,935(62)	1,590(34)	(96)	213(4)
27(推 計)	4,578	2,817(62)	1,534(34)	(95)	226(5)

※ 平成25年度は、総務省の経済センサス活動調査に基づく総事業所数(53,524事業所)から、業種特性、規模別特性等を考慮のうえ3,605事業所を抽出し、アンケート調査を行った。

図-1 産業廃棄物排出量等の推移



27年度において排出された産業廃棄物の量は457万8千トンであり、種類別にみると、図-2のとおり、有機性汚泥が197万トン(構成比43.0%)と最も多く、次いで無機性汚泥が93万4千トン(同20.4%)、がれき類が78万トン(同17.0%)の順となっており、この3種類で全体の80%を占めている。なお、有害産業廃棄物や引火性廃油等の特別管理産業廃棄物の排出量は3万8千トンとなっている。

また、業種別にみると、図-2のとおり製造業が209万7千トン(構成比45.8%)と最も多く、次いで電気・水道業等が121万6千トン(同26.6%)、建設業が91万7千トン(同20.0%)の順となっており、この3種類で全体の92%を占めている。

一方、地域別にみると、図-3のとおり、高岡・射水地域が274万8千トン(構成比60.0%)と最も多く、次いで富山地域が116万トン(同25.3%)、新川地域が39万5千トン(同8.6%)、砺波地域が27万5千トン(同6.0%)の順であり、高岡・射水地域と富山地域の両地域で全体の85%を占めている。

図-2 種類別、業種別排出量(27年度)

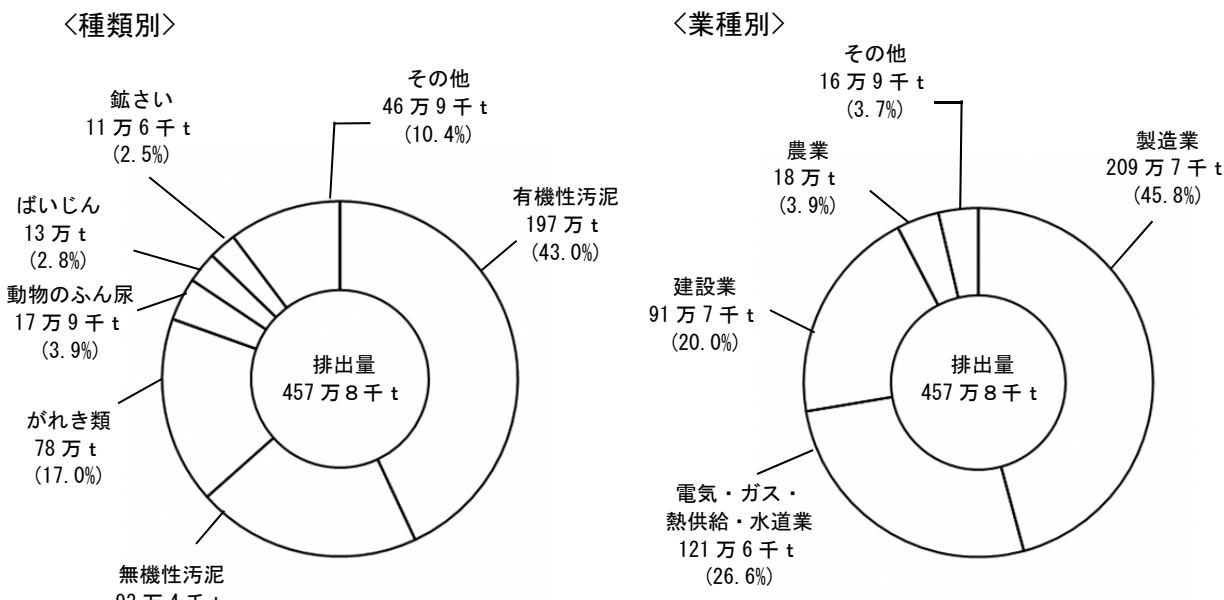
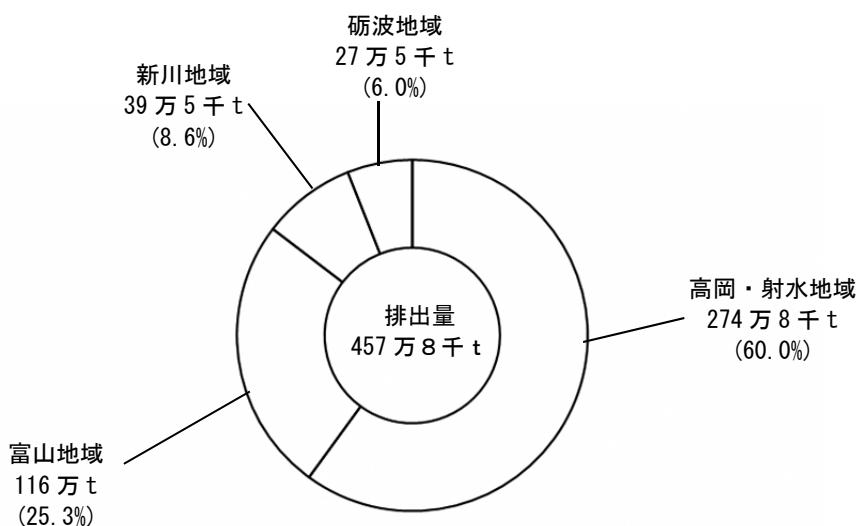


図-3 地域別排出量(27年度)

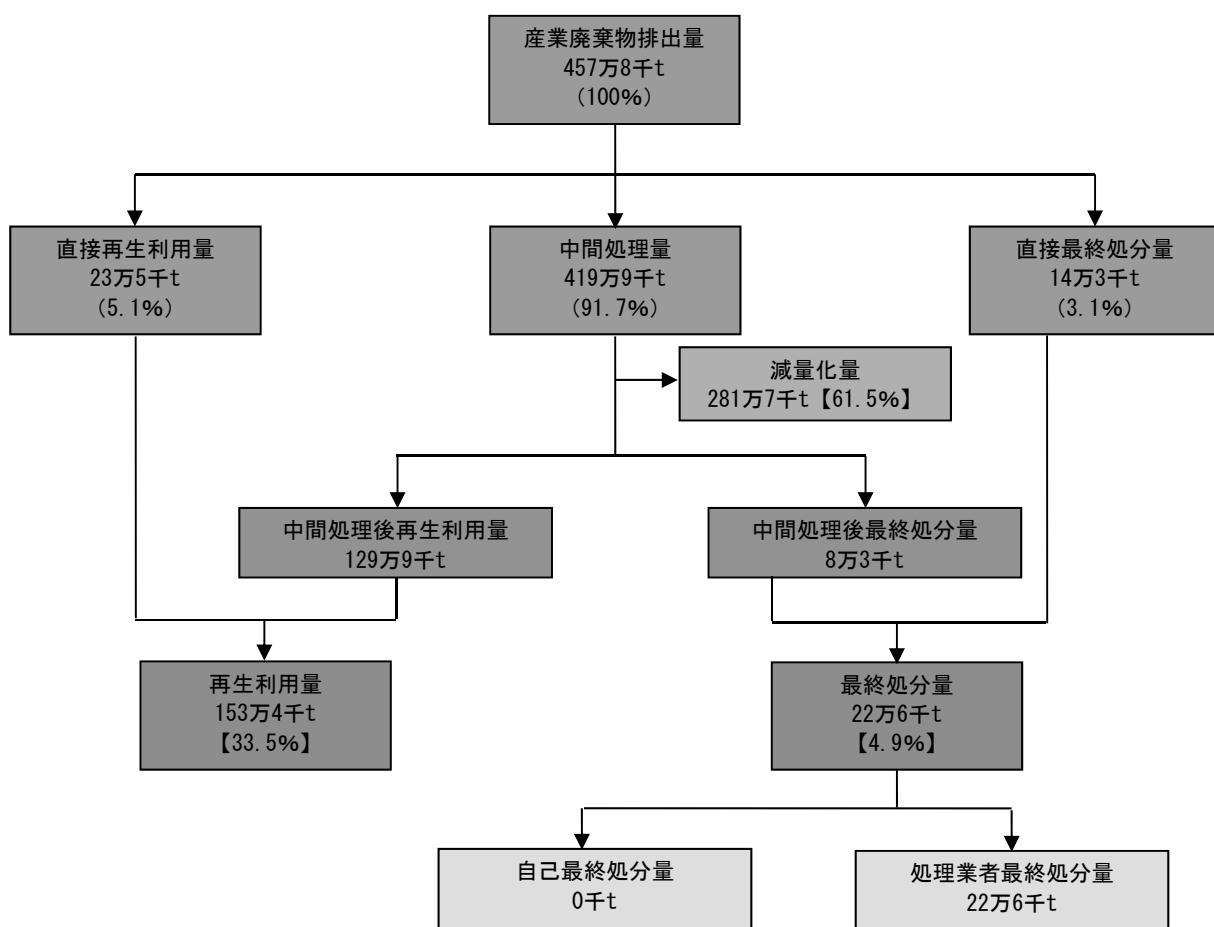


(2) 産業廃棄物の処理処分状況

27年度における産業廃棄物の処理処分状況は、図-4のとおり、排出量457万8千トンのうち、直接最終処分されたものは14万3千トン(構成比3.1%)で、脱水や焼却、中和等の中間処理されたものは419万9千トン(同91.7%)、直接再生利用されたものは23万5千トン(同5.1%)となっている。中間処理されたものは、138万2千トンに減量され、このうち8万3千トンは最終処分され、129万9千トンは再生利用されている。

最終的には、22万6千トン(同4.9%)が最終処分され、153万4千トン(同33.5%)が再生利用され、残りの281万7千トン(同61.5%)が減量化された量であり、減量化・再生利用率は95.0%となっている。

図-4 産業廃棄物の処理処分状況(27年度)



(3) 多量排出事業者の状況

産業廃棄物の年間発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の年間発生量が50トン以上の事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物の処理に関する計画を毎年度知事又は富山市長に提出することが義務づけられている。

28年度は、表-2のとおり延べ241事業者から、産業廃棄物処理計画書又は特別管理産業廃棄物処理計画書が提出された。

県及び富山市では、提出された処理計画書及びその実施状況報告書をホームページで公表している。

表-2 多量排出事業者の処理計画書の提出状況(28年度)

(単位：事業者)

業種	産業廃棄物処理計画書	特別管理産業廃棄物処理計画書	合計
製造業	67 (21)	51 (22)	118 (43)
建設業	90 (27)	2 (2)	92 (29)
電気・ガス・水道業	22 (5)	0 (0)	22 (5)
鉱業	2 (1)	0 (0)	2 (1)
医療業	0 (0)	7 (3)	7 (3)
合計	181 (54)	60 (27)	241 (81)

注1 () は、富山市に提出されたもので、内数である。

注2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の両方の計画書を提出した事業者数は30 (うち、富山市11) である。

(4) 県外産業廃棄物の搬入状況

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱及び富山市産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、年間100トン以上産業廃棄物を搬入しようとするときは、県外産業廃棄物搬入協議書をあらかじめ知事又は富山市長に提出するよう求めている。(特別管理産業廃棄物及び埋立処分を行うために搬入するときは量に関わらず協議が必要となる。)

28年度における協議件数は、県170件※、富山市1,270件であった。

表-3 県外産業廃棄物の搬入協議の状況(28年度)

(単位：件)

協議先	産業廃棄物の搬入	特別管理産業廃棄物の搬入
富山県（富山市を除く）	127	43
富山市	731	539

※ 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物同時の協議有り

(5) P C B廃棄物の保管及び処理状況

ア. P C B廃棄物の保管状況

P C Bを含む高圧トランス、コンデンサ等については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(P C B特別措置法)に基づき、事業者に保管等が義務付けられているとともに、事業者及びP C B廃棄物を処分する者に毎年度知事又は富山市長に保管・使用状況等の届出の提出が義務づけられている。

28年3月31日における届出状況は表-4のとおりである。

表-4 P C B特別措置法に基づく保管状況等届出状況 (28年3月31日現在)

事 業 所 数	保 管 中		使 用 中	
	662	(208)	267	(58)
数 量				
① 高 圧 ト ラ ン ス [台]	109	(64)	5	(0)
② 高 圧 コ ン デ ン サ [台]	546	(153)	134	(6)
③ 低 圧 ト ラ ン ス [台]	9	(2)	0	(0)
④ 低 圧 コ ン デ ン サ [台]	3,570	(1,102)	0	(0)
⑤ 安 定 器 [台]	23,648	(13,446)	759	(528)
⑥ P C B [kg]	118.48	(0.48)		
⑦ 柱 上 ト ラ ン ス [台]	2,185	(20)	2,801	(2,001)
⑧ P C B を 含 む 廃 油 [kg]	276,325	(56,973)		
⑨ 感 圧 複 写 紙 [kg]	1,032	(0)		
⑩ ウ エ ワ ス [kg]	26,816	(4,872)		
⑪ そ の 他 機 器 [台]	3,578	(1,496)	1,657	(789)
⑫ 汚 泥 [kg]	46,669	(12,490)		
⑬ そ の 他 [L]	208,351	(57,929)		

注1 左側の数値は、県所管分と富山市所管分を合計した数値であり、右側の括弧内の数値は、富山市所管分のみの数値である。

注2 保管中及び使用中の事業所数は重複している事業所があるため、届出事業所数は878事業所である。

注3 使用中の柱上トランスの数値は、推定値として事業者から報告のあったものである。

注4 「廃P C B」、「P C Bを含む廃油」のうち、容量で届出されたものは1L=1kgとして重量に換算し集計した。

イ. P C B廃棄物の処理状況

県内の高濃度P C B廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業㈱(J E S C O) 北海道事業所(北海道室蘭市)で処理されており、28年度までの処理状況は表-5のとおりである。

表-5 高濃度P C B廃棄物の処理状況

年度 区分	20	21	22	23	24	25	26	27	28	合計	28年度末 残台数 (保管+使用)
トランス(台)	(初年度) 4	32	54	80	31	35	37	17	27	317	96
コンデンサ(台)	148	455	560	385	511	2,191	656	189	183	5,278	4,067
安定器(台)	0	0	0	0	0	0	7,207	8,254	2,326	17,787	22,081
PCB(kg)	0	0	0	5,529	0	6,802	38	9,072	1,643	23,084	118.48

このほか、変圧器、コンデンサなどの低濃度P C B廃棄物は、環境大臣の無害化処理認定を受けた施設で処理が進められている。

2. 産業廃棄物処理業の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法に基づく過去5年間の産業廃棄物処理業の許可の状況は、表-6のとおりであり、許可業者の数は概ね増加傾向にある。

表-6 産業廃棄物処理業の許可の推移

(単位：件)

区分 年度	産業廃棄物				特別管理産業廃棄物			
	収集及び 運搬	中間処理	最終処分	計	収集及び 運搬	中間処理	最終処分	計
24	1,500	141	9	1,650	193	6	0	199
	187	74	4	265	57	4	0	61
25	1,499	135	8	1,642	194	6	0	200
	164	75	4	243	55	4	0	59
26	1,545	135	8	1,688	198	6	0	204
	164	73	4	241	55	4	0	59
27	1,551	135	7	1,693	202	6	0	208
	118	72	4	194	55	5	0	60
28	1,576	135	6	1,717	205	6	0	211
	102	72	4	178	56	5	0	61

※1 各年度の上段は富山県の許可件数、下段は富山市の許可件数である。

(2) 優良産業廃棄物処理業者の認定制度

廃棄物処理法の改正（23年4月1日施行）により、①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組み、④電子マニフェストの利用及び⑤財務体質の健全性の5つの基準を満たす業者を都道府県や政令市が認定する「優良産業廃棄物処理業者認定制度」が創設された。

認定された業者は、通常5年の許可の有効期間を7年に延長するとともに、許可証には優良マークが記載され、排出事業者が委託業者を選定する際に参考となる。

29年3月31日現在の認定業者は67社（収集・運搬：62社、処分：13社）で、このうち県内業者は13社である。

3. 産業廃棄物処理施設の設置状況

廃棄物処理法に基づく過去6年間の処理施設数の推移は、表-7のとおりである。

また、28年度末における産業廃棄物処理施設の設置状況は、表-8のとおりで、県下全域の処理施設数は475施設となっている。これを種類別にみると、木くず又はがれき類の破碎施設が258施設で(構成比54.3%)で最も多く、次いで汚泥の脱水施設の81施設(同17.1%)、廃プラスチック類の破碎施設の58施設(同12.2%)の順となっている。

表-7 産業廃棄物処理施設数の推移

年 度	23	24	25	26	27	28
施 設 数	290(209)	289(209)	287(210)	277(211)	271 (207)	272 (203)

注 () 内は、富山市の許可施設数である。

表-8 産業廃棄物処理施設の設置状況

(29年3月31日現在)

施 設 区 分	処 理 能 力	施設数	施 設 区 分	処 理 能 力	施設数	
汚泥の脱水施設	10m ³ /日超える	64	木くず又はがれき類の破碎施設	5 t/日超える	142	
		17			116	
汚泥の乾燥施設	10 m ³ /日超える	4	有害物質等のコンクリート固化化施設	すべて	2	
		1			1	
汚泥の焼却施設	5 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	5	シアノ化合物の分解施設	すべて	0	
		4			3	
廃油の油水分離施設	10 m ³ /日超える	3	廃P C B等の分解施設	すべて	0	
		2			1	
廃油の焼却施設	1 m ³ /日超える 200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	1	産業廃棄物の焼却施設(汚泥、廃油、廃プラスチック類以外の施設)	200kg/時間以上 火格子面積2m ² 以上	8	
		4			5	
廃酸又は廃アルカリの中和施設	50 m ³ /日超える	1	最終処分場	安定型	7	
		1			2	
廃プラスチック類の破碎施設	5 t/日超える	23	管理型	10	10	
		35			5	
廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超える 火格子面積2m ² 以上	2	合 計		272	
		6			203	

注 上段は富山県の許可施設数、下段は富山市の許可施設数である。

排出事業者及び処理業者が設置する最終処分場の28年3月31日現在における残存容量は約1155万m³であり、27年度の最終処分量から推定すると残余年数は約20.0年である。なお、残余年数の推移は、表-9のとおりである。

また、28年度末における産業廃棄物最終処分場の立地状況は、図-5のとおりである。

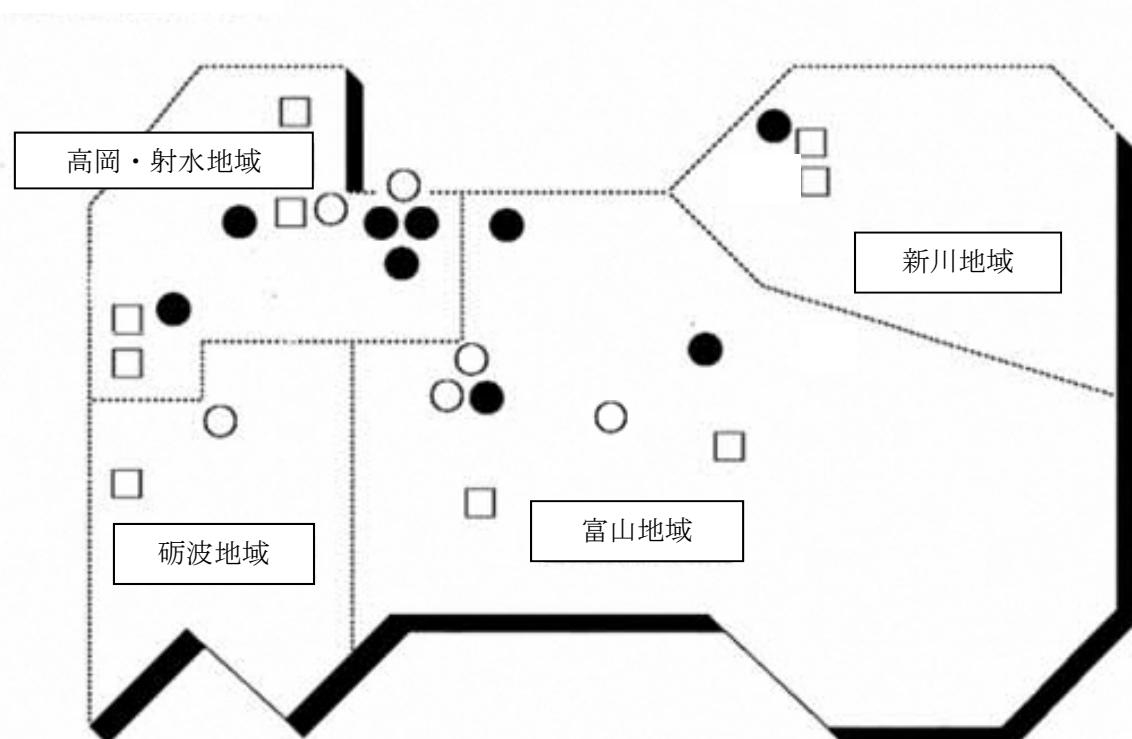
表-9 産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

(単位:年)

年 度	21	22	23	24	25	26	27
富山県	31.1	22.2	22.5	18.6	15.0	14.0	20.0
全 国	13.2	13.6	14.9	13.9	14.7	16.0	—

図-5 産業廃棄物最終処分場の立地状況

- 管理型最終処分場 処理業者設置
- 管理型最終処分場 自社設置
- 安定型最終処分場 処理業者設置



4. 産業廃棄物対策

(1) 監視・指導

産業廃棄物の処理業者及び排出事業者に対して、必要に応じて市町村とも連携して立入調査を行っている。28年度には、延べ101事業所の立入調査を行い、そのうち25事業所に対して改善の指導を行った。監視・指導状況は表-10、指導件数の推移は表-11のとおりで、中間処理業者に対する施設の維持管理や保管基準に関する指導が多い。

また28年度は、処理業者等に対する行政処分はなかった。行政処分件数の推移は表-12のとおりである。

表-10 産業廃棄物の監視・指導状況（28年度）

(単位：件)

区分	産業廃棄物処理業者			排出事業者	合計
	収集及び運搬	中間処理	最終処分		
立入調査数	80	15	53	12	21 101
指導件数	21	3	18	0	4 25

表-11 指導件数の推移

(単位：件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
排出事業者	4	4	4	3	2	6	7	4
処理業者	8	6	6	18	30	31	22	21
計	12	10	10	21	32	37	29	25

表-12 行政処分件数の推移

(単位：件)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
許可の取消	14	10	4	1	2	1	2	0
不許可	3	3	3	1	3	1	3	0
事業停止	0	0	0	0	1	0	0	0
措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0
改善命令	0	0	0	0	1	0	0	0

(2) 不法投棄防止対策

ア. 不法投棄の監視と適正処理の啓発

廃棄物処理法では、産業廃棄物の適正処理対策として、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ書面で委託契約を締結するとともに、すべての産業廃棄物にマニフェストを使用することが義務づけられている。こうした仕組みについて、(一社)富山県産業廃棄物協会と連携し、各種講習会などを通じて啓発に努めている。

一方、不法投棄については、その未然防止・早期発見が重要であることから、ポスター・パンフレットの配布や講習会の開催など、県民・事業者への意識の啓発を図るとともに、国や県、市町村、関係団体の計21団体で構成する「富山県廃棄物不法処理防止連絡協議会」を年2回開催し、情報交換を行っている。

また、協議会において重点監視区域を設定し、県の産業廃棄物不法投棄監視員や市町村の職員等が定期的にパトロールを行うとともに、産業廃棄物運搬車両の路上検査、監視カメラによる不法投棄の監視及び家電製品等不用品回収業者の立入調査を実施している。

さらに、県防災ヘリを利用して、県境（富山・石川、富山・岐阜）における広域的パトロールを行うとともに、市町村による不法投棄廃棄物の撤去や監視カメラの購入に対して財政上の支援を行っている。

イ. 不用品回収業者への対応

不用品回収業者に対しては、連絡協議会の取組みとして、市町村、県、警察が連携し、23年度から、毎年7月から8月にかけて県下一斉の立入調査を実施している。

平成28年度の回収業者数は30業者、回収箇所数は32箇所である。

また、不用品回収業者への立入・指導件数の推移は表-13のとおりであり、このうち19業者に対しては、環境省の通知により廃棄物に該当すると認められる家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）が含まれていたことから、撤去等を指導している。

表-13 不用品回収業者への立入・指導状況

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
箇所数	76	54	39	34	41	32
業者数	43	43	33	27	37	30
指導件数	—	24	30	17	23	19



ウ. 不適正処理等の現状

28年度に県及び市町村が把握した不法投棄件数は99件で、このうち家庭ごみが33件を占めた。なお、大規模な不法投棄は見られなかった。

このうち、県の産業廃棄物不法投棄監視員による延べ157回のパトロールでは、7件の不法投棄等、不適正処理事案を発見した。

このほか、表-14のとおり、28年内に産業廃棄物の不適正処理事件として富山県警察に検挙された12件については、不法投棄3件、野外焼却9件で、検挙件数の推移は表-15のとおりである。

表-14 違反形態別検挙の状況（28年）

違反形態	検挙件数	検挙人員
不法投棄	3	2
野外焼却	9	15
合計	12	17

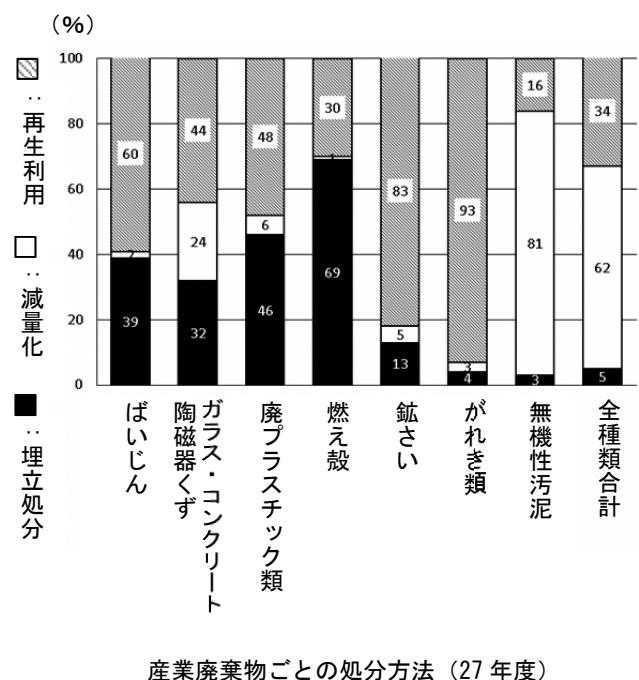
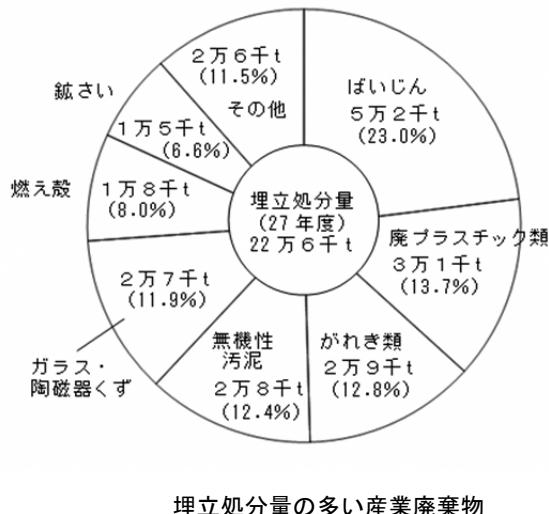
表-15 産業廃棄物事犯の検挙件数の推移

年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年
検挙件数	12	9	8	11	2	5	2	12

(3) 産業廃棄物の排出抑制・減量化対策

県では、循環型社会づくりの取組みの一環として、「とやま廃棄物プラン」に基づき、産業廃棄物の排出抑制・減量化を推進している。

28年度からは、産学官によるプロジェクトチームを設置し、ばいじんやガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類など埋立処分される割合が高く、その量が多い産業廃棄物や、市町村のごみ焼却施設の焼却灰などについて、減量化・再生利用に向けた具体的な検討を行っている。



(4) 環境関連企業の海外展開支援

廃棄物処理業の若手経営者等を対象に、国内トップレベルの専門家が講師を務める、経営戦略や人材育成などの講座を開催し、国内外で活躍できる企業や人材の育成を図ったほか、タイ環境訪問団を受け入れ、県内環境関連企業の視察や今後の連携に向けた意見交換等を実施した。

IV リサイクル等の状況

1. リサイクル推進事業

(1) リサイクル認定事業

廃棄物を利用したリサイクル製品や廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む店舗・事業所を認定し、その取組みの拡大を通じて循環型社会の構築を図るため、14年7月に「富山県リサイクル認定制度」を創設した。

この制度では、表-1のとおり「リサイクル製品」、「エコ事業所」の2つの認定区分を設け、それぞれ事業者から認定申請の公募を行い、学識者、製造者、商工業者、消費者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」で書類審査や現地調査等を行い、これまで表-2のとおり認定した。

また、認定制度や認定製品などを紹介するため、パンフレットやホームページ等により普及を図った。

さらに、「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針」や「グリーン購入調達方針」に基づき、公共工事や物品の購入等を行う場合において、認定リサイクル製品の性能、品質、数量、価格等を考慮して、優先的な調達に努めている。

表-1 認定区分

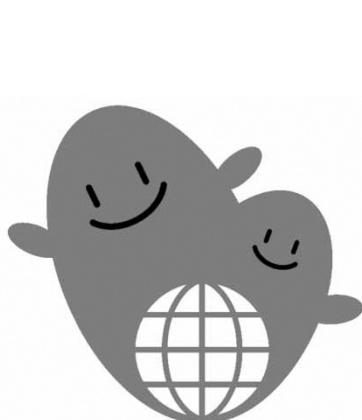
リサイクル製品	県内において製造加工されたリサイクル製品であって、原則として県内で発生する廃棄物を原材料とするもの
エコ事業所	廃棄物の発生抑制、循環利用、先進的な技術開発等に積極的に取り組む事業所

表-2 認定状況

(29年3月31日現在)

区分	リサイクル製品	エコ事業所
26年度	22	4
27年度	20	4
28年度	20	7
認定数	62	15

富山県リサイクル認定シンボルマークとパンフレット



(2) とやまエコ・ストア制度

買い物の機会を通じ、県民のエコライフの定着・拡大を図るため、20年4月から県下全域でレジ袋無料配布廃止の取組みを進めている。この取組みにより、マイバッグの持参が定着するとともに、取組みを開始した20年度から28年度末までのレジ袋削減枚数が13億枚を達成するなど大きな成果が得られている。

25年度には、県民団体からの更なる環境配慮行動の要請を受け、県民のエコライフの取組みをさらに一步進めるため、レジ袋無料配布廃止に加えて、資源物の店頭回収や低炭素化の取組みに県民の皆さんと協働で取り組む小売店舗を登録する「とやまエコ・ストア制度」を創設し、県民総参加のエコ活動を推進している。

現在、登録店は74社1,113店舗・6商店街(29年10月現在)に拡大しており、28年度の実績として、マイバッグ持参率が95%と全国一の高い実績を維持するとともに、店頭での資源物回収量が3,180t、CO₂削減量が31,507t-CO₂となるなど、県民との協働による環境に配慮した取組みが実施されている。

ア. 制度の概要

新制度で取組みをステップアップ

事業者の取組み(登録要件の概要)

いずれか1項目以上

① レジ袋無料配布廃止

② 資源物の店頭回収

- ・店舗ごとに、食品トレー、古本、衣服 等

③ 適切な店舗温度設定

+ 業種ごとの CO₂削減項目

- ・食品ロス・食品廃棄物削減対策、省エネ商品の効果の明示 等

自由項目

- 太陽光パネル導入、照明のLED化 等
(店舗独自の取組みを自由に設定)

県民の取組み

① マイバッグを持参してお買い物を楽しもう！

- ・お買い物時はマイバッグはたたみましょう
- ・お店のカゴは、所定の場所に返却しましょう

② 登録店舗への資源物の持ち込みに協力しよう！

- ・トレー等は洗浄し、水切りしてから持ち込みましょう

③ お店のエコな取組みを理解し、協力しよう！

- ・店内が多少暑く/寒くても理解しましょう
- ・エコ商品、県産食材を優先的に購入しましょう

エコ・ストアへの協力・支援をきっかけに、エコライフの実践を“あたりまえ”にしよう！

《事業者のメリット》

- ・県民団体や行政機関等による積極的な支援・協力
- ・CSR(企業の社会的責任)向上によるイメージアップ
- ・エネルギー使用量削減等によるコスト削減
- ・店頭回収等による消費者との良好な関係構築

《県民のメリット》

- ・資源物回収場所の常設化・増加による利便性向上
- ・県民協働の取組み機会の創出
- ・エコライフ転換の契機の多様化 等

県民・事業者の双方にメリット

イ. エコ・ストア制度の広報

エコ・ストア制度の取組みをご理解いただけるよう、啓発用パネル、登録店舗ステッカーを作成するとともに、エコ・ストア制度の取組みを紹介する広告の情報誌への掲載、ラジオCMの放送を行った。

○啓発用パネル



制度啓発用



買い物マナー啓発用1



買い物マナー啓発用2



○登録店舗ステッカー



○情報誌での広告の掲載



ウ. 登録店の28年度の取組み実績

① マイバッグ持参率

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
マイバッグ持参率	92%	94%	94%	94%	94%	95%	95%	95%	95%

② その他の実績

区分	効果*	備考
ごみ排出削減量	1,320 [t]	・県内のごみ総排出量(381,566 t (H26))の0.3%分に相当 ・10トントラック = 約130台分に相当
資源物回収量	3,180 [t]	・県内のリサイクル量(99,032 t (H26))の3.2%分に相当 ・10トントラック = 約320台分に相当
最終処分削減量	421 [t]	・最終処分量(33,764 t (H26))の1.2%分に相当 ・10トントラック = 約42台分に相当
CO ₂ 削減量	31,507 [t-CO ₂]	・県内の約5,500世帯分の年間CO ₂ 排出量に相当
原油削減量	10,842 [kℓ]	・県民1人当たり年間10.2[ℓ]の原油削減量に相当

*レジ袋削減量、資源物回収量、店舗空調の緩和温度等から推計

2. 各種リサイクル法

(1) 容器包装リサイクル法

びんや缶などの容器包装廃棄物については、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、9年4月1日から市町村による分別収集が行われ、容器包装の製造・利用事業者が一定の費用負担を行うことによりリサイクルされている。

県では、28年8月に、容器包装リサイクル法に基づく「第8期富山県分別収集促進計画」を策定し、市町村別の容器包装廃棄物の排出見込量や分別収集の促進のための施策を示すとともに、市町村等においても「容器包装廃棄物分別収集計画」を策定している。当該計画に基づき、県内では全域(10市町、1一部事務組合)で、ガラスびん(無色、茶色、その他)、ペットボトル、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装、スチール缶、アルミ缶、紙パック及び段ボールの分別収集が実施されている。

県内の分別収集量の推移は表-3のとおりであり、28年度においては約2万2千トンの容器包装廃棄物が収集されている。

表-3 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量の推移

(単位: t)

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
無 色 ガ ラ ス	2,160.7	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2
茶 色 ガ ラ ス	2,489.6	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0
そ の 他 ガ ラ ス	855.9	875.9	879.0	910.2	902.8	932.6
ペ ッ ト ボ ト ル	1,640.7	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4
そ の 他 紙 製 容 器 包 装	2,215.0	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7
そ の 他 プ ラ ス チ ク 容 器 包 装	5,400.4	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,067.1
ス チ 一 ル 缶	983.9	921.0	760.5	696.6	508.5	447.8
ア ル ミ 缶	1,255.3	1,225.5	1118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8
紙 パ ッ ク	147.8	135.7	122.6	131.5	126.2	127.2
段 ボ 一 ル	5,444.9	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9
合 計	22,594.2	22,774.2	22,551.0	22,544.2	22,241.0	22,268.2

注 その他プラスチック容器包装は、白色トレイを含めた量である。

(2) 家電リサイクル法

13年4月1日に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行され、従来、粗大ごみ等として扱われていたエアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式(液晶・プラズマ式は21年4月に追加))、冷蔵庫・冷凍庫(電気冷凍庫は16年4月に追加)、洗濯機・衣類乾燥機(衣類乾燥機は21年4月に追加)の4品目については、消費者が費用を負担し、販売店等を通じてメーカーに引き渡されリサイクルされている。また、16年4月には冷蔵庫・冷凍庫の断熱材フロンの回収・破壊等が義務付けられた。

概ね、県内においては、販売店等から県内4箇所の指定引取場所を通じてメーカーに引き渡されている。

廃家電品の引取状況は表-4のとおりで、23年度以降の取り台数減少については、地上アナログ放送やエコポイント制度が終了したことによる買替え需要が減少したことが、大きな要因であると見られる。

また、市町村の調査による廃家電品の不法投棄状況は表-5のとおりであり、市町村が回収する等の措置を行った。

表-4 家電リサイクル法に基づく廃家電品の取り台数

(単位:台)

品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合計
23年度	15,594	67,886	23,856	20,486	127,822
24年度	16,741	28,104	26,336	23,359	94,540
25年度	21,765	29,893	31,233	27,897	110,788
26年度	19,788	31,969	26,033	25,477	103,267
27年度	19,707	32,902	26,009	25,451	104,069
28年度	21,445	26,037	26,294	27,828	101,604

表-5 廃家電品の不法投棄状況

(単位:台)

品目	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機	合計
23年度	5	264	56	16	341
24年度	5	239	57	20	321
25年度	9	297	65	26	397
26年度	14	214	48	29	305
27年度	5	231	61	33	330
28年度	11	160	59	21	251

(3) 小型家電リサイクル法

家電リサイクル法の対象とならない使用済小型家電等（電子レンジ、掃除機、AV機器などの小型家電・電気電子機器）は、各市町村で、不燃物として回収・処理されてきた。しかし、これらには、鉄やアルミニウムのほか、金やレアメタルなどの希少金属が含まれており、使用済みとなったこれらの小型家電等をリサイクルすることによって、資源として有効に活用することができるとともに、ごみの減量化や天然資源の消費の抑制等も図ることができる。

そこで県では、22年10月から全国に先駆けて、市町村と連携しながら使用済小型家電等を資源物として拠点回収し、民間のリサイクル業者を活用してリサイクルを行う仕組みとして、市町村に使用済小型家電等の常設回収ステーションの設置に係る費用（建屋、分別器具、表示類など）について補助を行ってきた。

本県の取組みが評価され、25年4月からは使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、富山県など一部の自治体で行われていた取組みが、全国的な取組みとして拡大されることになった。

県内では、図-1のとおり25年10月から全ての市町村で回収が行われ、表-3のとおり回収量は増加傾向にある。

図-1 使用済小型家電等のリサイクルの実施状況（開始時期、回収方式）

回収方式	市町村
拠点回収方式・ステーション方式	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、射水市、舟橋村、立山町、入善町、朝日町
集団回収方式	南砺市
ピックアップ方式	小矢部市、上市町

表-3 使用済小型家電等の回収量

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施市町村数	10	13	15	15	15	15
回収量(トン)	156	338	444	566	622	616

また、市町村の環境イベント等での小型家電リサイクル制度の普及啓発や、市町村と連携して移動式回収ボックスによる小型家電の回収にも取り組んでいる。



普及啓発用資材（リーフレット）



小型家電の回収の様子

(4)建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が14年5月30日から完全施行されている。適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保するため、発注者による工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示などが義務付けられている。(特定建設資材：コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目)

県では、建設リサイクル法に基づき、14年3月に「建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針」を作成し、同年4月に公表している。

なお、建設リサイクル法関連事務に関する県の事務分担は、解体業者の登録及び分別解体等に関する事務は土木部(管理課、建設技術企画課及び建築住宅課)(実際の届出窓口は土木事務所)、再資源化等に関する事務は生活環境文化部(環境政策課)が担当することとなっている。

県内における対象建設工事に係る届出件数、立入検査件数の推移は表-6、表-7のとおりで、28年度は2,593件の届出があり、16件の再資源化施設の立入検査を実施した。

表-6 対象建設工事に係る届出件数

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	2,536	2,614	2,508	2,618	2,545	2,695	2,350	2,400	2,541	2,760	2,745	2,248	2,203	2,593

表-7 立入検査(再資源化施設及び解体現場)実施状況

年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	46	36	51	40	48	39	20	20	21	14	15	16	16	16



立入検査の状況

(5)食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が13年5月1日に施行され、食品関連事業者(製造、流通、外食、旅館、結婚式場等)は食品廃棄物の発生抑制と再生利用の推進に努めることとなっている。

食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、27年7月に新たに策定された基本方針において、食品関連事業者の目標として、31年度までの再生利用等実施率が、食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%とされた。

国が定めた目標の達成を目指して、食品関連事業者は国が示す判断基準に基づく取組みを進めることとされており、国は必要に応じて助言、指導を行うとともに、食品廃棄物の発生量が年間100トン以上の事業者(食品廃棄物等多量排出事業者)に対しては、その取組みが不十分な場合に勧告、命令を行うこととしている。

また、19年の法改正により、食品廃棄物等多量発生事業者に対し、毎年度、食品廃棄物等の発生量、再生利用等の取組状況等について、主務大臣に報告する義務が措置された。

(6)自動車リサイクル法

年間約500万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破碎業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきたが、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まっている。

また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、近年関係業者を有価で流通してきた従来のリサイクルシステムは機能不全に陥りつつあり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が17年1月1日から本格施行された。

28年度末における県内の登録・許可事業者数は表-8のとおりである。

表-8 自動車リサイクル法の登録・許可事業者数

(29年3月31日現在)

区分	引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
登録・許可事業者数	425	117	31	10
	235	63	15	2

(注) 上段は富山県の登録・許可事業者数、下段は富山市の登録・許可事業者数である。

(7)パソコンのリサイクル

「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)において、製造等事業者が自主回収及び再資源化の取組みを促進すべき商品(指定再資源化商品)として、13年4月から事業者が排出するパソコンについて、15年10月から家庭が排出するパソコンについて、製造等事業者によりリサイクルされている。また、小型家電リサイクル法に基づき、一部の家電量販店や市町村等でもパソコンの回収を行っている。

3. 富山市エコタウン事業

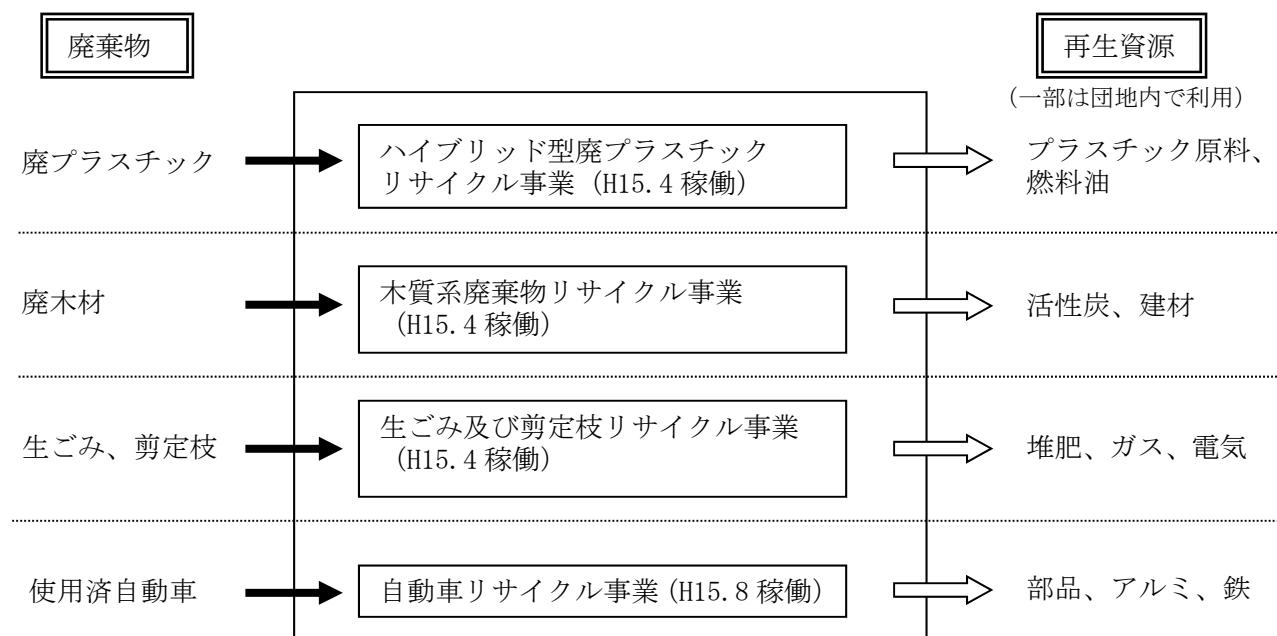
環境調和型のまちづくりを目的とした富山市エコタウン事業については、県と富山市が共同でエコタウンプランを作成し、14年5月17日に国の承認を受けた。これは全国で16番目、北陸では初となるものである。

その後、国等の支援を受け、各事業者において施設整備が進められ、現在までに第1期の4事業のほか、第2期の難処理繊維及び混合廃プラスチックリサイクル施設、廃食用油リサイクル施設、廃棄物エネルギーセンターが稼働している。

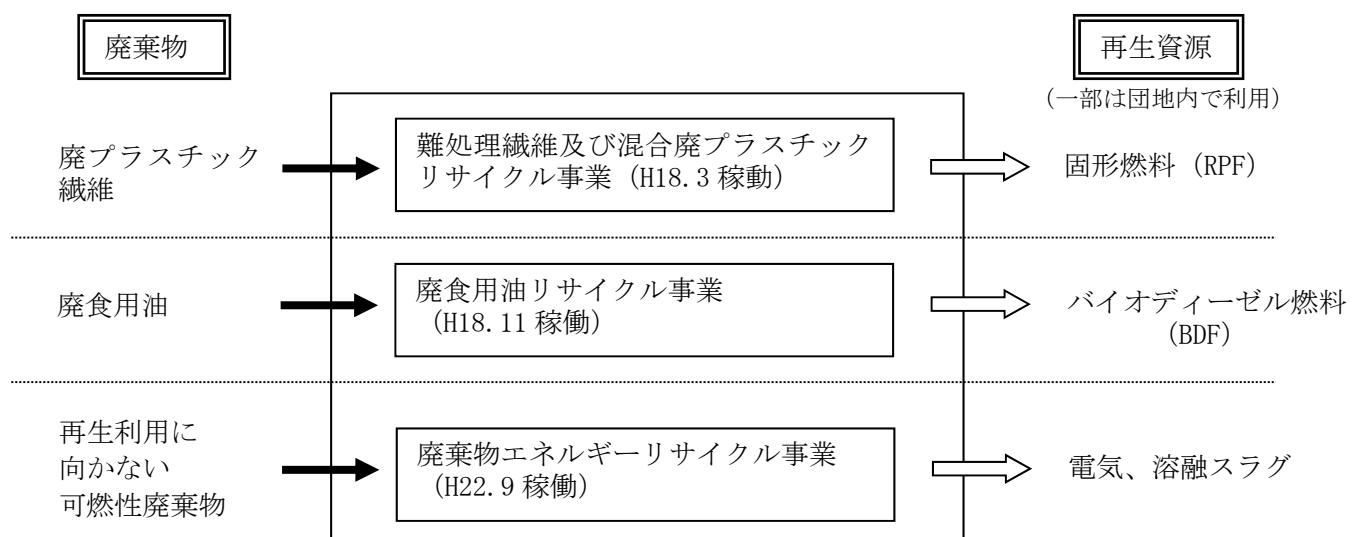
県では、循環型社会の形成に向けた拠点の一つとして、適切な運営に向けて必要な協力をしていくこととしている。

富山市エコタウン事業の概要は次のとおりである

(1) 第1期事業



(2) 第2期事業



4. 市町村のごみ減量化、再生利用推進事業

(1) 環境教育、啓発活動

市町村におけるごみ減量化、再生利用への主な取組みとして、富山市では小学生向け副読本を作成しているほか、表-9のとおり、リサイクル生活展等のイベントや不用品交換会等を開催している。

表-9 イベントや不用品交換会等の開催状況（28年度）

市 町 村	名 称
富 山 市	みんなの消費生活展（市消費生活センター主催） 出前講座、3R推進スクール
高 岡 市	出前講座、集積場の早朝パトロール
魚 津 市	環境フェスティバル
氷 見 市	リサイクルプラザでの不用品抽選販売
滑 川 市	出前講座、刃物・傘の修理相談デー、リサイクル品展示会
黒 部 市	自治振興会、市内小・中・高校でごみの減量化・リサイクル推進の講習会、アクアパークフェスティバル等でのパネル展示
南 砺 市	フリーマーケット（後援）、市内イベントへのキッチンカー出展、出前講座、海岸清掃ツアー
射 水 市	環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験及び科学教室
上 市 町	リサイクル見学（保健衛生協会）
入 善 町	にゅうぜん商工フェア、クリーン入善7125大作戦
朝 日 町	出前講座

(2) 住民等への助成制度

集団回収に対する報奨金制度は表-10のとおり14市町で導入している。

また、住民に対する生ごみリサイクルの補助制度について、表-11のとおりであり、生ごみ堆肥化容器は10市町村で、電気生ごみ処理機は12市町村で補助が実施されている。

表-10 集団回収に対する報奨金制度の実施状況

（29年4月1日現在）

	紙	布	金属	びん	牛乳パック
実施市町村数	14	10	8	3	10

表-11 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

（29年4月1日現在）

	生ごみ堆肥化容器	電気生ごみ処理機
実施市町村数	10	12
限度額(円)	3,000～20,000	10,000～50,000
補助率	1/3～1/2	1/3～1/2

(3)資源ごみ回収常設ステーションの設置

市町村における資源ごみ回収常設ステーションは、表-12 のとおり 12 市町で、計 40 施設が設置されている。

なお、県では、20、21 年度に、市町村による資源ごみ回収常設ステーションの設置に対し助成を行った。

表-12 市町村における資源ごみ回収常設ステーションの設置状況

(29 年 4 月 1 日現在)

設 置	市 町 村	施 設 設 置 数
富 山	市	8
高 岡	市	2
魚 津	市	6
滑 川	市	4
黒 部	市	3
小 矢 部	市	1
南 研	市	1
射 水	市	2
上 市	町	1
立 山	町	3
入 善	町	6
朝 日	町	3
計		40 施設

V 県土美化の推進

1. 県土美化推進事業の概要

(1) 県土美化推進運動

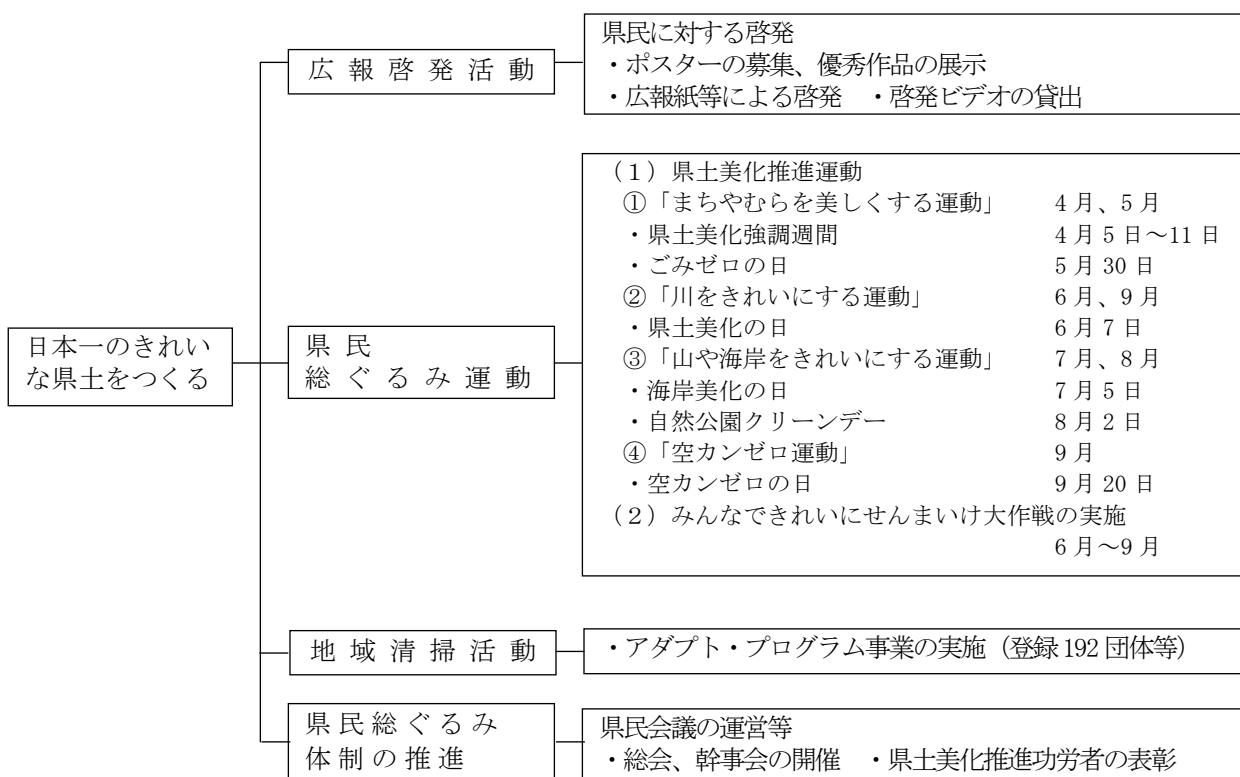
近年、生活水準の向上や余暇の増大等に伴って、県民の環境に対する要望も多様化してきており、清らかな水辺や豊かな緑、美しい町並みや歴史的雰囲気の落ち着いたたたずまいなど、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境を創造していくことが求められている。

このため、県ではこれまで進めてきた公害の防止や自然環境の保全に加えて、ごみのない美しい県土をめざした県土美化運動の推進、「とやまの名水」の選定、「海岸アメニティ・マスターープラン」や花と緑の美しいふるさとづくりの計画策定など、さらに一步進んだ快適環境づくりをめざした施策を積極的に推進している。

県土美化推進運動は、自治会をはじめ、婦人・青年団体などの82団体で構成される県土美化推進県民会議を中心に、「日本一のきれいな県土」の実現をめざして、県民総ぐるみの運動として展開されている。

この運動は、図-1のとおり「まちやむらを美しくする運動」などの美化運動を通じて、ポスターの掲示などの広報啓発活動を行うとともに、公園、道路、河川、海岸等の清掃美化活動を行うなど各種の事業を実施している。

図-1 県土美化推進運動の概要（28年度）



【推進標語】 「すすめよう ごみのない美しいまちづくり」



28年度県土美化推進県民会議総会



環境月間ポスター
小学生の部最優秀賞作品



環境月間ポスター
中学生の部最優秀賞作品

(2)アダプト・プログラム実施状況

13年度に海岸や公園等において、地域住民等が主体となった継続的な活動が期待できる「アダプト・プログラム制度」*を導入し、15年度からはその制度を拡充させ、行政と地域住民等との協働体制づくりを推進支援している。

※アダプト・プログラム

アダプト(adopt)とは、英語で養子縁組するという意味で、市民が公共スペースを里親のように愛情を持って面倒を見る（清掃・美化活動を行う）ことから命名されたもの。

市民と自治体がお互いの役割分担について協議・合意し、継続的に美化活動を進めることをアダプト・プログラムという。

表－1 アダプト・プログラム制度の登録団体数

市町村名	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
高岡市	42	42	46	46	51
魚津市	14	7	7	7	7
滑川市	7	7	7	7	7
黒部市	3	3	3	3	3
小矢部市	6	5	5	5	6
南砺市	58	64	56	53	58
射水市	53	56	59	61	60
合 計	183 団体等	184 団体等	183 団体等	182 団体等	192 団体等

(3)みんなできれいにせんまいけ大作戦等

海岸漂着物のほとんどは川の流れを通じて海に流出し、海岸に漂着したものであり、美しい海岸を守っていくためには、海岸を有する地域だけでなく、上流から下流に渡る広範な地域での活動が必要である。

そこで、上流・下流の地域の住民が一体となって取り組む県土美化活動「みんなできれいにせんまいけ大作戦」を、県内全市町村で実施している。28年度は15市町村で約27,000人の参加があった。

このほか、県内各地で、地域住民、企業、各種団体等が連携して、清掃美化活動が進められている。

表－2 「県土美化推進運動」活動概要（28年度）

市町村名	実施日	活動地域	参加人数
富山市	4月～11月末	道路・市内全域、河川・海岸一帯、呉羽丘陵道路、公共・行政施設周辺	80,403人
高岡市	5月30日～3月	二上山一帯、千保川河川、海岸一帯、古城公園一帯、道路・市内全域等	約67,200人
魚津市	6月7日、11日、7月24日	魚津神社、富山労災病院周辺、鴨川一斉清掃	約1,300人
氷見市	5月8日、6月5日、7月3日、10日	市内全域の海岸・道路・河川等	約8,150人
滑川市	5月～10月	市内全域・海岸等	5,175人
黒部市	6月26日、7月17日、31日	石田浜・河川、荒俣・生地海岸一帯	約3,400人
砺波市	4月3日、5月12日、22日	市内全域、庄川河川敷	約30,050人
小矢部市	3月26日、4月3日、5月9日～6月4日、10月2日	市内全域	約1,150人
南砺市	4月～11月	南砺市内全域	5,681人
射水市	5月～10月	市内全域、六渡寺・海老江・本江海岸、小杉地区、大島地区	約21,910人
舟橋村	8月7日	村内全域	約500人
上市町	6月21日、4月～11月	町内全域	2,924人
立山町	6月～12月	庁舎周辺地域及び道路・町内	427人
入善町	7月1日～10月31日	町内全域、事務所周辺道路等	10,104人
朝日町	7月12日	町内全域	2,193人
合計（15市町村）			240,567人

(4) 海岸漂着物対策の推進

海岸漂着物対策については、海岸漂着物処理推進法や「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、沿岸市町等と連携しながら漂着物の回収・処理などに取り組んでいる。

しかし、一部の海岸では依然として多くの漂着物が押し寄せており、本県ではこうした漂着物の大半が内陸部より河川を通じて流出・漂着したものと考えられている。

のことから、県では、河口域に位置する海岸の漂着物の状況や、河川敷や浅瀬におけるごみの散乱・滞留状況、川を流れるごみの調査を実施するとともに、これらの結果や発生抑制に関する内容を掲載した啓発リーフレットや「ごみマップ」を作成し、広く配布した。

また、小矢部川流域をモデルとして、小矢部川流域部会（流域の経済団体、農業・漁業団体、消費者・女性団体、行政機関で構成）を設置し、海岸漂着物の状況について共通認識を図るとともに、地域に応じた具体的な発生抑制対策の検討を行い、アクションプラン（小矢部川流域における上流下流が連携した海岸漂着物の発生抑制対策について）として取りまとめた。

そのほか、上流域の住民に漂着物の実態を知ってもらうことを目的とした「海岸漂着物フォーラム」の開催（26年度）や、「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」の改定、県内全域で上流域から海岸に向けて清掃活動をつなぐ「森・川・海」リレー清掃キャンペーン（27年度）・G7富山環境大臣会合の開催前に『「世界で最も美しい富山湾」海岸一斉清掃』（28年度）を実施した。



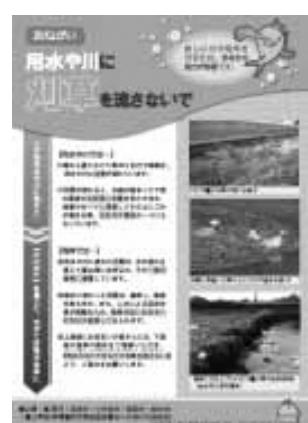
小矢部川河口域の海岸の状況
(射水市六渡寺海岸)



「小矢部川流域のごみマップ」
(26年3月発行)



「美しい海岸を守るために」
(26年3月発行)



「用水や川に刈草を流さないで」
(26年5月発行)

・水の恵みと海岸清掃体験ツアーの開催

上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を知つてもらうとともに、海岸清掃を通じて身近なごみと漂着物について考え、ごみの発生抑制につなげることを目的として、「水の恵みと海岸清掃体験ツアー」を開催した。

このツアーでは、参加者（親子等 119 人）が、上流から下流までの川の流れとごみの流れる実態を見るとともに、海岸清掃（244kg のごみを回収）を通じて、漂着物の多くが身近なごみであることについて学んだ。

表－3 「水の恵みと海岸清掃体験ツアー」概要（28年度）

開催日・参加者数	開催場所	ツアー内容
高岡・砺波コース 8月 6 日（土） 〔参加者数〕 30 名	庄川合口ダム等 ↓ 砺波・高岡市内の用水、河川等 ↓ 射水市六渡寺海岸 ↓ 射水市「ミライクル館」	施設見学 クイズ大会 海岸清掃 リサイクル工作
県東部コース 8月 7 日（日） 〔参加者数〕 50 名	横江頭首工等 ↓ 立山町、富山市内の用水、河川等 ↓ 富山市浜黒崎海岸 ↓ 富山市「エコタウン交流推進センター」	施設見学 クイズ大会 海岸清掃 リサイクル工作
小矢部・南砺コース 8月 20 日（日） 〔参加者数〕 39 名	城端ダム等 ↓ 南砺市、小矢部市内の用水、河川等 ↓ 射水市六渡寺海岸 ↓ 射水市「ミライクル館」	施設見学 クイズ大会 海岸清掃 リサイクル工作



河川上流部の見学



海岸清掃の実施

都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

～携帯電話や小型家電がオリンピック・パラリンピックのメダルに生まれ変わります！～

平成29年4月より、携帯電話やパソコンなどの小型家電のリサイクルで回収した金、銀、銅で東京2020大会において使用するメダル（約5,000個）を製作する「都市鉱山からつくり！みんなのメダルプロジェクト」がスタートしました。これは、オリンピック・パラリンピック史上初の取組みです。

全国に先駆けて小型家電リサイクルに取り組んできた本県としても、本プロジェクトに参加するとともに、各市町村に参加を呼びかけ、いち早く県内全域での回収を開始しています。

県内では、下記のとおり市町村の市役所・役場やコミュニティセンター、NTTドコモの店舗などに専用の回収ボックスを設置していますので、回収へのご協力をお願いします。

また、本プロジェクトに限らず、不要になった小型家電は市町村の常設ステーションなどへお持込ください。

※都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト

主催：東京2020組織委員会、環境省、日本環境衛生センター、NTTドコモ、東京都



回収場所

富山市	富山市役所、環境センター、岩瀬環境事務所
高岡市	高岡市役所、環境サービス課、福岡庁舎、生涯学習センター（ウイング・ウイング高岡）
魚津市	(株)魚津清掃公社
氷見市	氷見市役所
滑川市	滑川市ストックヤード、株式会社公生社
黒部市	黒部市役所
砺波市	砺波市役所、庄川支所
小矢部市	小矢部市役所、総合保健福祉センター
南砺市	市役所4庁舎の行政センター（城端、井波、福野、福光）、エコビレッジ推進課
射水市	射水市役所、クリーンピア射水
舟橋村	舟橋村役場
上市町	上市町役場
立山町	立山町役場
入善町	入善町役場
朝日町	朝日町役場

※回収品目や回収時間等の詳細は各市町村にお問い合わせください。

【 資 料 編 】

目 次

表-1	計画処理区域の状況	55
表-2	ごみ処理状況の推移	56
図-1	総人口とごみ総排出量の推移	56
表-3	資源化量及びリサイクル率の推移	57
表-4	ごみの収集状況	58
表-5	市町村別1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況(27年度)	59
表-6	ごみの収集形態別収集量(27年度)	60
表-7	ごみ処理の状況(27年度)	62
表-8	浄化槽設置数の推移	64
表-9	浄化槽構造別設置数	65
表-10	し尿処理状況の推移	66
表-11	し尿収集処理状況(27年度)	68
表-12	し尿の収集形態別収集量(27年度)	70
表-13	し尿処理状況(27年度)	72
図-2～16	し尿・浄化槽汚泥処理量の推移(市町村別)	74
表-14	条例の制定状況及び手数料(1)～(2)	78
表-15	廃棄物処理事業経費(27年度)	81
表-16	リサイクル認定一覧(28年度認定分)	82
表-17	市町村別分別収集量(28年度)	84
表-18	富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量	85
表-19	ごみの減量化、再生利用の取組み状況(28年度)	86
表-20	集団回収に対する報償金制度の実施状況	87
表-21	住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況	87
表-22	資源ごみ回収常設ステーションの設置状況(1)～(3)	88

表－1 計画処理区域の状況

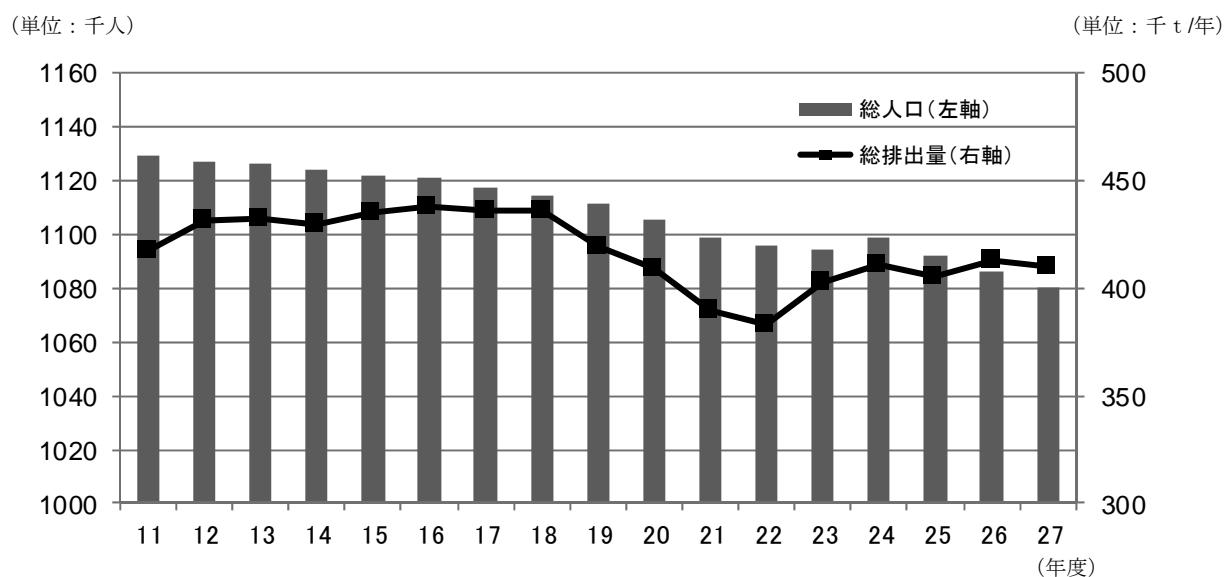
(27年10月1日現在)

市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山市	418,495	163,862
高岡市	175,019	63,814
魚津市	43,233	15,855
氷見市	49,986	16,096
滑川市	33,513	11,699
黒部市	41,830	14,793
砺波市	48,851	16,220
小矢部市	31,173	9,517
南砺市	53,328	16,594
射水市	94,347	32,115
舟橋村	3,024	910
上市町	21,431	7,395
立山町	26,660	9,159
入善町	25,788	8,628
朝日町	12,877	4,514
合計	1,079,555	391,171

表-2 ごみ処理

年度	総人口 (人)	総排出量 (t/年)	計画収集量+直接搬入量	集団回収量
11	1,128,527	416,615	385,169	31,446
12	1,127,442	430,918	396,826	34,092
13	1,126,170	432,106	398,227	33,879
14	1,124,476	428,977	395,356	33,621
15	1,121,743	435,011	400,688	34,323
16	1,120,505	438,194	403,686	34,508
17	1,117,411	435,959	401,909	34,050
18	1,113,837	436,112	401,495	34,617
19	1,111,308	418,756	385,071	33,685
20	1,105,276	409,352	377,092	32,260
21	1,099,285	388,737	352,981	35,756
22	1,096,406	382,715	348,360	34,355
23	1,094,479	402,292	367,991	34,301
24	1,098,716	410,709	376,666	34,043
25	1,091,948	405,329	373,054	32,275
26	1,086,315	413,128	381,566	31,562
27	1,079,555	410,200	380,201	29,999

図-1 総人口とごみ総排出量の推移



状況の推移

焼却量 (t/年)	焼却率 (%)	資源化量 (t/年)	リサイクル率 (%)	埋立量 (t/年)
327,715	78.7	65,061	15.6	60,644
333,988	77.5	70,858	16.4	61,715
327,953	75.9	76,655	17.8	61,631
325,889	76.0	77,209	18.0	57,040
328,644	75.5	80,785	18.6	55,389
331,375	75.6	82,804	18.9	56,345
328,033	75.2	84,205	19.3	54,573
324,853	74.5	87,473	20.1	55,279
313,670	74.9	86,616	20.7	48,677
307,690	75.2	85,595	20.9	44,967
297,729	76.6	79,676	20.5	43,494
296,554	77.5	78,335	20.5	39,257
300,750	74.8	94,602	23.5	36,714
312,602	76.1	93,524	22.8	37,300
311,695	76.9	90,087	22.2	37,222
311,371	75.4	99,032	24.0	33,764
307,566	75.0	97,173	23.7	35,305

表-3 資源化量及びリサイクル率の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27
直接資源化量 + 中間処理後再資源化量 (t)	52,931	53,335	43,920	43,980	60,301 (16,743)	59,481 (18,346)	57,812 (18,982)	67,470 (31,779)	67,174 (33,025)
集団回収量(t)	33,685	32,260	35,756	34,355	34,301	34,043	32,275	31,562	29,999
計(t)	86,616	85,595	79,676	78,335	94,602	93,524	90,087	99,032	97,173
リサイクル率(%)	20.7	20.9	20.5	20.5	23.5	22.8	22.2	24.0	23.7

※ () 内は直接資源化量と中間処理後再資源化量の合計のうち、民間許可業者による資源化量

表-4 ごみの収集状況

市町村名	可燃ごみ	不燃ごみ (粗大ごみ)	資源ごみ					
			古紙	紙製容器包装	缶	ビン	ペットボトル	容器包装プラ
	収集回数 (回/週)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)	収集回数 (回/月)
富山市	2	2	1	1	2	2	富山、婦中地域：なし 山田、細入地域：1 大山、八尾地域：2 大沢野地域：4	4
高岡市	2	2	2	2	2	2	2	2
魚津市	2	4	なし	2	1	1	2	2
氷見市	2	2	1	1	1	1	なし	2
滑川市	2	1	1	2	2	2	2	2
黒部市	2	3	2	2	2	2	2	2
砺波市	2	1	なし	1	1	1	1	2
小矢部市	2	1	1	1	1	1	1	1
南砺市	2	2	なし	1	1	1	1	2
射水市	2	2	なし	2	2	2	2	2
舟橋村	3	2	1	1	2	2	1	4
上市町	2	2	2	2	2	2	なし	4
立山町	2	1回/2月	なし	4	1	1	1	1
入善町	3	3	なし	1	1	1	1	1
朝日町	3	3	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回	4~11月：2回 12~3月：1回

表－5 市町村別 1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率の状況(27年度)

区分 市町村別	人口 (人)	排出量		1人1日当たり排出量		再生利用量		リサイクル率 ※ (%)	最終処分量 (t/年)			
		生活系	事業系	生活系	事業系	資源化量	集団回収量					
		(t/年)		(g/人・日)		(t/年)						
富山市	418,495	163,417	112,802	50,615	1,067	736	330	39,765	24,959	14,806	24.2	13,027
高岡市	175,019	63,008	37,839	25,169	984	591	393	13,940	9,199	4,741	22.1	6,408
魚津市	43,233	16,773	12,225	4,548	1,060	773	287	3,148	2,404	744	18.9	2,417
氷見市	49,986	18,220	11,640	6,580	996	636	360	4,132	2,932	1,200	22.6	2,316
滑川市	33,513	13,891	9,516	4,375	1,133	776	357	3,531	2,744	787	25.4	982
黒部市	41,830	16,729	12,409	4,320	1,093	811	282	3,586	3,171	415	21.4	1,029
砺波市	48,851	16,720	9,991	6,729	935	559	376	2,883	1,880	1,003	17.2	1,753
小矢部市	31,173	9,045	6,089	2,956	793	534	259	1,342	948	394	14.8	1,429
南砺市	53,328	15,873	10,922	4,951	813	560	254	4,603	3,619	984	29.0	1,174
射水市	94,347	38,504	23,024	15,480	1,115	667	448	11,921	8,789	3,132	31.0	1,707
舟橋村	3,024	1,078	858	220	974	775	199	158	158	0	14.7	90
上市町	21,431	9,084	6,056	3,028	1,158	772	386	2,271	2,093	178	25.0	727
立山町	26,660	11,700	7,476	4,224	1,199	766	433	3,183	2,169	1,014	27.2	993
入善町	25,788	11,051	9,236	1,815	1,171	979	192	2,117	1,575	542	19.7	834
朝日町	12,877	5,107	4,362	745	1,084	926	158	593	534	59	11.7	419
県全体	1,079,555	410,200	274,445	135,755	1,038	695	344	97,173	67,174	29,999	23.7	35,305

※リサイクル率は、p6の計算式により算出される。

表-6 ごみの収集

市町村名	可燃ごみ				不燃ごみ				資源ごみ			
	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計
富山市	49,095	33,708	39,272	122,075	2,968	2,002	0	4,970	3,343	6,269	10,781	20,393
高岡市	12,369	14,649	0	27,018	60	384	0	444	922	4,714	0	5,636
魚津市	0	7,570	3,464	11,034	0	1,832	406	2,238	0	1,575	0	1,575
氷見市	0	7,776	4,737	12,513	0	553	297	850	0	1,299	10	1,309
滑川市	0	6,904	2,290	9,194	0	415	0	415	0	1,094	269	1,363
黒部市	0	8,029	2,191	10,220	0	1,923	399	2,322	0	1,249	0	1,249
砺波市	0	7,279	5,495	12,774	0	283	0	283	0	426	0	426
小矢部市	0	4,342	2,354	6,696	0	284	0	284	0	534	0	534
南砺市	0	7,955	2,538	10,493	0	310	0	310	0	646	15	661
射水市	0	16,359	0	16,359	0	1,248	0	1,248	0	1,074	0	1,074
舟橋村	0	623	98	721	0	30	0	30	0	124	0	124
上市町	0	4,492	2,129	6,621	0	210	88	298	0	1,125	37	1,162
立山町	0	5,708	2,764	8,472	0	29	0	29	0	696	0	696
入善町	0	5,817	776	6,593	0	883	149	1,032	0	942	0	942
朝日町	0	2,899	376	3,275	0	436	66	502	0	437	0	437
合計	61,464	134,110	68,484	264,058	3,028	10,822	1,405	15,255	4,265	22,204	11,112	37,581

形態別収集量(27年度)

(単位:t/年)

粗大ごみ				その他				収集総量				直接搬入 ごみ	自家 処理量
直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計	直営	委託	許可	計		
0	0	0	0	329	6	0	335	55,735	41,985	50,053	147,773	838	0
0	0	0	0	0	0	0	0	13,351	19,747	0	33,098	25,169	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,977	3,870	14,847	1,182	0
0	181	0	181	0	0	0	0	0	9,809	5,044	14,853	2,167	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,413	2,559	10,972	2,132	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,201	2,590	13,791	2,523	0
0	0	0	0	0	7	0	7	0	7,995	5,495	13,490	2,227	0
0	0	0	0	0	16	0	16	0	5,176	2,354	7,530	1,121	0
0	0	0	0	0	5	0	5	0	8,916	2,553	11,469	3,420	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	18,681	0	18,681	16,691	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	777	98	875	203	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,827	2,254	8,081	825	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,433	2,764	9,197	1,489	0
0	474	58	532	0	0	0	0	0	8,116	983	9,099	1,410	0
0	232	34	266	0	0	0	0	0	4,004	476	4,480	568	0
0	887	92	979	329	34	0	363	69,086	168,057	81,093	318,236	61,965	0

表-7 ゴミ処理の

市町村 一部事務組合	処理量(直接焼却量+焼却以外の中間処理量+直接最終処分量+直接資源化量)												
	合計	直接 焼却量	焼却以外の中間処理量(粗大ごみ処理施設+資源化等を行う施設+ごみ燃料化施設+その他の施設) 合計	直接最終 処分量				直接資源化量(紙類+金属類+ガラス類+ペットボトル+ プラスチック類+布類+その他)					
				粗大ごみ 処理施設	資源化等を 行う施設	ご み 燃 料 化 施 設	その 他の 施 設	合計	紙類 (t)	金属類 (t)	ガラス類 (t)	ペットボトル (t)	
高岡市	58,267	47,100	10,301	0	6,845	3,456	0	866	0	0	0	0	0
氷見市	17,060	12,995	3,331	903	1,725	703	0	313	421	368	53	0	0
小矢部市	8,651	7,035	745	0	426	114	205	409	462	58	24	138	39
射水市	35,378	26,816	8,196	1,661	4,311	2,224	0	62	304	193	28	0	44
富山地区広域圏	182,966	149,298	26,659	5,670	10,713	10,276	0	329	6,680	2,968	118	166	637
富山市	149,184	122,913	21,529	4,970	9,141	7,418	0	329	4,413	1,406	0	0	539
滑川市	13,089	10,247	2,049	415	783	851	0	0	793	591	0	0	67
舟橋村	1,078	936	37	8	29	0	0	0	105	82	0	0	2
上市町	8,906	6,730	1,418	163	650	605	0	0	758	732	0	0	0
立山町	10,709	8,472	1,626	114	110	1,402	0	0	611	157	118	166	29
新川広域圏	47,485	33,612	9,763	6,745	732	2,286	0	1	4,109	2,616	230	636	200
魚津市	15,937	11,411	3,045	2,301	301	443	0	0	1,481	938	82	209	78
黒部市	16,315	10,897	4,168	2,436	277	1,455	0	1	1,249	888	63	182	50
入善町	10,214	7,551	1,721	1,214	119	388	0	0	942	502	68	168	51
朝日町	5,019	3,753	829	794	35	0	0	0	437	288	17	77	21
砺波広域圏	30,620	24,034	5,548	1,324	3,298	926	0	180	858	235	3	383	36
砺波市	15,717	13,037	2,329	959	949	421	0	76	275	83	2	130	0
南砺市	14,903	10,997	3,219	365	2,349	505	0	104	583	152	1	253	36
合 計	380,427	300,890	64,543	16,303	28,059	19,985	205	2,160	12,834	6,438	456	1,323	956

※ 一部事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、一部事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

※ 「資源化等を行う施設」には、ごみ堆肥化施設、飼料化施設、メタン化施設及びその他の資源化等を行う施設が含まれる。

状況（27年度）

			焼却処理量(直接焼却量+焼却施設以外の中間処理施設からの搬入量)					最終処分量(直接最終処分量+焼却残渣量+焼却施設以外の中間処理施設からの残渣量)							
アスチャ類 (白色/合計) (t)	布類 (t)	その他 (t)	合計 (t)	直 接 焼却量 (t)	焼却処理以外の中間 処理施設からの搬入量			合計 (t)	直接最終 処 分 量 (t)	焼 却 残渣量 (t)	焼却以外の中間処理施設からの残渣量				
					粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 (t)	ごみ 燃料化 施 設 (t)				合計 (t)	粗大ごみ 処理施設 (t)	資源化 等を行 う施設 (t)	ごみ 燃料化 施 設 (t)	その他の 施 設 (t)
0	0	0	48,112	47,100	0	933	79	6,408	866	5,452	90	0	90	0	0
0	0	0	13,017	12,995	0	22	0	2,316	313	1,349	654	645	9	0	0
169	0	34	7,035	7,035	0	0	0	1,429	409	778	242	0	0	53	189
9	1	29	27,754	26,816	938	0	0	1,707	62	1,416	229	229	0	0	0
2,727	37	27	151,545	149,298	2,247	0	0	15,819	329	14,018	1,472	1,464	8	0	0
2,468	0	0	124,904	122,913	1,991	0	0	13,027	329	11,419	1,279	1,279	0	0	0
123	12	0	10,413	10,247	166	0	0	982	0	875	107	107	0	0	0
21	0	0	936	936	0	0	0	90	0	82	8	8	0	0	0
0	25	1	6,793	6,730	63	0	0	727	0	678	49	41	8	0	0
115	0	26	8,499	8,472	27	0	0	993	0	964	29	29	0	0	0
325	0	102	35,455	33,612	1,843	0	0	4,699	1	3,159	1,539	1,539	0	0	0
133	0	41	12,191	11,411	780	0	0	2,417	0	1,075	1,342	1,342	0	0	0
66	0	0	10,897	10,897	0	0	0	1,029	1	1,028	0	0	0	0	0
111	0	42	8,493	7,551	942	0	0	834	0	702	132	132	0	0	0
15	0	19	3,874	3,753	121	0	0	419	0	354	65	65	0	0	0
126	0	75	24,648	24,034	614	0	0	2,927	180	2,372	375	375	0	0	0
0	0	60	13,488	13,037	451	0	0	1,753	76	1,401	276	276	0	0	0
126	0	15	11,160	10,997	163	0	0	1,174	104	971	99	99	0	0	0
3,356	38	267	307,566	300,890	5,642	955	79	35,305	2,160	28,544	4,601	4,252	107	53	189

表-8 淨化槽設置数の推移

(1) 淨化槽設置状況

(単位：基)

管轄	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
新川	14,602	14,837	14,631	12,536	12,581	12,029	11,724	11,239	10,797	10,111	9,584	9,095	7,418	7,196	6,680	6,410	6,149
魚津	5,736	5,542	5,381	5,196	5,084	4,747	4,551	4,289	4,121	3,940	3,812	3,578	3,235	2,973	2,869	2,704	2,537
中部	12,766	12,559	12,298	12,131	12,043	11,870	11,379	11,194	11,012	10,514	10,207	9,699	8,645	7,774	7,234	6,730	6,184
射水	10,028	9,523	8,977	8,461	8,526	7,657	7,665	7,269	6,980	6,653	6,456	4,270	4,052	3,859	3,453	2,804	2,681
氷見	4,536	4,515	4,401	4,304	4,181	3,973	3,923	3,830	3,782	3,779	3,681	3,676	3,494	3,371	3,443	3,422	3,417
砺波	11,920	11,675	11,868	11,619	10,684	10,520	10,430	10,291	8,477	8,364	8,181	8,194	7,998	7,488	7,161	6,892	6,633
小矢部	6,313	6,327	6,109	6,049	6,001	5,369	3,789	3,990	3,757	3,725	3,716	3,609	3,683	3,594	3,543	3,485	3,432
高岡市	12,949	12,542	11,941	11,557	11,147	10,412	11,610	10,712	10,331	9,913	9,188	8,387	8,077	7,618	7,344	6,985	6,738
富山市	31,697	30,949	29,410	28,645	27,927	26,093	22,872	21,279	20,281	19,919	19,421	16,058	14,769	13,562	12,216	11,361	10,483
合計	110,547	108,469	105,016	100,498	98,174	92,670	87,943	84,093	79,538	76,918	74,246	66,566	61,371	57,435	53,943	50,793	48,254

(2) 淨化槽設置整備事業の状況

(単位：基)

市町名	H63~H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
富山市	1,170	183	117	64	77	65	26	21	23	21	23	23	13	7	13	10	8	13	1,877
高岡市	529	61	90	47	74	53	50	57	39	36	28	18	20	22	5	7	11	8	1,155
魚津市	415	49	70	22	15	18	18	15	7	11	13	13	6	5	11	2	1	2	693
氷見市	289	63	92	62	69	80	83	63	73	94	77	94	69	61	96	75	49	35	1,524
滑川市	430	99	111	64	63	58	49	41	48	31	13	11	8	4	8	5	5	2	1,050
黒部市	205	61	30	33	24	31	26	15	12	14	18	14	16	9	5	5	8	5	531
砺波市	68	72	81	57	87	61	64	76	60	46	48	61	53	46	46	24	27	33	1,010
小矢部市	150	68	80	38	48	36	31	34	21	36	31	30	18	22	31	28	29	21	752
南砺市	7	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	
射水市	36	-	2	5	10	4	6	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	1	67
上市町	-	3	2	3	3	4	1	2	1	2	-	1	2	1	1	-	1	2	29
立山町	-	-	-	-	11	9	6	5	10	4	4	4	8	4	4	4	3	3	79
入善町	260	56	73	28	42	30	21	9	9	8	-	-	-	-	-	-	-	536	
朝日町	249	48	62	23	35	37	31	25	31	27	18	12	15	17	11	7	9	5	662
計	3,808	763	810	446	560	486	412	363	334	330	273	283	229	198	231	167	151	130	9,974

※ 富山市は旧富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町のデータの合計である。

高岡市は旧高岡市、福岡町のデータの合計である。

砺波市は旧砺波市、庄川町のデータの合計である。

南砺市は旧城端町、平村、上平村、利賀村、井波町、井口村、福野町、福光町のデータの合計である。

射水市は旧新湊市、小杉町、大門町、大島町、下村のデータの合計である。

表-9 淨化槽構造別設置数

(28年3月31日現在)

区分		人槽	合計	5~10	11~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~1,000	1,001~2,000	2,001~3,000	3,001~4,000	4,001~5,000	5,001~10,000	10,001~
単独処理	新構造	分離接觸ばつ気	22,708	20,801	1,771	124	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		分離ばつ気	2,475	2,362	89	22	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		25,183	23,163	1,860	146	12	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
併処理	旧構造	腐敗型	2,190	1,813	318	36	15	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0
		ばつ気型	7,473	7,028	430	10	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	9,666	8,841	750	47	17	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	合計		34,849	32,004	2,756	59	19	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0
合併処理	新構造	分離接觸ばつ気	237	16	68	152	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		嫌気ろ床接觸ばつ気	4,030	3,944	60	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		脱窒ろ床接觸ばつ気	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		回転板接觸	5	0	0	0	0	2	0	1	2	0	0	0	0	0	0
		接觸ばつ気	735	0	0	281	220	105	72	40	15	0	1	1	0	0	0
		散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		長時間ばつ気	40	0	0	0	0	1	7	2	17	10	0	2	1	0	0
		標準活性汚泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接觸ばつ気・ろ過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		接觸ばつ気・活性炭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		凝集分離・活性炭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		硝化液循環	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		三次処理脱窒・脱磷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他 (大臣認定型)	8,325	7,332	301	452	62	44	22	30	32	40	8	2	0	0	0	0
	計		13,372	11,721	630	344	267	134	105	91	65	8	5	2	0	0	0
	旧構造	散水ろ床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		活性汚泥	31	0	1	8	7	7	4	3	0	0	1	0	0	0	0
		その他	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	33	0	1	8	7	8	5	3	0	0	1	0	0	0	0
	合計		13,405	11,721	975	275	141	113	96	68	8	5	3	0	0	0	0
総計			48,254	43,725	3,731	334	160	122	97	69	8	5	3	0	0	0	0

表-10 し尿処理

年 度	総 人 口 (人)	計画収集人口 (人)	水 洗 便 所			区 域 内 排 出 量 (kℓ /年)	計 し尿処理 施 設
			浄化槽基數	浄化槽等人 口(人)	下水道人口 (人)		
56	1,122,921	592,378	56,324	219,528	142,418	405,499	323,038
57	1,115,955	566,571	61,343	244,677	149,481	401,912	319,343
58	1,118,955	564,659	65,722	253,760	160,886	398,310	322,034
59	1,121,712	569,494	70,403	277,844	162,552	403,577	329,275
60	1,123,980	537,383	76,453	319,035	167,969	400,703	333,302
61	1,125,398	525,635	82,048	333,669	174,375	397,535	335,763
62	1,126,006	515,379	87,297	348,031	182,728	388,507	331,975
63	1,125,623	493,140	93,390	370,091	195,317	402,003	343,606
元	1,124,417	472,389	98,733	379,490	210,201	394,789	339,431
2	1,124,897	455,808	102,817	394,120	223,657	380,138	330,183
3	1,124,575	438,726	105,885	397,673	243,094	384,043	335,769
4	1,124,197	392,984	108,286	417,860	274,619	375,682	330,498
5	1,124,048	365,941	111,343	434,917	291,518	383,627	326,296
6	1,126,062	345,313	113,454	440,474	315,455	356,932	318,705
7	1,128,148	309,508	115,678	453,919	346,306	347,920	314,117
8	1,127,948	285,270	113,417	440,569	373,093	341,582	304,109
9	1,128,715	258,516	114,144	443,220	409,895	332,556	298,996
10	1,128,633	227,871	111,442	425,022	460,179	319,475	288,095
11	1,128,527	199,982	110,547	414,456	501,123	296,424	269,610
12	1,127,442	179,259	108,469	406,957	531,458	286,199	261,153
13	1,126,170	165,744	105,016	380,278	573,037	285,070	251,618
14	1,124,476	143,628	100,498	375,922	600,714	259,246	237,877
15	1,121,743	125,147	98,174	356,439	637,480	251,631	230,298
16	1,120,505	108,605	92,670	339,171	671,478	233,164	213,690
17	1,117,411	95,562	87,943	303,902	717,253	218,799	201,048
18	1,113,837	88,829	84,093	294,983	729,455	210,973	194,316
19	1,111,308	75,846	79,538	298,579	736,393	197,636	180,526
20	1,105,276	63,473	76,918	277,594	763,830	186,387	170,775
21	1,099,285	76,297	74,246	246,919	775,897	172,164	158,629
22	1,096,406	67,388	66,566	234,946	793,949	159,105	117,246
23	1,094,479	60,323	61,371	227,332	806,728	150,714	115,077
24	1,098,716	49,989	57,435	226,230	822,415	141,517	107,443
25	1,091,948	46,273	53,943	215,924	829,751	135,965	102,077
26	1,086,315	42,937	50,793	204,419	838,959	128,048	95,423
27	1,079,555	41,289	48,254	194,581	843,685	125,742	94,376

状況の推移

処理内訳 (kℓ / 年)				計画処理 区域内自家 処理量 (kℓ / 年)	衛生 処理率 (%)	日排出量 (kℓ / 日)	1人1日排出量 (ℓ / 人・日)	
下水道マンホール投入	農地還元	その他	計				し尿	浄化槽汚泥
9,069	-	-	332,107	73,392	86	1,111	1.25	0.80
9,000	-	-	328,343	73,569	86	1,101	1.25	0.83
9,755	26	-	331,815	66,495	88	1,091	1.27	0.78
12,533	33	-	341,841	61,736	90	1,106	1.28	0.84
14,352	205	-	347,859	52,844	91	1,098	1.34	0.76
15,556	12	-	351,331	46,204	92	1,089	1.33	0.80
15,711	-	-	347,686	40,821	93	1,064	1.33	0.78
24,062	-	-	367,668	34,335	94	1,101	1.43	0.80
24,131	-	-	363,562	31,227	94	1,082	1.43	0.84
24,606	-	-	354,789	25,349	95	1,041	1.42	0.81
26,059	-	-	361,828	22,215	96	1,049	1.47	0.86
25,164	-	-	355,662	20,020	97	1,029	1.57	0.85
25,699	-	-	351,955	16,990	97	1,051	1.65	0.81
25,229	-	-	343,934	12,998	98	978	1.64	0.84
24,207	-	-	338,324	9,596	98	953	1.77	0.82
24,461	-	2,819	331,389	10,193	98	936	1.79	0.89
23,248	-	-	322,244	10,312	99	911	1.85	0.91
22,209	-	-	310,304	9,171	99	875	1.95	0.94
19,426	-	-	289,036	7,388	99	812	1.95	0.96
19,511	1	-	280,665	5,534	99	784	1.96	1.01
18,164	-	-	269,782	15,288	99	781	1.93	1.17
17,986	-	-	255,863	3,383	99	710	2.04	1.09
19,322	-	-	249,620	2,011	99	688	2.11	1.18
18,062	-	-	231,752	1,412	99	639	2.17	1.18
16,994	-	-	218,042	757	99	599	2.28	1.25
16,080	-	-	210,396	577	99	578	2.33	1.25
16,561	-	-	197,087	549	99	540	2.32	1.21
15,126	-	-	185,901	486	99	511	2.48	1.26
13,272	-	-	171,901	263	99	472	1.91	1.32
41,665	-	-	158,911	194	99	436	1.91	1.31
35,544	-	-	150,621	93	99	413	1.97	1.29
33,998	-	-	141,441	76	99	388	2.16	1.23
33,888	-	-	135,965	0	100	373	2.19	1.26
32,526	-	-	127,949	0	100	351	1.97	1.30
31,366	-	-	125,742	0	100	344	1.85	1.37

表-11 し尿

市町村名	計画処理区域人口	計画処理区域人口内訳(人)					
		水洗化人口			非水洗化人口		
		下水道人口	浄化槽等人口	計	計画収集人口	自家処理人口	計
富山市	418,495	363,673	48,615	412,288	6,207	0	6,207
高岡市	175,019	149,160	14,926	164,086	10,933	0	10,933
魚津市	43,233	26,740	13,836	40,576	2,657	0	2,657
氷見市	49,986	36,830	8,550	45,380	4,606	0	4,606
滑川市	33,513	21,260	10,170	31,430	2,083	0	2,083
黒部市	41,830	23,640	17,225	40,865	965	0	965
砺波市	48,851	27,839	18,234	46,073	2,778	0	2,778
小矢部市	31,173	17,652	11,582	29,234	1,939	0	1,939
南砺市	53,328	41,106	10,432	51,538	1,790	0	1,790
射水市	94,347	75,499	17,331	92,830	1,517	0	1,517
舟橋村	3,024	3,017	7	3,024	0	0	0
上市町	21,431	15,512	4,308	19,820	1,611	0	1,611
立山町	26,660	19,898	5,243	25,141	1,519	0	1,519
入善町	25,788	15,420	8,971	24,391	1,397	0	1,397
朝日町	12,877	6,439	5,151	11,590	1,287	0	1,287
合計	1,079,555	843,685	194,581	1,038,266	41,289	0	41,289

収集処理状況(27年度)

汲み取りし尿の処理体制			浄化槽汚泥の処理体制					し尿・浄化槽汚泥の処理方法				手数料					
収集・運搬		中間処理	収集・運搬		中間処理				有無		算定方式						
直営	委託	許可	直営	組合	直営	委託	許可	直営	組合	処理設	下水道入	投前処理	後投人	有	無	従量	定額
	○	○		○			○	○	○	○				○		○	
	○	○	○	○			○	○	○	○	○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○		○			○		○		○				○		○	
	○			○			○		○	○				○		○	
	○				○			○		○				○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	○			○			○		○		○			○		○	
	11	6	3	13	1	3	11	4	13	13	5			15		15	

表-12 し 尿 の

市町村名	し 尿 (kℓ /年)					净 化 槽	
	収 集 形 態 別 収 集 量				自 家 処 理 量	収 集 形 態	
	収集総量	直 営	委 託	許 可		収集総量	直 営
富 山 市	6,367	0	3,248	3,119	0	26,226	0
高 岡 市	3,029	0	321	2,708	0	11,694	0
魚 津 市	1,951	0	1,951	0	0	6,837	0
氷 見 市	2,785	0	2,785	0	0	6,668	0
滑 川 市	847	0	847	0	0	6,524	0
黒 部 市	1,024	0	1,024	0	0	8,391	0
砺 波 市	1,872	0	0	1,872	0	7,702	0
小 矢 部 市	1,792	0	1,792	0	0	4,218	0
南 砺 市	1,364	0	1,364	0	0	1,802	0
射 水 市	1,823	0	1,823	0	0	8,941	0
舟 橋 村	16	0	0	16	0	12	0
上 市 町	1,470	0	0	1,470	0	1,792	0
立 山 町	1,281	0	0	1,281	0	3,353	0
入 善 町	1,121	0	1,121	0	0	1,931	0
朝 日 町	1,249	0	1,249	0	0	1,660	1,660
合 計	27,991	0	17,525	10,466	0	97,751	1,660

収集形態別収集量(27年度)

汚泥(kℓ/年)		計(kℓ/年)					
別収集量		自家 処理量	収集形態別収集量				自家 処理量
委託	許可		収集総量	直営	委託	許可	
0	26,226	0	32,593	0	3,248	29,345	0
0	11,694	0	14,723	0	321	14,402	0
0	6,837	0	8,788	0	1,951	6,837	0
6,668	0	0	9,453	0	9,453	0	0
0	6,524	0	7,371	0	847	6,524	0
0	8,391	0	9,415	0	1,024	8,391	0
0	7,702	0	9,574	0	0	9,574	0
0	4,218	0	6,010	0	1,792	4,218	0
1,802	0	0	3,166	0	3,166	0	0
8,941	0	0	10,764	0	10,764	0	0
0	12	0	28	0	0	28	0
0	1,792	0	3,262	0	0	3,262	0
0	3,353	0	4,634	0	0	4,634	0
0	1,931	0	3,052	0	1,121	1,931	0
0	0	0	2,909	1,660	1,249	0	0
17,411	78,680	0	125,742	1,660	34,936	89,146	0

表-13 し尿処理

市町村 一部事務組合	し尿 (kℓ/年)			浄化槽	
	し尿処理施設	下水道投入	合計	し尿処理施設	下水道投入
富山市	0	0	0	19,333	0
高岡市	2,708	0	2,708	0	10,010
氷見市	2,785	0	2,785	6,668	0
射水市	1,823	0	1,823	8,941	0
新川広域圏	1,121	4,224	5,345	1,660	17,159
魚津市	0	1,951	1,951	0	6,837
黒部市	0	1,024	1,024	0	8,391
入善町	1,121	0	1,121	0	1,931
朝日町	0	1,249	1,249	1,660	0
富山地区広域圏事務組合 (富山地区広域圏衛生センター)	9,981	0	9,981	18,574	0
富山市	6,367	0	6,367	6,893	0
滑川市	847	0	847	6,524	0
舟橋村	16	0	16	12	0
上市町	1,470	0	1,470	1,792	0
立山町	1,281	0	1,281	3,353	0
砺波地方衛生施設組合	5,349	0	5,349	15,433	0
高岡市	321	0	321	1,711	0
砺波市	1,872	0	1,872	7,702	0
小矢部市	1,792	0	1,792	4,218	0
南砺市	1,364	0	1,364	1,802	0
合計	23,767	4,224	27,991	70,609	27,169

状況(27年度)

汚泥 (kℓ /年)		計 (kℓ /年)			
農地還元	合計	し尿処理施設	下水道投入	農地還元	合計
0	19,333	19,333	0	0	19,333
0	10,010	2,708	10,010	0	12,718
0	6,668	9,453	0	0	9,453
0	8,941	10,764	0	0	10,764
0	18,819	2,781	21,383	0	24,164
0	6,837	0	8,788	0	8,788
0	8,391	0	9,415	0	9,415
0	1,931	1,121	1,931	0	3,052
0	1,660	1,660	1,249	0	2,909
0	18,574	28,555	0	0	28,555
0	6,893	13,260	0	0	13,260
0	6,524	7,371	0	0	7,371
0	12	28	0	0	28
0	1,792	3,262	0	0	3,262
0	3,353	4,634	0	0	4,634
0	15,433	20,782	0	0	20,782
0	1,711	2,032	0	0	2,032
0	7,702	9,574	0	0	9,574
0	4,218	6,010	0	0	6,010
0	1,802	3,166	0	0	3,166
0	97,778	94,376	31,393	0	125,769

図-2 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（富山市）

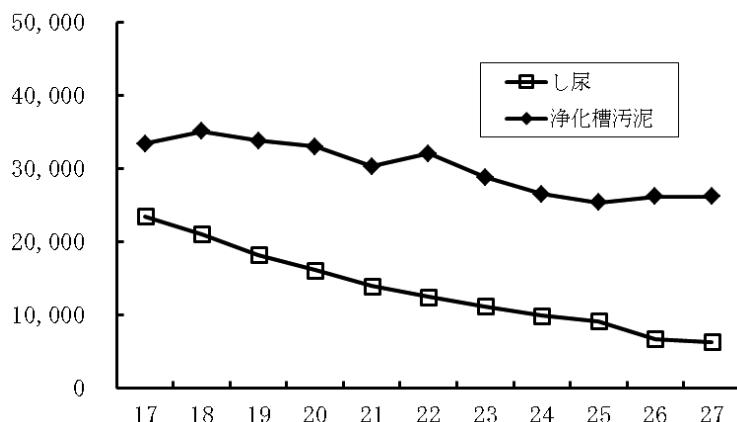


図-3 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（高岡市）

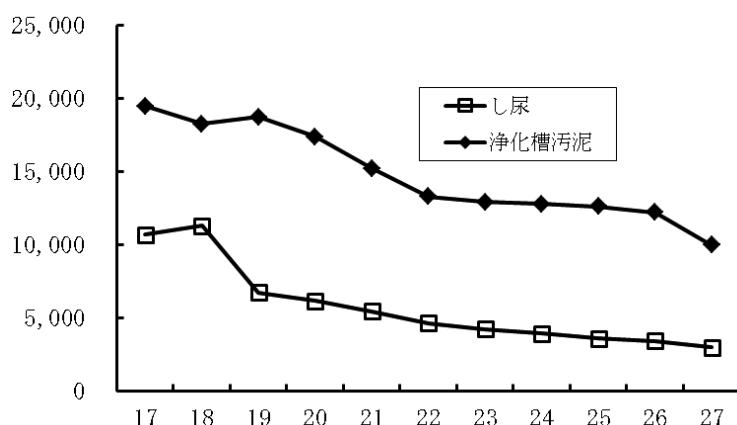


図-4 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（魚津市）

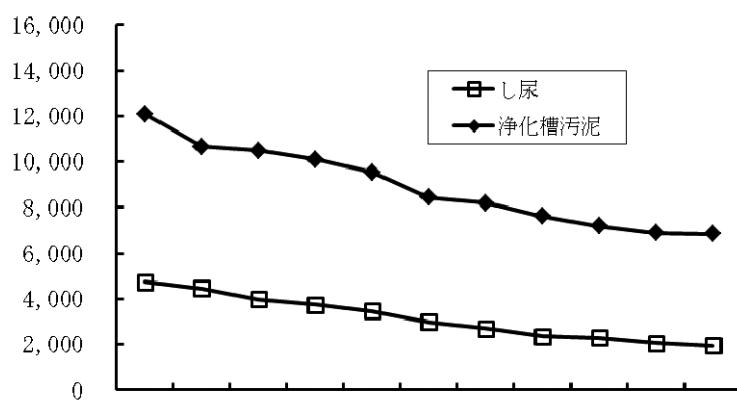


図-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（氷見市）

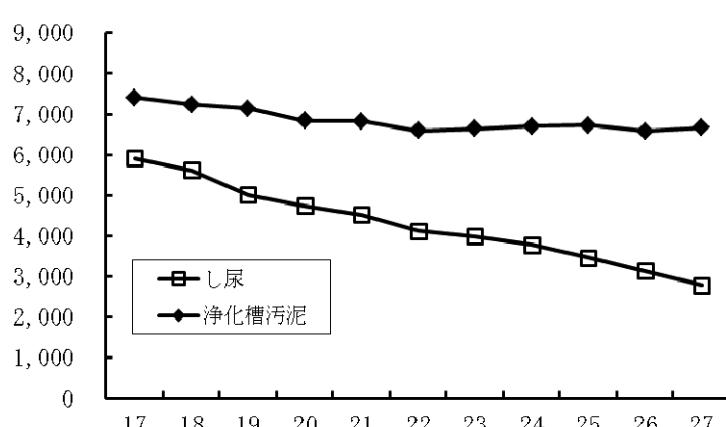


図-6 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（滑川市）

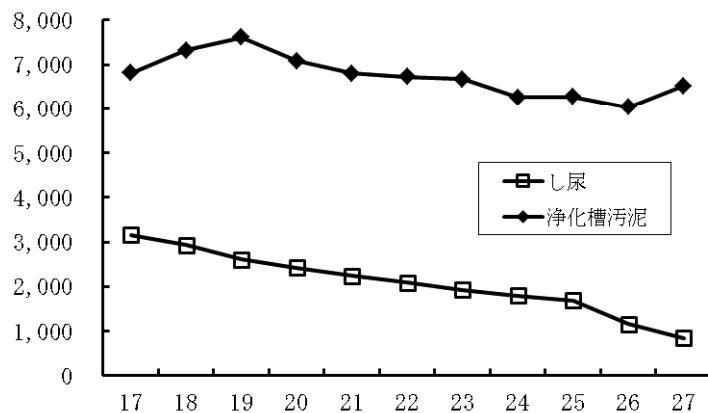


図-7 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（黒部市）

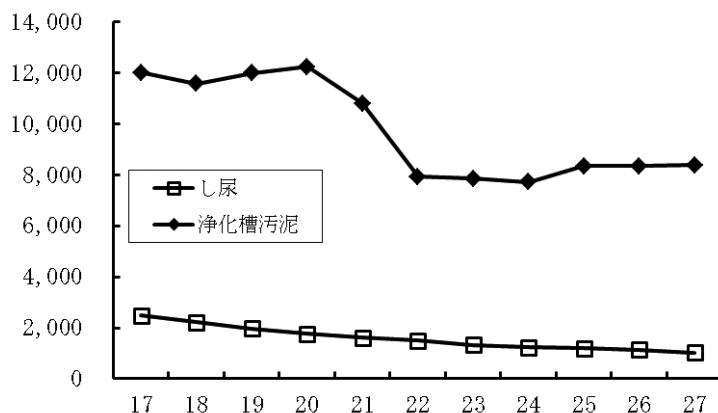


図-8 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（砺波市）

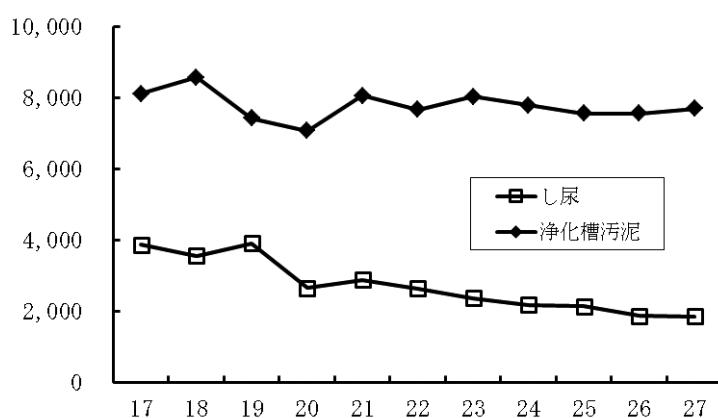


図-9 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（小矢部市）

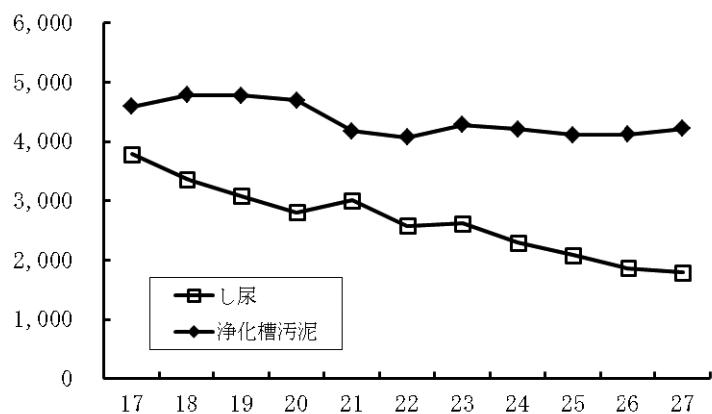


図-10 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（南砺市）

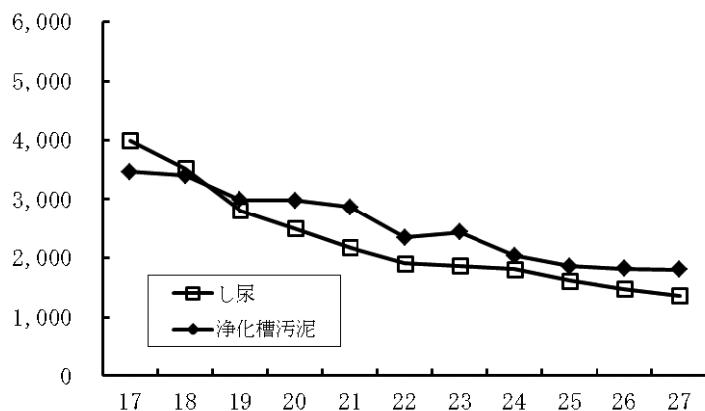


図-11 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（射水市）

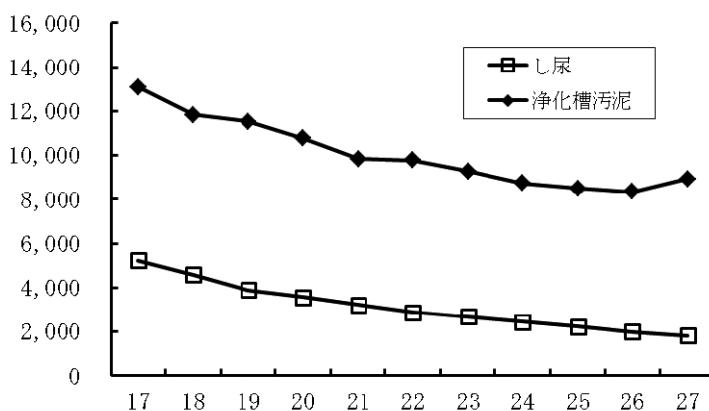


図-12 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（舟橋村）

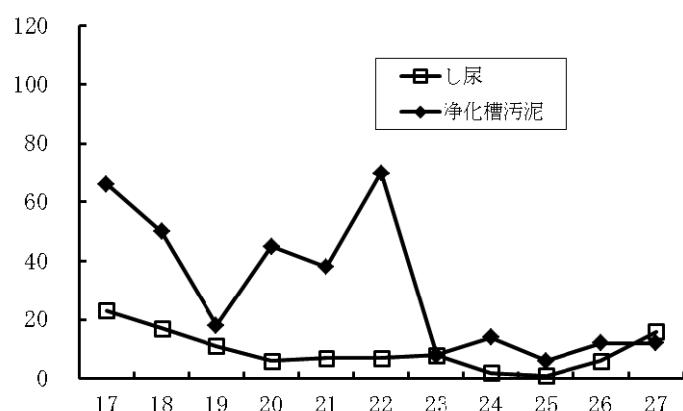


図-13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（上市町）

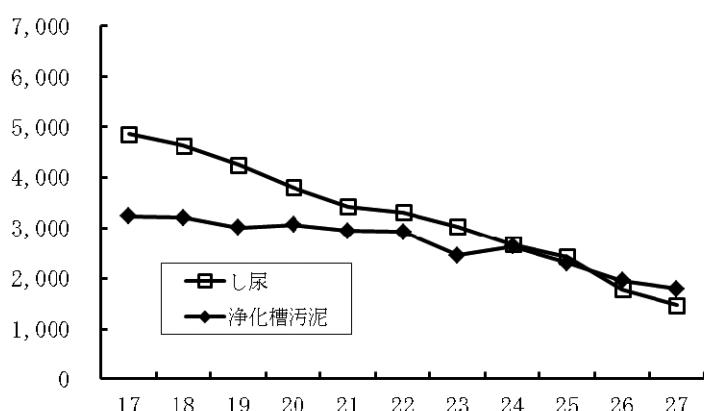


図-14 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（立山町）

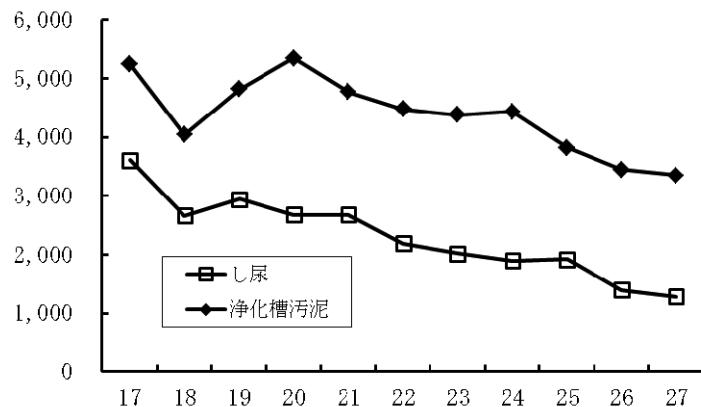


図-15 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（入善町）

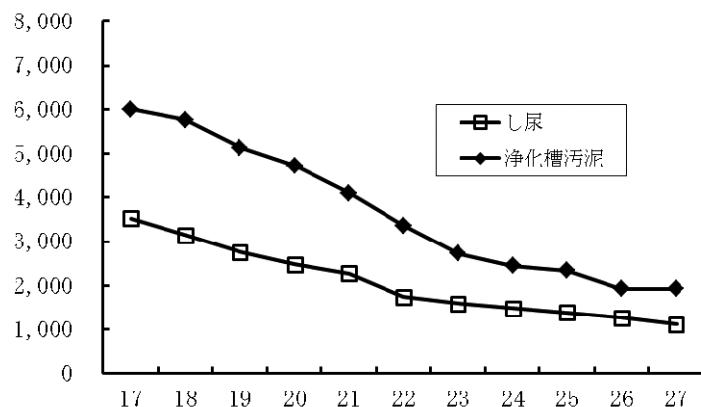


図-16 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移（朝日町）

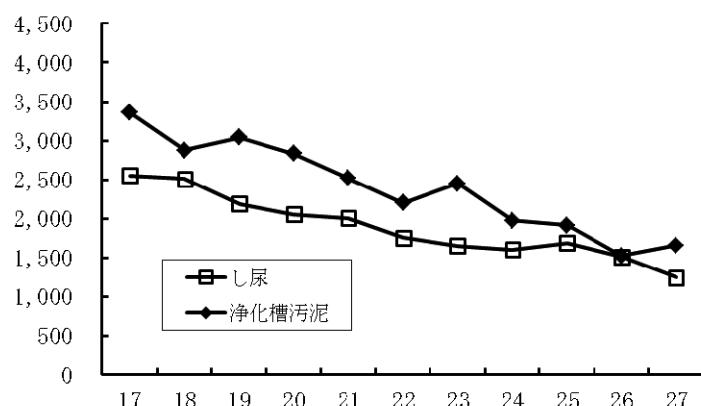


表-14 条例の制定状

市町村	条例		ご			
	制年月日	最近改正年月日	収集運搬及び処分の手数料			
			一般家庭	可燃ごみ (事業系)	不燃・粗大ごみ (事業系)	動物死体等
富山市	17. 4. 1	26. 4. 1		※1		
高岡市	17. 11. 1	29. 4. 1	可 30円/450袋 可 20円/200〃 可 10円/100〃	事業系収集 120円/450袋	※1	収集処理 2,160円/体 持込処理 300円/体
魚津市	7. 3. 22	26. 3. 24	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		1,050円/体
氷見市	17. 3. 18	26. 3. 26	可 30円/450袋 可 20円/200〃 可 10円/100〃	※1		320円/体
滑川市	7. 3. 27	26. 4. 1		※1		
黒部市	18. 3. 31	27. 3. 19	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃	※1		2,500円/体
砺波市	16. 11. 1	26. 4. 1	可不30円/400袋 可不20円/200〃 可 10円/100〃 不処理券40円/枚	※1		
小矢部市	47. 3. 30	26. 3. 24	可 大30円/袋 可 中20円/袋 可 小10円/袋 フ ラ 特大20円/袋 フ ラ 大15円/袋	※1		220円/体
南砺市	16. 11. 1	27. 3. 20	可 20円/450袋 可 15円/250〃 可 10円/120〃 フ ラ 10円/450〃	100円/10kg	※1	
射水市	17. 11. 1	28. 3. 18	可 30円/450袋 可 20円/300〃 可 10円/150〃	※1 620円/50kg	820円/50kg	1,030円/体
舟橋村	9. 3. 14	26. 3. 28		※1		
上市町	8. 3. 30	15. 12. 1		※1		
立山町	5. 12. 22	26. 4. 1		※1		※1
入善町	7. 3. 30	26. 3. 20	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		
朝日町	7. 3. 20	25. 12. 20	可不18円/450袋 可不13円/200〃 可不 8円/100〃 可不処理券20円/枚	※1		

況 及 び 手 数 料

(29年4月1日現在)

み			し				尿	
持ち込み手数料			一般家庭 収集手数料	収集業者受取分		し尿処理場手数料		
焼却	埋立	不燃ごみ 粗大ごみ		一般家庭 負担	市町村 負担	一般家庭 負担	市町村 負担	
10kgまでごとに 180円	1,000kgまでごとに 9,720円	10kgまでごとに 110円	※2	同 左				21円/180ℓ
1.事業系100kgまで1240円 20kg増すごとに240円 2.家庭系 車両(2t車まで)1台につき510円 車両(ひを越え車まで)1台につき1,000円	1.事業系1tまで6,170円 200kg増すごとに1,240円 2.家庭系100kgまで250円 100kg増すごとに250円	家庭系 車両(2t車まで)1台につき510円 車両(ひを越え車まで)1台につき1,000円	800円/100 ℥	同 左				
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	180ℓまで 1,130円 180ℓ増加ごと 113円					31円/180ℓ
1.事業系50kgまで500円 10kg増すごとに100円 2.家庭系50kgまで250円 10kg増すごとに50円	同 左	同 左	115円/180ℓ	同 左	3円/180ℓ			
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	1,300円/180ℓ	同 左			21円/180ℓ	
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	6.5円/ℓ	同 左	0.5円/ℓ			31円/180ℓ
可燃・不燃・粗大・小型農機具50kgまで200円 10kg増すごとに50円加算 タイヤ・バッテリー1本 300円 ガレキ類100kgまで500円10kg増すごとに50円加算			62円/ 10ℓ					
家庭系 70円/10kg 事業系140円/10kg	同 左	同 左	350ℓまで 2,170円 50ℓ増加ごと 310円	同 左				人口割30% 実績割70%
50kgまで 200円 10kg増すごとに 50円	100kgまで 500円 10kg増すごとに 100円	50kgまで 200円 10kg増すごとに 50円	500ℓまで 3,100円 100ℓ増加ごと 620円	同 左				
120円/10kg	820円/100kg	160円/10kg	660円/100ℓ	同 左			660円/100ℓ	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	1,080円/180ℓ	1,059円/180ℓ			21円/180ℓ	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	1,080円/180ℓ	1,059円/180ℓ			21円/180ℓ	
10kgまでごとに 180円		10kgまでごとに 110円	108円/180ℓ					
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	6.3円/ℓ	同 左	2.232円/ℓ			31円/180ℓ
家庭系200円/50kg 事業系400円/50kg	家庭系300円/100kg 事業系600円/100kg	家庭系500円/100kg 事業系1,000円/100kg	116円/180ℓ	同 左	11円/180ℓ			31円/180ℓ

※1 許可業者が収集（有料）

※2 【富山地域】*

180ℓ まで1,900円

180ℓ を超える分については180ℓ までごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

【大沢野地域】及び【細入地域】*

100ℓ まで800円

100ℓ を超える分については100ℓ までごとに800円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき2,900円

【大山地域】

(有)松本衛生特殊工業所*

180ℓ まで1,000円

180ℓ を超える分については180ℓ までごとに1,000円加算

(有)西田環境保全センター

180ℓ まで190円

180ℓ を超える分については180ℓ までごとに190円加算

仮設トイレにあっては1便槽につき1,000円加算

※消費税込み

【八尾地域】及び【山田地域】*

100ℓ まで950円

100ℓ を超える分については100ℓ までごとに950円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき6,000円

【婦中地域】*

100ℓ まで1,050円

100ℓ を超える分については100ℓ までごとに1,050円加算

仮設トイレにあっては、1便槽につき1,000円加算

*上記の額に100分の108を乗じた額とし、10円未満は四捨五入

表-15 廃棄物処理事業経費(27年度)

(単位:千円)

市町村 一部事務組合	廃棄物処理 事業決算額	項目別経費	
		ごみ	し尿
富山市	2,726,509	2,316,249	410,260
高岡市	1,437,719	1,387,103	50,616
魚津市	492,388	445,169	47,219
氷見市	376,582	257,224	119,358
滑川市	370,733	289,317	81,416
黒部市	500,313	440,947	59,366
砺波市	380,208	291,207	89,001
小矢部市	306,199	237,625	68,574
南砺市	548,610	494,456	54,154
射水市	1,445,461	1,319,615	125,846
舟橋村	12,474	10,976	1,498
上市町	169,660	150,189	19,471
立山町	54,124	27,720	26,404
入善町	293,980	268,278	25,702
朝日町	188,559	158,181	30,378
市町村計	9,303,519	8,094,256	1,209,263
富山地区広域圏事務組合	3,488,136	3,327,878	160,258
高岡地区広域圏事務組合	606,921	606,921	0
新川広域圏事務組合	2,544,562	2,501,726	42,836
砺波広域圏事務組合	604,647	604,647	0
砺波地方衛生施設組合	211,227	0	211,227
事務組合計	7,455,493	7,041,172	414,321
総計	※ 14,510,277	※ 13,286,807	※ 1,223,470

※一部事務組合の経費には構成市町村からの分担金が計上されているので、総計欄は重複しないよう調整した額である。

表-16(1) リサイクル認定一覧(28年度認定分)

・リサイクル製品(20品目)

用途	品目名	製品名	事業者名
肥料・園芸資材	剪定枝を利用した堆肥	夏野ミネラル	夏野土木工業株式会社
	汚泥と剪定枝を利用した堆肥	夏野ミネラルゴールド	夏野土木工業株式会社
土木資材	廃ダストを利用した舗装材	舗装材	コマツキャステックス株式会社
	廃木材を利用した舗装材	アスウッド舗装	笛嶋工業株式会社
	間伐材を利用したセメント系木質舗装材	ウッドクリート	株式会社佐藤渡辺
	①無機汚泥主体の再生碎石 ②無機汚泥主体の埋戻盛土材・砂代替品	①Eco-R C碎石M ②Eco-R SソイルM	株式会社アース・コーポレーション
	ばいじん、汚泥を利用した土木資材	①K-ロック ②K-モルタル ③K-フロー	富山交易株式会社
	無機汚泥を利用した改良土	ユニ・ソイル	立山土建株式会社
	廃硝子を利用したモルタル目地板	目地王	目地工業株式会社
	溶融スラグを使用したアスファルト舗装材	エコンスラグ	共同企業体ほくりくエコン
	溶融スラグを使用したアスファルト舗装材	エコミックス	富舗建設株式会社 立山合材工場
	溶融スラグを使用したアスファルト舗装材	Sファルト	北陸アスコン株式会社
	溶融スラグを使用したアスファルト舗装材	スラグアスカファルト	株式会社佐藤渡辺 アスカロード
	溶融スラグを使用したアスファルト舗装材	E. S. ミックス	高岡アスコン合材センター
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	R-COコンクリート (歩道境界ブロック、防草ブロック)	株式会社アドヴァンス 北陸事業部

用途	品目名	製品名	事業者名
土木資材	溶融スラグを利用したコンクリート製マンホール	①エコ ユニホール（ユニホール0号、1号、2号、A1号）②エコ スレンダハイブリッドホール	株式会社フジムラ
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	アコールコンクリートS2タイプ (①L型擁壁、②ボックスカルバート、③用排水フリューム、④大型積みブロック「JBロックタイプ含む」、⑤コンクリート連結ブロック、⑥カゴ系護岸ブロック、⑦ボックスカルバート用プレキャスト板、⑧自由勾配側溝「蓋含む」、⑨鉄筋コンクリート連結型ベンチフリューム「暗渠型及び暗渠蓋含む」、⑩TCKブロック、⑪K-TIKホール)	株式会社ミルコン
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	R Sコンクリート (①道路用鉄筋コンクリートL形側溝、②歩車道境界ブロック、③コンクリート張ブロック、④フリューム(ベンチフリューム)、⑤鉄筋コンクリート連結型ベンチフリューム、⑥U型溝、⑦L型擁壁、⑧大型L型擁壁、⑨U型側溝、⑩鉄筋コンクリート小断面ボックスカルバート、⑪鉄筋コンクリート横断暗渠ブロック、⑫落ちふた式U形側溝及びふた、⑬鉄筋コンクリートボックスカルバート)	神通コンクリート工業株式会社
	溶融スラグを利用したコンクリート二次製品	YMSコンクリート ①境界ブロック、②歩車道境界ブロック、③セーフラインブロック、④U形側溝、⑤落ち蓋式U形側溝、⑥L形側溝、⑦U型溝、⑧自由勾配側溝蓋、⑨連結型ベンチフリューム ⑩連結型暗渠ベンチフリューム、⑪L型擁壁、⑫横断暗渠ブロック、⑬小断面ボックスカルバート、⑭RCボックスカルバート	余川工業株式会社
その他	米ぬかを利用した発酵堆肥化促進資材	ぼかし肥	社会福祉法人むつみの里 でかい工房

表-16(2) リサイクル認定一覧(28年度認定分)

・エコ事業所 (7事業所)

No.	事業所名	事業所所在地
1	立山マシン株式会社	富山県富山市下番30番地
2	立山科学工業株式会社	富山県富山市月岡町3丁目6番地
3	立山科学工業株式会社	富山県富山市大泉1583番地
4	昭和電工セラミックス株式会社 富山工場	富山県富山市西宮町3-1
5	株式会社日立国際電気 富山工場	富山県富山市八尾町保内2-1
6	アステラスファーマテック株式会社 高岡工場	富山県高岡市戸出栄町30番地
7	ユーシン建設株式会社	富山県砺波市三郎丸56番地

表-17 市町村別分別収集量(28年度)

(単位: t)

市町村 一部事務組合	品目											合計
	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	ペットボトル	その他紙	その他プラスチック	トレイ	スチール缶	アルミ缶	紙パック	段ボール	
高岡市	373.58	379.91	149.45	310.71	493.56	1,110.15		73.38	182.49	25.50	1,104.05	4,202.78
魚津市	73.92	96.18	33.29	79.29	90.67	136.16		21.33	73.46	9.74	505.94	1,119.98
氷見市	86.79	154.16	33.53	124.48	79.41	301.21	34.30	20.19	41.19	21.97	296.31	1,193.54
黒部市	54.76	80.48	26.59	48.02	41.15	64.44	0.59	15.38	56.08	1.67	359.14	748.30
砺波市	53.23	52.30	14.72	23.38	77.59	147.37	1.57	10.16	14.21	3.40	119.00	516.93
小矢部市	57.34	74.76	17.95	38.43	48.73	174.54		7.57	7.18	6.75	71.53	504.78
南砺市	104.42	116.40	42.36	49.40	102.32	175.96	4.01	18.02	32.41	5.98	186.58	837.86
射水市	123.06	138.89	43.78	81.40	181.96	350.42		17.54	51.45	10.21	503.78	1,502.49
入善町	53.18	80.72	26.96	50.16	68.98	109.84		19.08	51.94	14.94	233.41	709.21
朝日町	24.17	37.47	11.00	21.50	22.12	18.50		7.31	17.13	0.00	98.42	257.62
富山地区広域圏事務組合	1,103.73	1,091.69	532.93	615.68	758.25	2,478.50		237.85	579.28	27.05	3,249.73	10,674.69
富山市	926.92	907.31	449.21	486.96	485.56	2,047.81		189.12	473.82	7.49	2,674.90	8,649.10
滑川市	69.08	67.67	33.41	56.38	68.31	106.13		19.03	52.98	10.48	251.73	735.20
舟橋村	5.49	5.32	2.67	1.73	5.81	17.70		1.31	3.09	0.00	0.00	43.12
上市町	46.24	45.73	22.34	40.51	60.53	94.25		7.79	20.79	5.31	159.30	502.79
立山町	56.00	65.66	25.30	30.10	138.04	212.61		20.60	28.60	3.77	163.80	744.48
合計	2,108.18	2,302.96	932.55	1,442.45	1,964.74	5,067.09	40.47	447.81	1,106.83	127.21	6,727.89	22,268.10

注 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

注 富山地区広域圏事務組合の数値は、構成市町村について合計したものであり、事務組合の事業実績と一致しない場合がある。

表-18 富山県分別収集促進計画に基づく分別収集見込量及び実績量

(単位: t)

区分			第5期 富山県分別収集促進計画			第6期 富山県分別収集促進計画			第7期 富山県分別収集 促進計画		
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特定 別基 準適合物	無色ガラス	見込量	2,365.8	2,329.3	2,293.5	2,190.7	2,182.4	2,175.6	2,019.9	2,001.6	1,982.5
		実績量	2,237.4	2,196.1	2,219.8	2,160.7	2,065.4	1,958.6	2,038.4	2,170.0	2,108.2
		達成率	94.6%	94.3%	96.8%	98.6%	94.6%	90.0%	100.9%	108.4%	106.3%
	茶色ガラス	見込量	2,691.8	2,642.1	2,591.9	2,393.5	2,385.7	2,379.4	2,385.2	2,375.5	2,365.1
		実績量	2,618.5	2,520.1	2,614.9	2,489.6	2,451.0	2,388.1	2,385.3	2,414.8	2,303.0
		達成率	97.3%	95.4%	100.9%	104.0%	102.7%	100.4%	100.0%	101.7%	97.4%
	その他ガラス	見込量	867.9	867.4	867.4	843.6	843.8	845.0	905.0	918.7	927.5
		実績量	916.0	827.8	889.0	855.9	875.9	879.0	910.2	902.8	932.6
		達成率	105.5%	95.4%	102.5%	101.5%	103.8%	104.0%	100.6%	98.3%	100.5%
第2条第6項指定物	その他紙	見込量	2,543.2	2,594.4	2,645.7	2,425.4	2,426.6	2,429.9	2,485.1	2,496.5	2,505.2
		実績量	2,479.5	2,430.4	2,303.0	2,215.0	2,186.7	2,017.1	2,051.6	2,056.1	1,964.7
		達成率	97.5%	93.7%	87.0%	91.3%	90.1%	83.0%	82.6%	82.4%	78.4%
	ペットボトル	見込量	1,970.0	2,019.3	2,069.8	1,688.1	1,691.2	1,695.3	1,511.9	1,511.2	1,512.3
		実績量	1,682.3	1,690.9	1,743.2	1,640.7	1,550.3	1,560.9	1,493.6	1,477.9	1,442.4
		達成率	85.4%	83.7%	84.2%	97.2%	91.7%	92.1%	98.8%	97.8%	95.4%
	その他プラスチック	見込量	6,860.3	6,962.5	7,070.5	5,464.2	5,452.8	5,444.3	5,518.8	5,524.0	5,527.6
		実績量	5,602.2	5,554.7	5,518.6	5,400.4	5,258.7	5,252.7	5,086.9	5,136.3	5,107.6
		達成率	81.7%	79.8%	78.1%	98.8%	96.4%	96.5%	92.2%	93.0%	92.4%
	(うち白色トレイ)	見込量	75.8	77.8	77.9	61.9	62.9	65.1	60.7	62.2	62.6
		実績量	52.5	59.7	56.5	60.3	59.4	56.5	46.7	41.5	40.5
		達成率	69.3%	76.8%	72.6%	97.4%	94.4%	86.8%	76.9%	66.8%	64.6%
	スチール缶	見込量	1,235.9	1,197.3	1,159.3	1,038.7	1,031.4	1,025.1	879.2	859.6	840.6
		実績量	1,117.2	1,049.7	1,025.9	983.9	921.0	760.5	696.6	508.5	447.8
		達成率	90.4%	87.7%	88.5%	94.7%	89.3%	74.2%	79.2%	59.2%	53.3%
	アルミ缶	見込量	1,453.3	1,452.0	1,448.0	1,240.7	1,240.5	1,239.3	1,182.9	1,186.2	1,186.0
		実績量	1,349.0	1,257.8	1,293.7	1,255.3	1,225.5	1,118.2	1,120.9	1,106.7	1,106.8
		達成率	92.8%	86.6%	89.3%	101.2%	98.8%	90.2%	94.8%	93.3%	93.3%
	紙パック	見込量	153.6	158.4	161.0	133.2	132.5	132.5	157.3	157.8	158.7
		実績量	168.1	143.2	151.7	147.8	135.7	122.6	131.5	126.2	127.2
		達成率	109.4%	90.4%	94.2%	111.0%	102.4%	92.5%	83.6%	80.0%	80.2%
	段ボール	見込量	5,276.9	5,417.9	5,558.5	3,689.0	3,697.6	3,706.9	6,752.4	6,792.0	6,823.8
		実績量	5,804.3	5,263.2	5,355.1	5,444.9	6,104.0	6,493.3	6,629.2	6,341.8	6,727.9
		達成率	110.0%	97.1%	96.3%	147.6%	165.1%	175.2%	98.2%	93.4%	98.6%
合計	合計	見込量	25,494.5	25,718.4	25,943.5	21,169.0	21,147.4	21,138.4	23,858.4	23,885.3	23,891.9
		実績量	24,027.0	22,993.4	23,171.4	22,654.4	22,833.6	22,607.5	22,544.3	22,241.0	22,268.2
		達成率	94.2%	89.4%	89.3%	107.0%	108.0%	106.9%	94.5%	93.1%	93.2%

※ 「達成率」は、見込量（計画量）に対する実績量の割合を示す。

表-19 ごみの減量化、再生利用の取組み状況（28年度）

市町村名	ごみ処理 見学会の 開催	住民啓発活動等の内容
富山市		小学生向け副読本作成、事業所向けごみ減量マニュアル作成、消費生活展（市消費生活センター主催）、出前講座、3R推進スクール
高岡市		集積場の早朝パトロール及び分別指導、市広報、ケーブルテレビ、出前講座ホームページ
魚津市	○	市広報、ケーブルテレビ、うおづ環境フェスティバル
氷見市	○	市広報、ホームページ、小学校学習活動対応、リサイクルプラザでの不用品抽選販売
滑川市	○	ごみの分別に関する出前講座、刃物・傘の修理相談デー、リサイクル品展示会
黒部市	○	自治振興会・小・中・高校でのごみの減量化・リサイクル推進講習会、アクアパークフェスティバル等でのパネル展示、ホームページ、ケーブルテレビでのごみの資源化PR
砺波市		
小矢部市		市広報、ケーブルテレビ等
南砺市		市広報、ケーブルテレビ、ホームページ、パンフレット、ステッカー フリーマーケット（後援）、市内イベントへのキッチンカー出展、 出前講座、海岸清掃ツアーア
射水市	○	市広報、環境衛生だより、射水市環境とくらしフェア、出前講座、親子リサイクル体験及び科学教室、パソコン回収、学校給食牛乳パックのリサイクル
舟橋村		
上市町		保健衛生協会（コカコーラ砺波工場自社製品「空き缶・ペットボトル・コーヒー豆等」のリサイクル見学）
立山町		
入善町		にゅうぜん商工フェア、クリーン入善7125大作戦の実施
朝日町		町広報、チラシ、出前講座

表-20 集団回収に対する報償金制度の実施状況

(29年4月1日現在)

	対象品目					実施団体の条件等
	紙	布	金属	びん	その他の	
富山市	○	○	○		牛乳パック、その他紙製容器包装	非営利団体
高岡市	○	○	○	○	牛乳パック	登録団体、非営利団体
魚津市	○				牛乳パック	登録団体
氷見市	○	○	○			非営利団体
滑川市	○	○	○		牛乳パック	非営利団体
黒部市	○	○			牛乳パック	登録団体
砺波市	○	○			牛乳パック	登録団体、年2回以上実施
小矢部市	○	○				登録団体
南砺市	○	○	○		牛乳パック、廃食用油、小型家電	登録団体、年2回以上実施
射水市	○	○			牛乳パック	非営利団体
舟橋村						
上市町	○	○	○	○	牛乳パック、ペットボトル	登録団体、年2回以上実施
立山町	○		○	○	ペットボトル	登録団体
入善町	○					登録団体
朝日町	○		○		牛乳パック	登録団体

表-21 住民に対する生ごみリサイクルの補助制度状況

(29年4月1日現在)

	生ごみ堆肥化容器		電気生ごみ処理機	
	限度額	補助率	限度額	補助率
富山市	-	-	-	-
高岡市	5,000	1/2	25,000	1/2
魚津市	-	-	-	-
氷見市	5,000	1/2	25,000	1/2
滑川市	3,000	1/2	20,000	1/2
黒部市	-	-	-	-
砺波市	3,000	1/3	10,000	1/3
小矢部市	4,000	1/2	30,000	1/2
南砺市	5,000	1/2	50,000	1/2
射水市	-	-	15,000	1/3
舟橋村	3,000	1/3	20,000	1/3
上市町	3,000	1/3	20,000	1/3
立山町	-	-	30,000	1/2
入善町	20,000	1/3	20,000	1/3
朝日町	18,000	1/3	18,000	1/3

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（1）

(平成29年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回 収 品 目											
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	（トレイ等）	プラスチック	小型家電	使用済
富山市	資源物ステーション (栗山)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く) ※小型廃家電に限り、 平日の9:00～15:00の 間も受入れ	9:00 ～ 15:00	H13. 9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (岩瀬)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く) ※小型廃家電に限り、 平日の9:00～15:00の 間も受入れ	9:00 ～ 15:00	H13. 9	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (婦中)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く)	9:00 ～ 15:00	H16. 11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (古沢)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く)	9:00 ～ 15:00	H19. 2	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (山室)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く)	9:00 ～ 15:00	H19. 3	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (八尾)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く)	9:00 ～ 15:00	H19. 11	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	資源物ステーション (水橋)	土・日曜日・祝日 (1/1～1/3を除く)	9:00 ～ 15:00	H20. 10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
高岡市	資源物ステーション (大庄)	土・日・祝日 (1/1～1/3を除く)	9:00 ～ 15:00	H20. 10	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	高岡ストックヤード	毎週日曜日 (年末年始、特別搬入 日を除く)	10:00 ～ 15:00	H20. 6	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○
魚津市	福岡ストックヤード	毎週日曜日 (年末年始、特別搬入 日を除く)	10:00 ～ 15:00	H20. 6	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○
	駅前資源広場	毎日 (ゴールデンウイーク、お盆、年末年始除 く)	8:30 ～ 16:30	H16. 3	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
	大町資源広場	毎日 (祝日、ゴールデンウイーク、お盆、年末年 始除く)	8:30 ～ 16:30	H16. 1	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
	経田資源広場	毎日 (祝日、ゴールデンウイーク、お盆、年末年 始除く)	8:30 ～ 16:30	H17. 4	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○
	㈱ミナミ資源広場	毎日 (ゴールデンウイーク、お盆、年末年始除 く)	8:30～ 16:30 (土・ 日・祝 日) 9:00～ 15:00	H14. 4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	㈱魚津清掃公社 資源広場	毎日 (ゴールデンウイーク、お盆、年末年始除 く)	8:30～ 16:30 (土・ 日・祝 日) 9:00～ 15:00	H15. 4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
	加積資源広場	毎日 (ゴールデンウイーク、お盆、年末年始除 く)	8:30 ～ 16:30	H25. 9	○		○	○		○	○	○	○	○	○	○

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（2）

(平成29年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回 収 品 目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	（トレイ等）	プラスチック	小型家電
滑川市	滑川市勤労者会館	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川西地区コミュニティセンター	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 12:00	H16. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	滑川市 ストックヤード	火～日曜日 (月曜が休日の場合の 火曜日及び年末年始は 休み)	9:00 ～ 17:00	H21. 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	株式会社公生社	月～金曜日	8:30 ～ 17:00	不明										○	○
黒部市	浦山常設資源回収所	月曜日及び年末年始以外	7:30 ～ 18:00	H11. 4						○	○	○			
	黒部市常設資源回収所 (新川リサイクルセンター前)	年末年始を除く毎日	8:30～ 17:00 (土・ 日・祝 日) 7:30～ 11:30	H20. 4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	黒部市常設資源回収所 (前沢シルバーリサイクルセンター前)	土・日・月 (年末年始を除く)	8:00 ～ 17:00	H21. 3						○	○	○			
小矢部市	小矢部市 環境センター	日曜日、祝日、年末年始以外の日	9:00～ 16:00 (土) 9:00～ 17:00	H21. 4			○			○	○	○	○		○
南砺市	資源ごみ ステーション	品目により 月1回若しくは 月2回	6:00 ～ 8:00	H16. 11						○	○	○	○		○
射水市	クリーンピア射水	平日・祝日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 15:30	H17. 11			○	○		○	○	○	○	○	
	ミライクル館	火曜日を除く毎日 (年末年始を除く)	8:30 ～ 15:30	H17. 11			○	○		○	○	○	○	○	
上市町	資源物常設ステーション	毎日 (年末年始を除く)	8:00 ～ 16:00	H21. 4	○	○	○	○	○	○	○	○			○
立山町	古紙回収ステーション	毎日 (年末年始を除く)	9:00 ～ 16:00	H20. 9	○	○		○							
	立山町元気交流ステーション	毎日	5:30 ～ 23:30	H25. 10											○
	立山町役場	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	8:30 ～ 17:15	H25. 10											○

表-22 資源ごみ回収常設ステーションの設置状況（3）

(平成29年4月1日現在)

設置市町村名	施設名称	受入日	受入時間	設置年月	回 収 品 目										
					新聞	古紙	紙パック	段ボール	古布	空き缶	空きびん	ペットボトル	プラスチック（トレイ等）	小型家電	使用済
入善町	上原再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H9. 8	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	中央再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H21. 12	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	東部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H13. 12			○	○		○	○	○	○	○	
	西部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15. 12	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	南部再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H17. 5			○	○		○	○	○	○	○	
	舟見再生広場	毎日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H14. 10			○	○		○	○	○	○	○	
朝日町	朝日町第1 資源物回収広場 (泊地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H15. 4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	朝日町第2 資源物回収広場 (殿町地内)	毎週水・日曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H28. 4	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	朝日町第3 資源物回収広場 (舟川新地内)	毎週火・土曜日 (年末年始を除く)	7:00 ～ 19:00	H23. 10	○	○	○	○		○	○	○	○	○	

【参考資料】

1. 市町村担当課

(29年4月1日現在)

市町村	部	課	電話番号	FAX番号
富山市	環境部	環境政策課	076-443-2178	076-443-2122
	環境部 環境センター	管理課	076-429-5017	076-429-7388
		業務課	076-429-7366	
高岡市	市民生活部	環境サービス課	0766-22-2144	0766-22-2341
魚津市	民生部	環境安全課	0765-23-1048	0765-23-1092
氷見市	市民部	環境・交通防犯課	0766-74-8082	0766-74-8104
滑川市	産業民生部	生活環境課	076-475-2111	076-475-6299
黒部市	市民生活部	市民環境課	0765-54-2501	0765-54-9144
砺波市	福祉市民部	生活環境課	0763-33-1111	0763-33-6818
小矢部市	民生部	生活協働課	0766-67-1760	0766-67-2033
南砺市	市民協働部	エコビレッジ推進課	0763-23-2050	0763-82-5101
射水市	市民生活部	環境課	0766-51-6624	0766-51-6656
舟橋村		生活環境課	076-464-1121	076-464-1066
上市町		町民課	076-472-1111	076-472-1115
立山町		住民課	076-462-9963	076-464-1147
入善町		住民環境課	0765-72-1100	0765-74-2364
朝日町		住民・子ども課	0765-83-1100	0765-83-1103

2. 一部事務組合

一部事務組合名	住 所	電話番号	FAX番号
富山地区広域圏事務組合	〒930-0247 中新川郡立山町末三賀103-3	076-462-8311	076-462-8312
高岡地区広域圏事務組合	〒935-0035 氷見市上田子字笛谷内50	0766-91-2100	0766-91-9095
新川広域圏事務組合	〒937-0066 魚津市北鬼江313-2	0765-23-1074	0765-24-2953
砺波広域圏事務組合	〒939-1398 砧波市栄町7-3	0763-33-1111	0763-33-6922
砺波地方衛生施設組合	〒939-0142 高岡市福岡町土屋710	0766-64-2028	0766-64-4601

3. 一部事務組合の構成市町村

(27年10月1日現在)

一部事務組合名	構成市町村概要		
	構成市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
富山地区広域圏事務組合	富山市	418,495	163,862
	滑川市	33,513	11,699
	舟橋村	3,024	910
	上市町	21,431	7,395
	立山町	26,660	9,159
	計	503,123	193,025
高岡地区広域圏事務組合	高岡市	175,019	63,814
	氷見市	49,986	16,096
	小矢部市	31,173	9,517
	計	256,178	89,427
新川広域圏事務組合	魚津市	43,233	15,855
	黒部市	41,830	14,793
	入善町	25,788	8,628
	朝日町	12,877	4,514
	計	123,728	43,790
砺波広域圏事務組合	砺波市	48,851	16,220
	南砺市	53,328	16,594
	計	102,179	32,814

(27年10月1日現在)

一部事務組合名	構成市町村概要		
	構成市町村	人口(人)	世帯数(世帯)
砺波地方衛生施設組合	砺波市	48,851	16,220
	小矢部市	31,173	9,517
	南砺市	53,328	16,594
	高岡市*	175,019	63,814
	計	308,371	106,145

※ 高岡市については、一部事務組合の計画処理区域が明確に定められていないため、市内全域の人口及び世帯数を記した。

4. ごみ処理施設

(1) ごみ焼却施設

(29年4月1日現在)

市町村又は一部事務組合	射水市	富山地区広域圏事務組合
施設名	クリーンピア射水	クリーンセンター
処理対象市町村名	射水市	富山市・滑川市・舟橋村・立山町・上市町
所在地	射水市西高木1150	中新川郡立山町末三賀103-3
T E L	0766-55-2730	076-462-1187
F A X	0766-55-4535	076-463-4583
着工・竣工年月日	(着工) 平12.8.1 (竣工) 平15.3.31	(着工) 平11.6.29 (竣工) 平15.3.19
敷地面積	32,945m ²	51,974m ²
建物面積	4,755m ²	48,478m ²
公称処理能力	138 t / 24h	810 t / 24h
設計ばいじん濃度	0.01 g / Nm ³	0.01 g / Nm ³
施設の内容	型式	神戸製鋼所式 全連続炉
	基數	46 t / 24h × 3基
	通風	平衡通風
	煙突	(高さ) 59.5m (頂上口径) 0.7m × 3本
	除じん設備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
	トラックスケールの有無	秤量 30 t × 2基
	ごみピットの有無	容量 2,851m ³
	灰ピットの有無	スラグバンカ 容量 19m ³
	助燃装置	ロータリーバーナー 3基 (灯油)
	排水処理設備	凝集沈でん
余熱利用設備	給湯、冷暖房、発電	多目的温水利用施設、発電 (プール、浴場)
附帯設備	発電設備 1,470kW 灰溶融施設 12 t × 1基	発電設備 20,000kW 灰溶融施設 70 t × 2基
備考		

新川広域圏事務組合	高岡地区広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
エコぼ～と	高岡広域エコ・クリーンセンター	クリーンセンターとなみ
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	高岡市・氷見市・小矢部市	砺波市・南砺市
下新川郡朝日町三枚橋188-1	氷見市上田子字笛谷内50番地	砺波市太田1873-1
0765-83-0272	0766-91-2100	0763-32-5648
0765-83-0217	0766-91-9095	0763-32-5860
(着工) 平 7. 10. 23 (竣工) 平12. 3. 31	(着工) 平24. 1. 28 (竣工) 平26. 9. 30	(着工) 平元. 7. 10 (竣工) 平 3. 1. 31
13,726m ²	89,045m ²	16,728m ²
6,584m ²	4,405m ²	1,382m ²
174 t / 16 h	255 t / 24 h	73.2 t / 24 h
0.02 g / Nm ³	0.008 g / Nm ³	0.05 g / Nm ³
バブコック日立式 準連続炉	JFEエンジニアリング式 全連続炉	タクマ式 全連続炉
58 t / 16 h × 3 基	85 t / 24 h × 3 基	36.6 t / 24 h × 2 基
強制通風	平衡通風	平衡通風
(高さ) 59m (頂上口径) 1.18m × 3 本	(高さ) 59m (頂上口径) 0.7m × 3 本	(高さ) 50m (頂上口径) 0.9m × 2 本
ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)
秤量 30 t	秤量 30 t × 2 基	秤量 30 t
容量 2,680m ³	容量 5,700m ³	容量 920m ³
ダストバンカー 容量 15m ³	灰ピット 容量157m ³	灰バンカー 容量 7.5m ³ × 2
動燃バーナー 12基 (灯油)	ロータリーバーナー 3基 (灯油) 再燃装置 3基 (灯油)	ロータリーバーナー 2基 (A重油)
凝集沈でん+ろ過	ごみ汚水：ごみピット返送 プラント排水：再利用	凝集沈でん+ろ過、循環
融雪・給湯・暖房・複合温浴施設	発電、給湯、融雪	給湯、暖房
灰固化形化装置	発電設備 4,600kW 可燃性粗大ごみ破碎機	

(2) 粗大ごみ処理施設

市町村又は一部事務組合	氷見市	富山地区広域圏事務組合
施設名	氷見市不燃物処理センター	リサイクルセンター
処理対象市町村名	氷見市	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町
所在地	氷見市床鍋28	富山市辰尾170-1
T E L	0766-76-1153	076-429-3121
F A X	0766-76-1153	076-428-0002
着工・竣工年月日	(着工) 昭55. 11. 27 (竣工) 昭57. 9. 10	(着工) 平15. 3. 27 (竣工) 平17. 3. 14
敷地面積	埋立処分施設内	23, 889m ²
建物面積	493. 69m ²	4, 561m ²
公称処理能力	20 t / 5 h	70 t / 5 h
施設の内容	型式	久保田式 堅型、破碎 住友金属工業式 2軸せん断式 近畿工業式 回轉式破碎機
	圧縮機	1基
	破碎機	2基
	振動選別機	1基 (トロンメル)
	電磁選別機	1基
	騒音防歎設備	屋内装置
	粉じん防歎設備	サイクロン、バグフィルター サイクロン、バグフィルター
	トラックスケール	有 (30 t、2基)
	ごみピット	1, 500m ³ 1基
附帯設備		
備考		

新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター	クリーンセンターとなみ粗大ごみ処理プラント
魚津市・黒部市・入善町・朝日町	砺波市・南砺市
黒部市宮沢99	砺波市太田1873-1
0765-52-4808	0763-32-5648
0765-52-4808	0763-32-5860
(着工) 昭63. 8. 1 (竣工) 平2. 3. 10	(着工) 平7. 9. 1 (竣工) 平8. 9. 30
5,900m ²	ごみ焼却施設敷地内
1,204m ²	1,041m ²
40 t / 5 h	9 t / 5 h
日本鋼管式 圧縮、破碎	東レエンジニアリング式 破碎
1基	
1基	2基
1基	1基 (トロンメル)
1基	1基
	屋内装置
サイクロン、バグフィルター	サイクロン、バグフィルター
有(20t)	有(ごみ焼却場と共に)
30m ³ 1基	

(3) 廃棄物再生利用施設

市町村	氷見市	射水市	富山地区広域圏事務組合
施設名	氷見市リサイクルプラザ	ミライクル館(処理棟)	リサイクルセンター
処理対象市町村名	氷見市	射水市	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町
所在地	氷見市新保25-1	射水市西高木1150	富山市辰尾170-1
T E L	0766-76-8020	0766-55-8650	076-429-3121
F A X	0766-76-8020	0766-55-8665	076-428-0002
着工・竣工年月日	(着工)平11.6.23 (竣工)平12.3.24	(着工)平13.9. (竣工)平15.3.	(着工)平6.12.6 (竣工)平7.12.15
敷地面積	8,760 m ²	4,377m ²	23,889m ²
建物面積	2,095 m ² (延床面積)	1,324m ²	3,044m ²
公称処理	16 t／5 h	8.74 t／5 h	40.6 t／5 h
種類別処理能力	7 t／5 h (かん・びん類処理)	2.22 t／5 h (金属缶処理)	10 t／5 h (大型金属類資源化施設)
	3 t／5 h (ペット・発泡スチロール・紙パック・ダンボール処理)	0.33 t／5 h (ペット処理)	7.6 t／5 h (缶分別施設)
	6 t／5 h (その他プラスチック・その他紙処理)	6.19 t／5 h (その他プラスチック・その他紙処理)	23 t／5 h (ビン選別施設)
施設の内容	圧縮機	4基	3基
	破碎機		1基
	電磁選別機	1基	2基
	トラックスケール	有り	有り(粗大ごみ処理施設と併用)
備考	発泡スチロール減容機: 1基		

砺波広域圏 事務組合
南砺リサイクルセンター
南砺市
南砺市立野原西966
0763-62-4710
0763-62-2856
(着工)平6.2.25 (竣工)平7.3.15
14,341m ²
1,331m ²
8 t / 5 h
3.20 t / 5 h (ガラス、陶磁器類処理)
3.20 t / 5 h (金属類処理)
1.60 t / 5 h (可燃粗大処理)
1基
3基
1基
有り (ごみ燃料化施設と併用)

(4) 最終処分場（埋立処分）

市町村又は一部事務組合	富 山 市	高 岡 市
施 設 名	山本最終処分場	埋立処分場（B地区）
所 在 地	富山市山本字水木谷19	高岡市手洗野尾久保18
所 在 地 の 状 況	山間	山間
土 地 所 有	自己所有（一部借地）	自己所有
埋 立 物	不燃物・焼却灰・破碎残査	不燃物・焼却灰
埋 立 開 始 年 月	昭和61年5月	昭和56年7月
最 終 予 定 年 月	平成40年3月	平成39年3月
総 面 積	76,400m ²	234,800m ² ※
埋 立 面 積	43,000m ²	25,000m ²
全 体 容 量	555,000m ³	259,000m ³
残 余 容 量	87,653m ³	11,500m ³
埋立実績（28年度分）	403m ³ (325t)	600m ³ (1,086t)
トラックスケールの有無	有	有

高岡市	氷見市	小矢部市
埋立処分場（D地区）	不燃物処理センター	不燃物処理場
高岡市手洗野尾久保18	氷見市床鍋28	小矢部市峯坪野字上山234
山間	山間	山間
自己所有	その他	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰	不燃物・焼却灰
平成23年5月	昭和57年10月	平成2年4月
平成36年3月	平成30年	平成38年3月
234,800m ² ※	24,090m ²	23,900m ²
12,900m ²	13,200m ²	17,900m ²
115,000m ³	170,000m ³	135,000m ³
86,700m ³	63,415m ³	78,090m ³
4,400m ³ (6,620t)	2,606m ³ (3,411t)	1,129m ³ (1,699t)
有	有	有

※A,B,C,D地区合計 (A,C地区は埋立終了)

市町村又は一部事務組合	射水市	新川広域圏事務組合
施設名	野手埋立処分所	新川一般廃棄物最終処分場
所在地	射水市入会地字笛鎌野90	魚津市吉野2330
所在地の状況	山間	山間
土地所有	自己所有	自己所有
埋立物	不燃物・灰固化物	焼却灰・不燃物
埋立開始年月	昭和57年3月	平成12年4月
最終予定期月	平成40年3月	平成27年3月
総面積	71,000m ²	27,000m ²
埋立地面積	22,900m ²	12,000m ²
全体容量	280,000m ³	165,262m ³
残余容量	57,507m ³	105,429m ³
埋立実績(28年度分)	3,590m ³ (4,122t)	3,287m ³ (4,290t)
トラックスケールの有無	有	有

新川広域圏事務組合	新川広域圏事務組合	砺波広域圏事務組合
宮沢清掃センター一般廃棄物最終処分場	宮沢清掃センター新最終処分場	クリーンセンターとなみ一般廃棄物最終処分場
黒部市宮沢99	黒部市宮沢竹平1417	砺波市徳万
山間	山間	山間
自己所有	自己所有	自己所有
不燃物・焼却灰	不燃物・破碎残査	不燃物・焼却灰
平成2年4月	平成25年4月	平成13年4月
平成25年	平成39年	平成36年3月
31,558m ²	45,239m ²	77,651m ²
20,990m ²	3,300m ²	10,500m ²
216,200m ³	54,000m ³	57,000m ³
1,001m ³	50,598m ³	16,814m ³
0m ³ (0t)	637m ³ (750t)	2,478m ³ (2,545t)
有	有	有(焼却施設と共に)

市町村又は一部事務組合	砺波広域圏事務組合
施設名	南砺リサイクルセンター埋立地
所在地	南砺市藏原平ヶ原321
所在地の状況	山間
土地所有	借地(一部自己所有)
埋立物	ガラス陶磁器類・瓦・がれき等
埋立開始年月	昭和56年4月
最終予定期	平成29年3月
総面積	19,295m ²
埋立面積	3,180m ²
全容量	31,800m ³
残余容量	7,610m ³
埋立実績(28年度分)	87m ³ (87t)
トラックスケールの有無	有

5. し尿処理施設

市町村又は一部事務組合	富 山 市	高 岡 市
施 設 名	つばき園	高岡市し尿処理施設
処 理 対 象 市 町 村 名	富山市	高岡市
所 在 地	富山市米田20-1	高岡市四屋632-1 (四屋浄化センター内)
電 話 番 号	076-437-6699	0766-23-3050
着 工 ・ 竣 工 年 月 日	(着工)昭63. 7 (竣工)平 2. 2	(着工)平12. 12 (竣工)平15. 3
敷 地 面 積	10,020m ²	2,600m ²
建 物 面 積	1,737m ²	1,110m ²
公 称 处 理 能 力	90 kℓ／日	66 kℓ／日
設 計 放 流 水 質	BOD 300ppm COD 150ppm SS 300ppm	BOD 300ppm SS 300ppm
処 理 方 式	固液分離方式 (浄化槽汚泥専用処理)	好気性消化処理方式
希 釀 水	種 類	工業用水
	倍 率	5.7倍
放 流 先	河 川 名	公共下水道
	水質汚濁防止法の 県条例上乗せ基準	
一 次 处 理 施 設 消 化	設 槽	前曝気槽
二 次 处 理 装 置		
脱 硫 装 置		
脱 臭 設 備		酸・アルカリ洗浄+活性炭吸着
発 生 ガ ス 利 用		
汚 で い 处 理		脱水・焼却・埋立
附 帯 設 備		
備 考		

氷見市	射水市	砺波地方衛生施設組合
クリーンセンター	射水市衛生センター	クリーンシステムとなみ
氷見市	射水市	高岡市・砺波市・小矢部市・南砺市
氷見市惣領2545	射水市寺塚原904	高岡市福岡町土屋710
0766-91-2109	0766-82-8475	0766-64-2028
(着工)昭62. 10. 20 (竣工)平元. 3. 15	(着工)昭60. 8. 2 (竣工)昭60. 9. 30	(着工)平 9. 5. 24 (竣工)平12. 3. 10
6,929m ²	10,702m ²	13,938m ²
907m ²	3,698m ²	2,320m ²
45 kℓ／日	116 kℓ／日	104 kℓ／日
TN 10ppm BOD 10ppm	BOD 10ppm	BOD 10ppm
高負荷脱窒素処理方式	栗田式 活性汚泥(2段)	膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理
地下水・上水道	地下水	地下水
3倍	10倍	1.6倍
公共下水道	庄川(水質類型A)	小矢部川(水質類型C)
	BOD 10ppm	BOD 30ppm
活性汚泥方式	活性汚泥方式	
凝集沈殿	活性汚泥方式	
酸・アルカリ洗浄	酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着	生物脱臭、酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
脱水・焼却・埋立	焼却	脱水・乾燥・焼却・農地還元
	前処理(ドラムスクリーン・ベルトプレス) 水質試験室	水質試験室
		高度処理・凝集分離+活性炭

市町村又は一部事務組合	富山地区広域圏事務組合	富山地区広域圏事務組合
施 設 名	衛生センターし尿処理棟	衛生センター汚泥処理棟
処理対象市町村名	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町	富山市・滑川市・舟橋村・上市町・立山町
所 在 地	中新川郡上市町稗田1	中新川郡上市町稗田1
電 話 番 号	076-472-2294	076-472-2294
着工・竣工年月日	(着工)昭56. 1. 8 (竣工)昭58. 3. 20 (改良)平24. 5. 18 ~平26. 3. 20	(着工)平23. 5. 31 (竣工)平26. 3. 20
敷地面積		14,563m ²
建物面積	1,581m ²	2,610m ²
公称処理能力	60 kℓ／日	50 kℓ／日
設計放流水質	BOD 10ppm	BOD 600ppm SS 600ppm
処理方式	栗田式 活性汚泥(低2段)	固液分離方式
希釀水	種類	伏流水、地下水
	倍率	10倍
放流先	河川名	白岩川(水質類型A)
	水質汚濁防止法の県条例上乗せ基準	BOD 30ppm
一次処理施設	活性汚泥方式	混合曝気槽
消 化 槽		
二次処理装置	凝集沈殿槽、オゾン反応槽、砂ろ過器	
脱硫装置		
脱臭設備	酸+アルカリ次亜塩洗浄 活性炭吸着	生物脱臭 活性炭吸着
発生ガス利用		
汚でい処理	脱水・乾燥(肥料化)	脱水・乾燥(肥料化)
附帶設備	前処理(破碎機・ドラムスクリーン)	前処理(破碎機・ドラムスクリーン)
備考		

6. コミュニティ・プラント

市町村名	施設名	計画処理人口(人)	計画最大汚水量(m ³ /日)	施工年月
富山市	月岡緑町団地地域し尿処理施設	3,150 (2,324)	2,020	S 56. 10
	新保地区地域し尿処理施設	1,080 (355)	700	S 58. 5
	新保南地区地域し尿処理施設	610 (492)	281	H 13. 3

() : 現在の処理人口

7. 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類

(1) 産業廃棄物の種類

種類	内容
燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他熱エネルギー源を燃焼に依存している場合の焼却残灰など
汚泥	工場排水の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程でできる泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥など
廃油	鉱物性油、動植物性油、タールピッチなど
廃酸	廃硫酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくずなど、固形状液状のすべての合成高分子系化合物
紙くず	パルプ製造業、紙製造業、紙加工製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず、P C Bが塗布されたものなど
木くず	工作物の新装、改築又は除去によって生じた建設業に係る木くず並びに木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、梱包用木製パレット
繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる天然繊維くずなど
動植物性残さ	食料品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、醸造かす、発酵かす、魚のあら、動物の骨など、動植物に係る固形状の不要物など
動物系固形不要物	と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
ゴムくず	天然ゴムくず
金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリート二次製品の不要物、廃石膏ボード
鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さ、キューポラのノロ、ボタなど
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片その他これに類する不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどのふん尿
動物の死体	畜産農業から排出される牛・豚・にわとりなどの死体
ばいじん	大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は汚泥、廃油等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

種類	内容
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類に該当する燃えやすい廃油(タールピッチ類を除く)
廃酸	pH2.0以下の廃酸
廃アルカリ	pH12.5以上の廃アルカリ
感染性産業廃棄物	血液や使用済みの注射針などの感染性病原体が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物又はそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃P C B等、P C B汚染物、P C B処理物 廃水銀等(特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物等) 廃石綿等(石綿建材除去事業によって除去された石綿、集じん施設で集められた石綿集じん等) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん及びこれらの廃棄物を処分するため処理したものについて、有害物質が判定基準を超えて含まれるもの

8. 富山県産業廃棄物適正処理指導要綱の概要

(1) 目的

近年、経済規模の拡大や産業活動の活発化等に伴い産業廃棄物は増加し、その種類も多様化する一方、最終処分場など産業廃棄物処理施設の設置は地域住民の生活環境への影響に対する懸念などから、ますます困難になってきている。また、道路網の発達等により、産業廃棄物は県域を越えて広域的に移動されるようになり、県内への搬入量も増加する傾向にある。このことから、産業廃棄物処理施設の設置と県外産業廃棄物の県内搬入に適切に対応するため、7年2月10日に「富山県産業廃棄物適正処理指導要綱」を制定し、同年4月1日から施行している。

(2) 指導の内容

ア 産業廃棄物処理施設の設置指導(図1参照)

- ① 事業者等は、産業廃棄物処理施設のうち最終処分場又は焼却施設を設置するときは、廃棄物処理法に基づく許可申請の前に、知事と協議しなければならない。
- ② 事業者等は、あらかじめ関係地域住民に説明会を開催し、事業計画の内容を説明しなければならない。
- ③ 知事は、関係地域の範囲や事業計画に対する関係市町村長の意見を聴いて、事業者等に対し必要な措置を講ずるよう指導助言することができる。
- ④ 関係市町村長及び関係地域住民は、事業者等と環境保全協定を締結することができる。

イ 県外産業廃棄物の搬入指導(図2参照)

- ① 県外排出事業者は、要綱で定めた数量の産業廃棄物を県内に搬入しようとするときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。
- ② 県外排出事業者は、知事の承認を受けた産業廃棄物でなければ、県内に搬入してはならない。
- ③ 県内処分事業者は、知事が承認した県外産業廃棄物でなければ、処分してはならない。
- ④ 県外排出事業者及び県内処分事業者は、毎年、搬入実績及び処分実績を知事に報告しなければならない。

図1 産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ

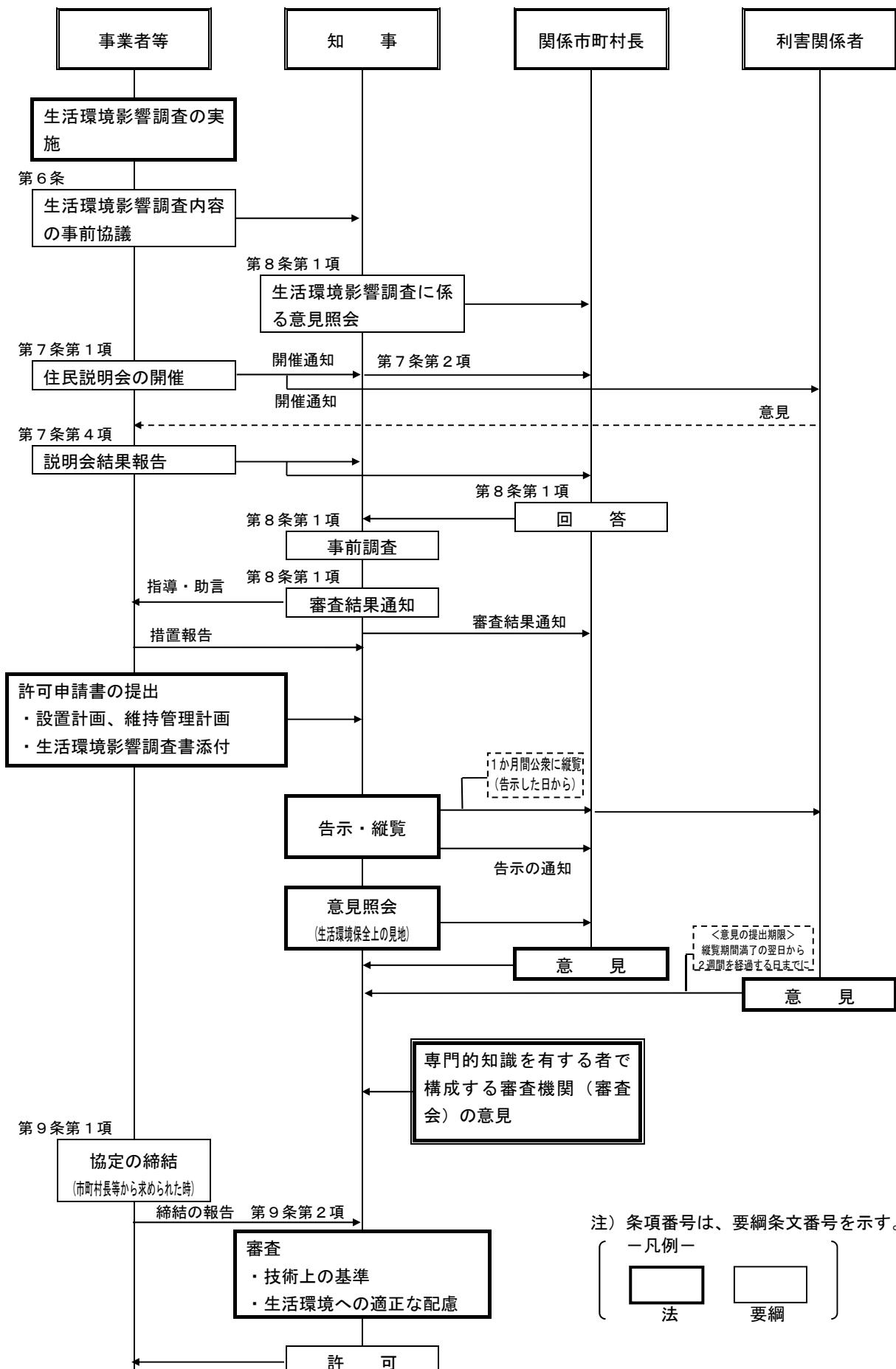
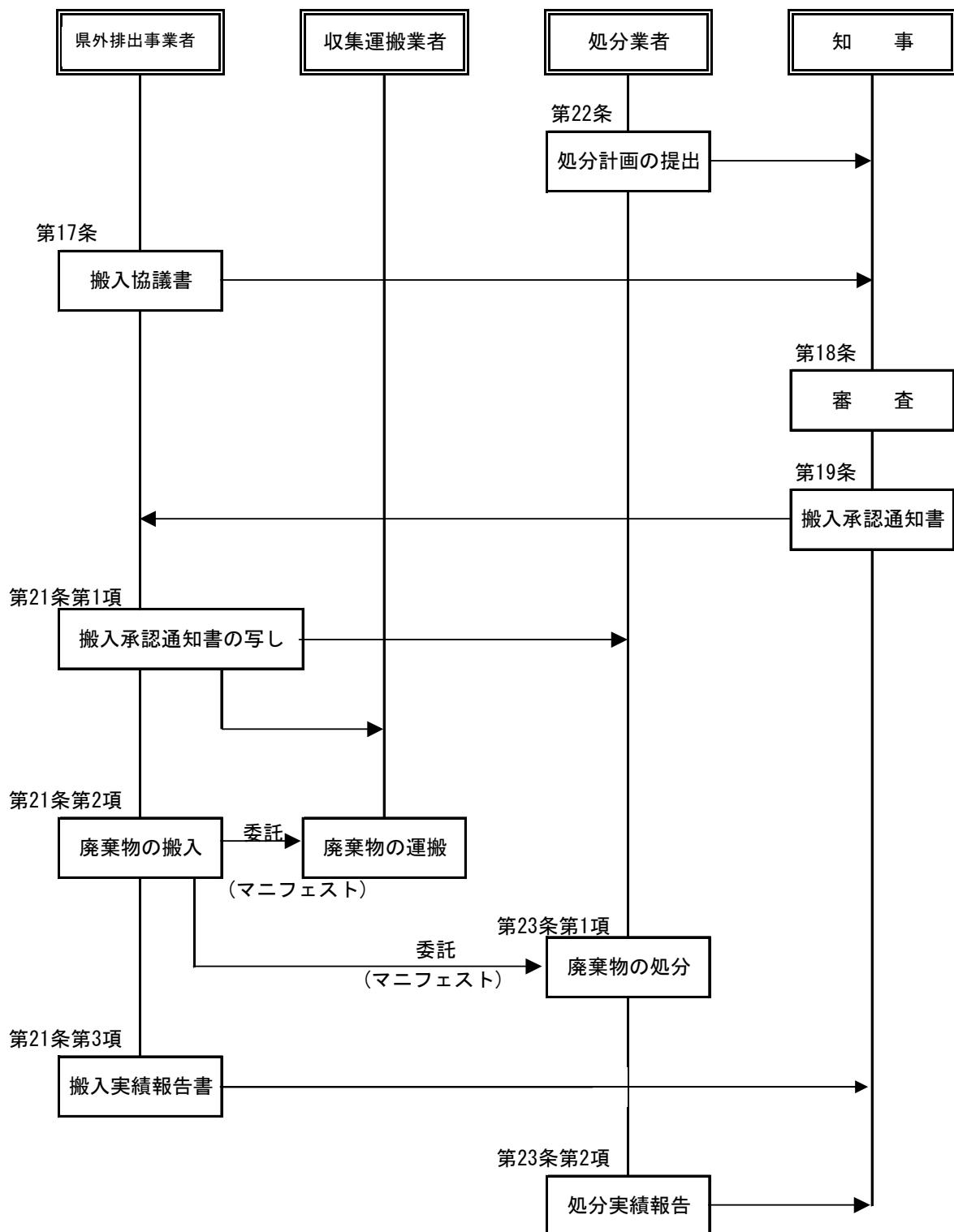
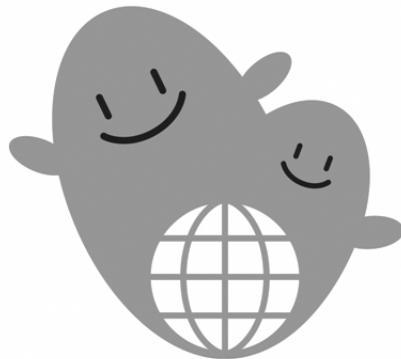


図2 県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ



富山県リサイクル認定マーク



廃棄物を利用して製造するリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所に掲示されています。

●コンセプト

地球を親子が包むデザインで、親子がハートを形作っており、世代を超えた人のつながりを示しています。人類が世代を超えて環境を大切にしようというメッセージを込めたマークです。

とやまエコ・ストア制度シンボルマーク



[愛称]

エコぼうや

レジ袋無料配布廃止に加え、資源物の店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取組む小売店舗に掲示されています。

●コンセプト

「eco」の頭文字「e」をモチーフに、頭にバナナを巻いた「店員さん」をイメージしています。頭の部分は緑と青で「大地と海=地球=環境」を表現しています。

【問合せ先】

富山県生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班

TEL 076-444-9618

FAX 076-444-3480

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1705/index.html

○リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみ使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。